

平成 20 年 度

# 地方税に関する参考計数資料

平成20年 2 月

総務省自治税務局

# 地方税に関する参考計数資料

## 目 次

1	平成20年度地方税及び地方譲与税収入見込額	1
2	平成20年度税制改正による事項別増減収見込額	5
3	国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移	6
4	国税及び地方税の累年比較	8
5	国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較	10
6	国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較	12
7	国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較	13
8	租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合	14
9	地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移	16
10	地方税の税目別収入額及びその割合の推移	22
11	地方税収入の税目別伸長率の推移	34
12	地方主要税目の納税義務者数の推移	36
13	平成19年度における市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調	38
14	超過課税の状況	42
15	平成19年度法定外税の実施状況	43
16	平成18年度における政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合	49
17	地方税の税率等の推移	50
18	平成18年度における都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合	124
19	平成18年度における道府県税及び市町村税収入の都道府県別所在状況	126
20	平成18年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況	128
21	平成18年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況	136
	（参考）超過課税及び法定外税を除いた地方税収入の都道府県別所在状況（平成18年度）	146
22	県民経済計算	148
23	主要経済指標の推移	150

## 1 平成20年度地方税及び地方譲与税収入見込額

## 1 地 方 税

## (1) 総 括 表

(単位：億円)

区 分	平成19年度 当初見込額 (A)	平 成 2 0 年 度							(G) の 構成割合 (%)	
		平成19年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成19年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)		(G) —×100 (A) (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道府県税	188,524	△ 80	188,444	△ 49	8	△ 41	188,403	△ 121	99.9	46.6
2. 市町村税	215,204	1,085	216,289	6	5	11	216,300	1,096	100.5	53.4
3. 計	403,728	1,005	404,733	△ 43	13	△ 30	404,703	975	100.2	100.0

地方法人特別譲与税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
再 計	403,728	1,005	404,733	△ 43	13	△ 30	404,703	975	100.2	100.0

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

区 分	平成19年度 当初見込額 (A)	平 成 2 0 年 度							(G) の 構成割合 (%)	
		平成19年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成19年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)		(G) —×100 (A) (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道府県税	168,251	780	169,031	△ 49	8	△ 41	168,990	739	100.4	41.8
2. 市町村税	235,477	225	235,702	6	5	11	235,713	236	100.1	58.2
3. 計	403,728	1,005	404,733	△ 43	13	△ 30	404,703	975	100.2	100.0

## (2) 税目別内訳

(単位：億円)

区 分	平成19年度 当初見込額 (A)	平 成 20 年 度						平成19年度 当初見込額 に対する増 減(△)取額 (G) - (A)	(G) —×100 (A) (%)
		平成19年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)取 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(△)取見込額			改正法によ る収入見込 額 (C) + (F)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)			
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	62,028	1,541	63,569	0	2	2	63,571	1,543	102.5
個人均等割	596	1	597				597	1	100.2
所得割	46,404	1,262	47,666	0		0	47,666	1,262	102.7
法人均等割	1,369	50	1,419				1,419	50	103.7
法人税割	9,669	△ 118	9,551		2	2	9,553	△ 116	98.8
利子割	1,637	670	2,307				2,307	670	140.9
配当割	969	134	1,103	0		0	1,103	134	113.8
株式等譲渡所得割	1,384	△ 458	926				926	△ 458	66.9
2. 事業税	58,881	1,518	60,399	△ 5	6	1	60,400	1,519	102.6
個人	2,408	△ 273	2,135				2,135	△ 273	88.7
法人	56,473	1,791	58,264	△ 5	6	1	58,265	1,792	103.2
3. 地方消費税	26,275	△ 1,120	25,155				25,155	△ 1,120	95.7
譲渡割	19,466	△ 1,803	17,663				17,663	△ 1,803	90.7
貨物割	6,809	683	7,492				7,492	683	110.0
4. 不動産取得税	5,145	△ 362	4,783	△ 18		△ 18	4,765	△ 380	92.6
5. 道府県たばこ税	2,807	△ 97	2,710				2,710	△ 97	96.5
6. ゴルフ場利用税	562	3	565				565	3	100.5
7. 自動車税	17,477	△ 329	17,148				17,148	△ 329	98.1
8. 鉱区税	4	0	4				4	0	100.0
9. 固定資産税(特例分等)	108	17	125				125	17	115.7
普通税計	173,287	1,171	174,458	△ 23	8	△ 15	174,443	1,156	100.7
(II) 目的税									
1. 自動車取得税	4,855	△ 806	4,049	△ 25		△ 25	4,024	△ 831	82.9
2. 軽油引取税	10,360	△ 446	9,914	0		0	9,914	△ 446	95.7
3. 狩猟税	22	1	23	△ 1		△ 1	22	0	100.0
目的税計	15,237	△ 1,251	13,986	△ 26		△ 26	13,960	△ 1,277	91.6
(III) 道府県税計	188,524	△ 80	188,444	△ 49	8	△ 41	188,403	△ 121	99.9

(単位：億円)

区 分	平成19年度 当初見込額 (A)	平 成 20 年 度						平成19年度 当初見込額 に対する増 減(△)取額 (G) - (A)	(G) —×100 (A) (%)
		平成19年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)取 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(△)取見込額			改正法によ る収入見込 額 (C) + (F)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)			
B 市 町 村 税									
(I) 普 通 税									
1. 市 町 村 民 税	102,996	△ 1,111	101,885	0	5	5	101,890	△ 1,106	98.9
個人均等割	1,753	33	1,786				1,786	33	101.9
所得割	72,586	△ 795	71,791	0		0	71,791	△ 795	98.9
法人均等割	3,902	107	4,009				4,009	107	102.7
法人税割	24,755	△ 456	24,299		5	5	24,304	△ 451	98.2
2. 固 定 資 産 税	86,825	2,037	88,862	5		5	88,867	2,042	102.4
土地	33,817	78	33,895				33,895	78	100.2
家屋	35,662	1,315	36,977				36,977	1,315	103.7
償却資産	16,289	796	17,085	5		5	17,090	801	104.9
純固定資産税小計	85,768	2,189	87,957	5		5	87,962	2,194	102.6
交付金	957	△ 52	905				905	△ 52	94.6
納付金	100	△ 100	—				—	△ 100	皆減
交・納付金小計	1,057	△ 152	905				905	△ 152	85.6
3. 軽自動車税	1,636	54	1,690				1,690	54	103.3
4. 市町村たばこ税	8,618	△ 297	8,321				8,321	△ 297	96.6
5. 鉱産税	15	3	18				18	3	120.0
6. 特別土地保有税	21	△ 6	15				15	△ 6	71.4
普通税計	200,111	680	200,791	5	5	10	200,801	690	100.3
(II) 目的税									
1. 入湯税	247	12	259				259	12	104.9
2. 事業所税	3,026	164	3,190	1		1	3,191	165	105.5
3. 都市計画税	11,820	229	12,049	0		0	12,049	229	101.9
4. 水利地益税等	0	0	0				0	0	—
目的税計	15,093	405	15,498	1		1	15,499	406	102.7
(III) 市町村税計	215,204	1,085	216,289	6	5	11	216,300	1,096	100.5

## 2 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	平成19年度 当初見込額  (A)	平 成 20 年 度					平成19年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額  (E) - (A)	$\frac{(E)}{(A)} \times 100$  (%)
		平成19年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B)  (C)	制度改正に よる増減 (△) 収見 込額  (D)	改正法によ る収入見込 額 (C) + (D)  (E)	平成19年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額		
1. 地方道路譲与税	3,072	△ 74	2,998		2,998	△ 74	97.6	
2. 石油ガス譲与税	140	0	140		140	0	100.0	
3. 自動車重量譲与税	3,599	2	3,601		3,601	2	100.1	
4. 航空機燃料譲与税	167	△ 3	164		164	△ 3	98.2	
5. 特別とん譲与税	113	11	124		124	11	109.7	
6. 地方法人特別譲与税	—	—	—	—	—	—	—	
合 計	7,091	△ 64	7,027		7,027	△ 64	99.1	

※ 地方法人特別譲与税は平成21年度から譲与することとしている。

2 平成20年度税制改正による事項別増減収見込額

(単位：億円)

改 正 事 項	初 年 度			平 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税	0	0	0	728	△ 12	716
(1) 寄附金税制の拡充	0	0	0	△ 8	△ 12	△ 20
(2) 配当課税の見直し	0		0	736		736
2 法人事業税	△ 5		△ 5	△ 26,176		△ 26,176
(1) 標準税率の見直し	△ 5		△ 5	△ 26,175		△ 26,175
(2) ガス供給業の託送料金に係る特例措置の創設	0		0	△ 1		△ 1
3 不動産取得税	△ 18		△ 18	△ 19		△ 19
(1) 都市再生緊急整備地域等における一定の新築家屋 (住宅を除く)に係る課税標準の特例措置の創設	△ 13		△ 13	△ 13		△ 13
(2) その他	△ 5		△ 5	△ 6		△ 6
4 自動車取得税	△ 25		△ 25	△ 1		△ 1
(1) 平成21年自動車排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車に係る税率の特例措置の創設	0		0	0		0
(2) 低燃費車に係る課税標準の特例措置に係る見直し	△ 25		△ 25	△ 2		△ 2
(3) 環境性能に優れた大型ディーゼル車に係る税率の特例措置の見直し	0		0	1		1
5 軽油引取税	0		0	0		0
課税免除措置の拡充	0		0	0		0
6 狩猟税	△ 1		△ 1	△ 1		△ 1
対象鳥獣捕獲員に係る税率の特例措置の創設	△ 1		△ 1	△ 1		△ 1
7 固定資産税		5	5		△ 70	△ 70
(1) 長期優良住宅に係る減額措置の創設		0	0		△ 69	△ 69
(2) 省エネ改修住宅に係る減額措置の創設		0	0		△ 19	△ 19
(3) 非課税等特別措置の整理合理化等		5	5		18	18
8 事業所税		1	1		1	1
非課税等特別措置の整理合理化等		1	1		1	1
9 都市計画税		0	0		0	0
非課税等特別措置の整理合理化等		0	0		0	0
合 計	△ 49	6	△ 43	△ 25,469	△ 81	△ 25,550
国の税制改正に伴うもの	8	5	13	△ 6	5	△ 1
法人住民税	2	5	7	2	5	7
法人事業税	6		6	△ 8		△ 8
再 計	△ 41	11	△ 30	△ 25,475	△ 76	△ 25,551

地方譲与税

地方法人特別譲与税				25,993		25,993
再 々 計 (地方法人特別譲与税を含む計)	△ 41	11	△ 30	518	△ 76	442

(注) 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。

2  
増  
減  
制  
改  
正  
に  
込  
よ  
額  
る

### 3 国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移

年 度	区 分	国 内 総 生 産 ( 名 目 )		国 民 所 得	
		実 額	対前年度伸長率 (%)	実 額	対前年度伸長率 (%)
昭 和 27 年 度		—	—	52,159	117.6
28		—	—	60,015	115.1
29		—	—	65,917	109.8
30		85,979	—	69,733	105.8
31		96,477	112.2	78,962	113.2
32		110,641	114.7	88,681	112.3
33		118,451	107.1	93,829	105.8
34		138,970	117.3	110,421	117.7
35		166,806	120.0	134,967	122.2
36		201,708	120.9	160,819	119.2
37		223,288	110.7	178,933	111.3
38		262,286	117.5	210,933	117.9
39		303,997	115.9	240,514	114.0
40		337,653	111.1	268,270	111.5
41		396,989	117.6	316,448	118.0
42		464,454	117.0	375,477	118.7
43		549,470	118.3	437,209	116.4
44		650,614	118.4	521,178	119.2
45		752,985	115.7	610,297	117.1
46		828,993	110.1	659,105	108.0
47		964,863	116.4	779,369	118.2
48		1,167,150	121.0	958,396	123.0
49		1,384,511	118.6	1,124,716	117.4
50		1,523,616	110.0	1,239,907	110.2
51		1,712,934	112.4	1,403,972	113.2
52		1,900,945	111.0	1,557,032	110.9
53		2,086,022	109.7	1,717,785	110.3
54		2,252,372	108.0	1,822,066	106.1
55		2,462,664	109.0	2,032,410	109.5
56		2,619,143	106.4	2,118,783	104.2
57		2,745,722	104.8	2,200,091	103.8
58		2,862,782	104.3	2,312,854	105.1
59		3,068,093	107.2	2,431,547	105.1
60		3,274,332	106.7	2,610,890	107.4
61		3,419,205	104.4	2,680,934	102.7
62		3,595,089	105.1	2,818,190	105.1
63		3,867,361	107.6	3,039,679	107.9
平 成 元 年 度		4,147,429	107.2	3,222,073	106.0
2		4,499,971	108.5	3,483,454	108.1
3		4,722,614	104.9	3,710,808	106.5
4		4,838,375	102.5	3,693,236	99.5
5		4,806,615	99.3	3,690,327	99.9
6		4,870,175	102.2	3,740,795	101.4
7		4,964,573	101.9	3,742,775	100.1
8		5,084,328	102.4	3,806,211	103.3
9		5,133,064	101.0	3,819,989	100.4
10		5,033,044	98.1	3,689,215	96.6
11		4,995,442	99.3	3,643,409	98.8
12		5,041,188	100.9	3,718,039	102.0
13		4,936,447	97.9	3,613,335	97.2
14		4,898,752	99.2	3,557,610	98.5
15		4,937,475	100.8	3,580,792	100.7
16		4,984,906	101.0	3,638,976	101.6
17		5,038,447	101.1	3,666,612	100.8
18		5,118,770	101.6	3,732,466	101.8
19 実 績 見 込		5,160,000	100.8	3,773,000	101.1
20 見 込		5,269,000	102.1	3,844,000	101.9

- (注) 1 国内総生産(名目)は、平成18年度までは「国民経済計算」による実績、平成19年度実績見込及び平成20年度見込は「平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成20年1月18日閣議決定)における額を掲げた。
- 2 国民所得は、平成18年度までは実績、平成19年度実績見込及び平成20年度見込は(注)1と同様の経済見通しの参考資料における額を掲げた。
- 3 鉱工業生産指数は、経済産業省発表の平成12年=100を基準とした年度の指数(総合)である。なお、平成18年度までは実績、平成19年度実績見込及び平成20年度見込は(注)1と同様の経済見通しの対前年度伸長率を掲げた。



(単位 億円)

鉱工業生産指数		地方財政歳出総額		地方税収入総額		区分 年度
指数12年=100	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)	
—	—	8,289	126.4	3,078	113.0	昭 和 27 年 度
5.4	—	10,362	125.0	3,361	109.2	28
5.6	103.7	11,290	109.0	3,659	108.9	29
6.3	112.5	11,369	100.7	3,815	104.3	30
7.7	122.2	12,061	106.1	4,499	117.9	31
8.7	113.0	13,425	111.3	5,272	117.2	32
8.7	100.0	14,556	108.4	5,439	103.2	33
10.9	125.3	16,239	111.6	6,109	112.3	34
13.3	122.0	19,249	118.5	7,442	121.8	35
15.8	118.8	23,911	124.2	9,065	121.8	36
16.5	104.4	28,874	120.8	10,567	116.6	37
19.2	116.4	33,088	114.6	12,129	114.8	38
21.6	112.5	38,220	115.5	13,996	115.4	39
22.3	103.2	43,651	114.2	15,494	110.7	40
26.1	117.0	50,262	115.1	17,686	114.1	41
30.8	118.0	57,255	113.9	21,495	121.5	42
35.5	115.3	67,296	117.5	25,801	120.0	43
41.4	116.6	80,339	119.4	30,902	119.8	44
45.9	110.9	98,149	122.2	37,507	121.4	45
46.8	102.0	119,095	121.3	42,358	112.9	46
51.6	110.3	146,183	122.7	50,044	118.1	47
58.0	112.4	174,739	119.5	64,913	129.7	48
52.3	90.2	228,879	131.0	82,375	126.9	49
50.0	95.6	256,545	112.1	81,548	99.0	50
55.4	110.8	289,070	112.7	95,641	117.3	51
57.2	103.2	333,621	115.4	110,052	115.1	52
61.2	107.0	383,470	114.9	122,371	111.2	53
66.1	108.0	420,779	109.7	140,315	114.7	54
67.5	102.1	457,808	108.8	158,938	113.3	55
68.8	101.9	491,653	107.4	173,255	109.0	56
68.5	99.6	511,333	104.0	186,286	107.5	57
72.3	105.5	523,069	102.3	198,413	106.5	58
78.4	108.4	538,700	103.0	214,939	108.3	59
80.3	102.4	562,935	104.5	233,165	108.5	60
80.1	99.8	587,171	104.3	246,282	105.6	61
85.0	106.1	632,201	107.7	272,040	110.5	62
92.4	108.7	664,016	105.0	301,169	110.7	63
96.4	104.3	727,290	109.5	317,951	105.6	平 成 元 年 度
101.2	105.0	784,732	107.9	334,504	105.2	2
100.5	99.3	838,065	106.8	350,727	104.8	3
94.5	94.0	895,597	106.9	345,683	98.6	4
91.1	96.4	930,764	103.9	335,913	97.2	5
93.9	103.1	938,178	100.8	325,391	96.9	6
95.9	102.1	989,445	105.5	336,750	103.5	7
99.1	103.3	990,261	100.1	350,937	104.2	8
100.2	101.1	976,738	98.6	361,555	103.0	9
93.4	93.2	1,001,975	102.6	359,222	99.4	10
95.8	102.6	1,016,291	101.4	350,261	97.5	11
99.9	104.3	976,164	96.1	355,464	101.5	12
90.8	90.9	974,317	99.8	355,488	100.0	13
93.3	102.8	948,394	97.3	333,785	93.9	14
96.6	103.5	925,818	97.6	326,657	97.9	15
100.5	104.0	912,479	98.6	335,388	102.7	16
102.1	101.6	906,973	99.4	348,044	103.8	17
107.0	104.8	892,106	98.4	365,062	104.9	18
—	102.4	831,261	93.2	404,164	110.7	19 実 績 見 込
—	102.2	834,014	100.3	412,080	102.0	20 見 込

4 地方財政歳出総額は、昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を控除した額、昭和28年度から平成18年度までは純計決算額(平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業債償還時補助金と相殺された償還金を除く)、平成19年度実績見込及び平成20年度見込は地方財政計画における額を掲げた。

5 地方税収入総額は、平成18年度までは決算額、平成19年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成20年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。

#### 4 国税及び地方税の累年比較

年度	区 分	国		税	
		税 額	A	租税総額に対する割合A/C (%)	
昭 和 5 年 度		1,103百万円		64.7	
8		1,002		64.3	
10		1,202		65.5	
14		2,933		79.5	
16		4,931	( 4,508)百万円	84.9	(77.6)
20		11,541	( 10,693)	92.1	(85.4)
25		5,702億円	( 4,617)億円	75.2	(60.9)
26		7,228	( 6,028)	72.6	(60.6)
27		8,422	( 6,972)	73.2	(60.6)
28		9,420	( 8,041)	73.7	(62.9)
29		9,333	( 7,834)	71.8	(60.3)
30		9,363	( 7,542)	71.1	(57.2)
31		10,862	( 8,975)	70.7	(58.4)
32		12,015	( 9,690)	69.5	(56.1)
33		11,904	( 9,340)	68.6	(53.9)
34		13,714	( 10,796)	69.2	(54.5)
35		18,010	( 14,538)	70.8	(57.1)
36		22,269	( 17,797)	71.1	(56.8)
37		23,897	( 18,714)	69.3	(54.3)
38		27,306	( 21,143)	69.2	(53.6)
39		31,592	( 24,646)	69.3	(54.1)
40		32,785	( 25,123)	67.9	(52.0)
41		36,630	( 27,740)	67.4	(51.1)
42		43,946	( 33,404)	67.2	(51.0)
43		53,220	( 41,359)	67.3	(52.3)
44		64,532	( 48,868)	67.6	(51.2)
45		77,732	( 58,548)	67.5	(50.8)
46		84,426	( 63,370)	66.6	(50.0)
47		103,977	( 78,313)	67.5	(50.8)
48		140,473	(106,237)	68.4	(51.7)
49		157,544	(113,332)	65.7	(47.2)
50		145,043	(109,051)	64.0	(48.1)
51		168,020	(126,260)	63.7	(47.9)
52		184,341	(134,090)	62.6	(45.5)
53		232,239	(173,275)	65.5	(48.9)
54		249,566	(188,325)	64.0	(48.3)
55		283,688	(203,478)	64.1	(46.0)
56		304,551	(214,685)	63.7	(44.9)
57		320,031	(241,185)	63.2	(47.6)
58		341,621	(263,473)	63.3	(48.8)
59		367,748	(274,004)	63.1	(47.0)
60		391,502	(288,694)	62.7	(46.2)
61		428,510	(326,334)	63.5	(48.4)
62		478,068	(362,080)	63.7	(48.3)
63		521,938	(389,953)	63.4	(47.4)
平 成 元 年 度		571,361	(403,288)	64.2	(45.3)
2		627,798	(451,860)	65.2	(47.0)
3		632,110	(456,915)	64.3	(46.5)
4		573,964	(413,149)	62.4	(44.9)
5		571,142	(411,418)	63.0	(45.4)
6		540,007	(400,270)	62.4	(46.3)
7		549,630	(407,207)	62.0	(45.9)
8		552,261	(395,767)	61.1	(43.8)
9		556,007	(387,457)	60.6	(42.2)
10		511,977	(362,975)	58.8	(41.7)
11		492,139 < 367,165 >	(361,605) [355,206]	58.4 < 43.6 >	(42.9) [42.2]
12		527,209 < 379,358 >	(377,145) [368,005]	59.7 < 43.0 >	(42.7) [41.7]
13		499,684 < 356,149 >	(330,078) [321,060]	58.4 < 41.6 >	(38.6) [37.5]
14		458,442 < 334,172 >	(296,345) [287,309]	57.9 < 42.2 >	(37.4) [36.3]
15		453,694 < 340,612 >	(282,827) [272,765]	58.1 < 43.6 >	(36.2) [35.0]
16		481,029 < 343,833 >	(314,162) [303,113]	58.9 < 42.1 >	(38.5) [37.1]
17		522,905 < 364,797 >	(347,749) [332,569]	60.0 < 41.9 >	(39.9) [38.2]
18		541,169 < 357,191 >	(347,332) [339,172]	59.7 < 39.4 >	(38.3) [37.4]
19 実 績 見 込		541,793 < 391,498 >	(379,164) [376,044]	57.3 < 41.4 >	(40.1) [39.8]
20 見 込		551,399 < 399,715 >	(387,100) [382,366]	57.2 < 41.5 >	(40.2) [39.7]

- (注) 1 国税には特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成18年度までは決算額、平成19年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成20年度見込は当初予算額である。  
2 地方税は、平成18年度までは決算額、平成19年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成20年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。  
3 国税欄の< >内は、国税から地方交付税のうち法定五税分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を控除した場合の金額であり、地方税欄の< >内は、地方税に地方交付税のうち法定五税分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を加算した場合の金額である。

地 方 税		租 税 総 額		区 分 年 度
税 額 B	租税総額に対する割合B/C (%)	税 額 C		
601百万円	35.3	1,704百万円	昭和5年度	
557	35.7	1,559	8	
632	34.5	1,834	10	
757	20.5	3,690	14	
879 (1,302)百万円	15.1 (22.4)	5,810	16	
986 (1,834)	7.9 (14.6)	12,527	20	
1,883億円 (2,968)億円	24.8 (39.1)	7,585億円	25	
2,723 (3,923)	27.4 (39.4)	9,951	26	
3,078 (4,528)	26.8 (39.4)	11,500	27	
3,361 (4,740)	26.3 (37.1)	12,781	28	
3,659 (5,158)	28.2 (39.7)	12,992	29	
3,815 (5,636)	28.9 (42.8)	13,178	30	
4,499 (6,386)	29.3 (41.6)	15,361	31	
5,272 (7,597)	30.5 (43.9)	17,287	32	
5,439 (8,003)	31.4 (46.1)	17,343	33	
6,109 (9,027)	30.8 (45.5)	19,823	34	
7,442 (10,914)	29.2 (42.9)	25,452	35	
9,065 (13,537)	28.9 (43.2)	31,334	36	
10,567 (15,750)	30.7 (45.7)	34,464	37	
12,129 (18,292)	30.8 (46.4)	39,435	38	
13,996 (20,942)	30.7 (45.9)	45,588	39	
15,494 (23,156)	32.1 (48.0)	48,279	40	
17,686 (26,576)	32.6 (48.9)	54,316	41	
21,495 (32,037)	32.8 (49.0)	65,441	42	
25,801 (37,662)	32.7 (47.7)	79,021	43	
30,902 (46,566)	32.4 (48.8)	95,434	44	
37,507 (56,691)	32.5 (49.2)	115,239	45	
42,358 (63,414)	33.4 (50.0)	126,784	46	
50,044 (75,708)	32.5 (49.2)	154,021	47	
64,913 (99,149)	31.6 (48.3)	205,386	48	
82,375 (126,587)	34.3 (52.8)	239,919	49	
81,548 (117,540)	36.0 (51.9)	226,591	50	
95,641 (137,401)	36.3 (52.1)	263,661	51	
110,052 (160,303)	37.4 (54.5)	294,393	52	
122,371 (181,335)	34.5 (51.1)	354,610	53	
140,315 (201,556)	36.0 (51.7)	389,881	54	
158,938 (239,148)	35.9 (54.0)	442,626	55	
173,255 (263,121)	36.3 (55.1)	477,806	56	
186,286 (265,132)	36.8 (52.4)	506,317	57	
198,413 (276,561)	36.7 (51.2)	540,034	58	
214,939 (308,683)	36.9 (53.0)	582,687	59	
233,165 (335,973)	37.3 (53.8)	624,667	60	
246,282 (348,458)	36.5 (51.6)	674,792	61	
272,040 (388,028)	36.3 (51.7)	750,108	62	
301,169 (433,154)	36.6 (52.6)	823,107	63	
317,951 (486,024)	35.8 (54.7)	889,312	平成元年度	
334,504 (510,442)	34.8 (53.0)	962,302	2	
350,727 (525,922)	35.7 (53.5)	982,837	3	
345,683 (506,498)	37.6 (55.1)	919,647	4	
335,913 (495,637)	37.0 (54.6)	907,055	5	
325,391 (465,128)	37.6 (53.7)	865,398	6	
336,750 (479,173)	38.0 (54.1)	886,380	7	
350,937 (507,431)	38.9 (56.2)	903,198	8	
361,555 (530,105)	39.4 (57.8)	917,562	9	
359,222 (508,224)	41.2 (58.3)	871,199	10	
350,261<475,235> (480,795) [487,194]	41.6 <56.4> (57.1) [57.8]	842,400	11	
355,464<503,315> (505,528) [514,668]	40.3 <57.0> (57.3) [58.3]	882,673	12	
355,488<499,023> (525,094) [534,112]	41.6 <58.4> (61.4) [62.5]	855,172	13	
333,785<458,055> (495,882) [504,918]	42.1 <57.8> (62.6) [63.7]	792,227	14	
326,657<439,739> (497,524) [507,586]	41.9 <56.4> (63.8) [65.0]	780,351	15	
335,388<472,584> (502,255) [513,304]	41.1 <57.9> (61.5) [62.9]	816,417	16	
348,044<506,152> (523,200) [538,380]	40.0 <58.1> (60.1) [61.8]	870,949	17	
365,062<549,040> (558,899) [567,059]	40.3 <60.6> (61.7) [62.6]	906,231	18	
404,164<554,459> (566,793) [569,913]	42.7 <58.6> (59.9) [60.2]	945,957	19 実績見込	
412,080<563,764> (576,379) [581,113]	42.8 <58.5> (59.8) [60.3]	963,479	20 見込	

4 国税欄の( )内は、国税から地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金及び地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)を控除した場合の金額であり、地方税欄の( )内は、地方税に地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金及び地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)を加算した場合の金額である。なお、この場合の地方交付税は、借入金及び剰余金の活用分を控除し、借入金償還金及び借入金等利子充当分を加算した金額である。

5 国税欄、地方税欄の[ ]内は、( )内の金額からさらに当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度及び平成20年度における特別交付金を含む)を国税については控除、地方税については加算した場合の金額である。

5 国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較

年 度	国 の 歳 出 A	地 方 の 歳 出 B	B / A
	百万円	百万円	%
明 治 2 5 年 度	77	48	62.3
3 0	224	91	40.6
3 1	220	99	45.0
3 2	254	116	45.7
3 3	293	136	46.4
3 4	267	149	55.8
3 5	289	160	55.4
3 6	250	166	66.4
3 7	277	134	48.4
3 8	421	137	32.5
3 9	464	175	37.7
4 0	602	209	34.7
4 1	636	238	37.4
4 2	553	272	49.2
4 3	569	288	50.6
4 4	585	397	67.9
大 正 元 年 度	594	329	55.4
2	574	313	54.5
3	648	300	46.3
4	583	296	50.8
5	591	315	53.3
6	735	344	46.8
7	1,017	469	46.1
8	1,172	611	52.1
9	1,360	883	64.9
1 0	1,490	999	67.0
1 1	1,430	1,191	83.3
1 2	1,521	1,135	74.6
1 3	1,625	1,198	73.7
1 4	1,525	1,300	85.2
昭 和 元 年 度	1,579	1,491	94.4
2	1,766	1,961	111.0
3	1,815	1,773	97.7
4	1,736	1,597	92.0
5	1,558	1,647	105.7
6	1,477	1,594	107.9
7	1,950	1,819	93.3
8	2,255	2,543	112.8
9	2,163	2,163	100.0
1 0	2,206	2,117	96.0
1 1	2,282	2,717	119.1
1 2	2,709	2,050	75.7
1 3	3,288	2,130	64.8
1 4	4,494	2,363	52.6
1 5	5,860	2,786	47.5
1 6	8,123	3,089	38.0
1 7	8,276	3,426	41.4
1 8	12,552	4,318	34.4
1 9	19,872	3,802	19.1
2 0	21,496	4,996	23.2
	億円	億円	
2 1	1,152	278	24.1
2 2	2,058	935	45.4
2 3	4,620	2,591	56.1
2 4	6,994	3,795	54.3
2 5	6,333	5,098	80.5
2 6	7,498	6,559	87.5
2 7	8,739	8,289	94.9

年 度	国 の 歳 出 A	地 方 の 歳 出 B	B / A
	億円	億円	%
昭 和 2 8 年 度	10,172	10,362	101.9
2 9	10,408	11,290	108.5
3 0	10,182	11,369	111.7
3 1	10,692	12,061	112.8
3 2	11,877	13,425	113.0
3 3	13,316	14,556	109.3
3 4	14,950	16,239	108.6
3 5	17,431	19,249	110.4
3 6	20,635	23,911	115.9
3 7	25,566	28,874	112.9
3 8	30,443	33,088	108.7
3 9	33,110	38,220	115.4
4 0	37,230	43,651	117.2
4 1	44,592	50,262	112.7
4 2	51,130	57,255	112.0
4 3	59,371	67,296	113.3
4 4	69,178	80,339	116.1
4 5	81,877	98,149	119.9
4 6	95,611	119,095	124.6
4 7	119,322	146,183	122.5
4 8	147,783	174,739	118.2
4 9	190,998	228,879	119.8
5 0	208,609	256,545	123.0
5 1	244,676	289,070	118.1
5 2	290,598	333,621	114.8
5 3	340,960	383,470	112.5
5 4	387,898	420,779	108.5
5 5	434,050	457,808	105.5
5 6	469,212	491,653	104.8
5 7	472,451	511,333	108.2
5 8	506,353	523,069	103.3
5 9	514,806	538,700	104.6
6 0	530,045	562,935	106.2
6 1	536,404	587,171	109.5
6 2	577,311	632,201	109.5
6 3	614,711	664,016	108.0
平 成 元 年 度	658,589	727,290	110.4
2	692,687	784,732	113.3
3	705,472	838,065	118.8
4	704,974	895,597	127.0
5	751,025	930,764	123.9
6	736,136	938,178	127.4
7	759,385	989,445	130.3
8	788,479	990,261	125.6
9	784,703	976,738	124.5
10	843,918	1,001,975	118.7
11	890,374	1,016,291	114.1
12	893,210	976,164	109.3
13	848,111	974,317	114.9
14	836,743	948,394	113.3
15	824,160	925,818	112.3
16	848,968	912,479	107.5
17	855,196	906,973	106.1
18	814,455	892,106	109.5
19 実 績 見 込	838,042	831,261	99.2
20 見 込	830,613	834,014	100.4

- (注) 1 国の歳出は平成18年度までは決算額、平成19年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成20年度見込は当初予算額で一般会計の計数である。
- 2 地方の歳出は、平成18年度までは決算額(ただし、昭和19年度及び昭和20年度は予算額)、平成19年度実績見込及び平成20年度見込は地方財政計画額であり、その会計区分は次のとおりである。
- 明治25年度～大正元年度 都道府県は普通経済のみ、市町村は普通経済及び特別経済の各合計  
大正2年度～昭和5年度 従来の合計から電気事業費及びガス事業費を除いた合計  
昭和6年度～昭和21年度 都道府県、市町村とも普通経済及び特別経済の合算額から電気、ガス、水道及び自動車の各事業費を除いた合計  
昭和22年度～昭和27年度 普通会計の合計  
昭和28年度～平成20年度 普通会計の純計
- 3 地方の歳出のうち大正元年度以降昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を、平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業償還時補助金と相殺された償還金を控除した計数である。

6 国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率		
		国 税	地 方 税	租 税 総 額	国 税	地 方 税	租 税 総 額
昭和9～11年度	百万円 14,372	百万円 1,226	百万円 629	百万円 1,855	% 8.5	% 4.4	% 12.9
16	35,834	4,931	879	5,810	13.8	2.5	16.2
19	56,937	12,715	862	13,577	22.3	1.5	23.8
24	億円 27,373	億円 6,361	億円 1,424	億円 7,785	23.2	5.2	28.4
25	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	5.6	22.4
26	44,346	7,228	2,723	9,951	16.3	6.1	22.4
27	52,159	8,422	3,078	11,500	16.1	5.9	22.0
28	60,015	9,420	3,361	12,781	15.7	5.6	21.3
29	65,917	9,333	3,659	12,992	14.2	5.6	19.7
30	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	5.5	18.9
31	78,962	10,862	4,499	15,361	13.8	5.7	19.5
32	88,681	12,015	5,272	17,287	13.5	5.9	19.5
33	93,829	11,904	5,439	17,343	12.7	5.8	18.5
34	110,421	13,714	6,109	19,823	12.4	5.5	18.0
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	5.5	18.9
36	160,819	22,269	9,065	31,334	13.8	5.6	19.5
37	178,933	23,897	10,567	34,464	13.4	5.9	19.3
38	210,993	27,306	12,129	39,435	12.9	5.7	18.7
39	240,514	31,592	13,996	45,588	13.1	5.8	19.0
40	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	5.8	18.0
41	316,448	36,630	17,686	54,316	11.6	5.6	17.2
42	375,477	43,946	21,495	65,441	11.7	5.7	17.4
43	437,209	53,220	25,801	79,021	12.2	5.9	18.1
44	521,178	64,532	30,902	95,434	12.4	5.9	18.3
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	6.1	18.9
46	659,105	84,426	42,358	126,784	12.8	6.4	19.2
47	779,369	103,977	50,044	154,021	13.3	6.4	19.8
48	958,396	140,473	64,913	205,386	14.7	6.8	21.4
49	1,124,716	157,544	82,375	239,919	14.0	7.3	21.3
50	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	6.6	18.3
51	1,403,972	168,020	95,641	263,661	12.0	6.8	18.8
52	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	7.1	18.9
53	1,717,785	(208,721) 232,239	122,371	(331,092) 354,610	(12.2) 13.5	7.1	(19.3) 20.6
54	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	7.7	21.4
55	2,032,410	283,688	158,938	442,626	14.0	7.8	21.8
56	2,118,783	304,551	173,255	477,806	14.4	8.2	22.6
57	2,200,091	320,031	186,286	506,317	14.5	8.5	23.0
58	2,312,854	341,621	198,413	540,034	14.8	8.6	23.3
59	2,431,547	367,748	214,939	582,687	15.1	8.8	24.0
60	2,610,890	391,502	233,165	624,667	15.0	8.9	23.9
61	2,680,934	428,510	246,282	674,792	16.0	9.2	25.2
62	2,818,190	478,068	272,040	750,108	17.0	9.7	26.6
63	3,039,679	521,938	301,169	823,107	17.2	9.9	27.1
平成元年度	3,222,073	571,361	317,951	889,312	17.7	9.9	27.6
2	3,483,454	627,798	334,504	962,302	18.0	9.6	27.6
3	3,710,808	632,110	350,727	982,837	17.0	9.5	26.5
4	3,693,236	573,964	345,683	919,647	15.5	9.4	24.9
5	3,690,327	571,142	335,913	907,055	15.5	9.1	24.6
6	3,740,795	540,007	325,391	865,398	14.4	8.7	23.1
7	3,742,775	549,630	336,750	886,380	14.7	9.0	23.7
8	3,806,211	552,261	350,937	903,198	14.5	9.2	23.7
9	3,819,989	556,007	361,555	917,562	14.6	9.5	24.0
10	3,689,215	511,977	359,222	871,199	13.9	9.7	23.6
11	3,643,409	492,139	350,261	842,400	13.5	9.6	23.1
12	3,718,039	527,209	355,464	882,673	14.2	9.6	23.7
13	3,613,335	499,684	355,488	855,172	13.8	9.8	23.7
14	3,557,610	458,442	333,785	792,227	12.9	9.4	22.3
15	3,580,792	453,694	326,657	780,351	12.7	9.1	21.8
16	3,629,009	481,029	335,388	816,417	13.3	9.2	22.5
17	3,676,303	522,905	348,044	870,949	14.2	9.5	23.7
18	3,732,466	541,169	365,062	906,231	14.5	9.8	24.3
19 実績見込	3,773,000	541,793	404,164	945,957	14.4	10.7	25.1
20 見 込	3,844,000	551,399	412,080	963,479	14.3	10.7	25.1

(注) 1 国民所得は、平成18年度までは実績、平成19年度実績見込及び平成20年度見込は「平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成20年1月18日閣議決定)の参考資料における額である。  
 2 国税には特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成18年度までは決算額、平成19年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成20年度見込は当初予算額である。なお、( )内は、年度所属区分の改正による増取額を除外した場合である。  
 3 地方税は、平成18年度までは決算額(昭和19年度は予算額)、平成19年度実績見込は最近における実勢を加味して算出した額、平成20年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。  
 4 国税及び地方税の租税負担率は、それぞれ算出し四捨五入してあるので、その合計は必ずしも租税総額と同率でない場合がある。

7 国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較

年 度	国 税	地 方 税	総 額	負 担 指 数
昭 和 1 6 年 度	68円	12円	80円	100
1 9	175	12	187	234
2 0	159	14	173	216
2 1	516	51	567	709
2 2	2,422	259	2,681	3,351
2 3	5,710	995	6,705	8,381
2 4	7,929	1,776	9,705	12,131
2 5	6,854	2,263	9,117	11,396
2 6	8,688	3,272	11,960	14,950
2 7	10,122	3,699	13,821	17,276
2 8	10,630	3,792	14,422	18,028
2 9	10,387	4,072	14,459	18,074
3 0	10,311	4,201	14,512	18,140
3 1	11,830	4,900	16,730	20,913
3 2	12,924	5,671	18,595	23,244
3 3	12,657	5,784	18,441	23,051
3 4	14,421	6,425	20,846	26,058
3 5	18,772	7,757	26,529	33,161
3 6	23,035	9,377	32,412	40,515
3 7	24,543	10,852	35,395	44,244
3 8	27,760	12,330	40,090	50,113
3 9	31,756	14,068	45,824	57,280
4 0	32,604	15,409	48,013	60,016
4 1	36,144	17,451	53,595	66,994
4 2	43,090	21,076	64,166	80,208
4 3	51,797	25,111	76,908	96,135
4 4	62,337	29,850	92,187	115,234
4 5	74,357	35,878	110,235	137,794
4 6	79,756	40,015	119,771	149,714
4 7	96,095	46,251	142,346	177,933
4 8	128,200	59,241	187,441	234,301
4 9	141,997	74,246	216,243	270,304
5 0	129,334	72,717	202,051	252,564
5 1	148,394	84,469	232,863	291,079
5 2	161,312	96,304	257,616	322,020
5 3	201,445	106,144	307,589	384,486
5 4	214,782	120,758	335,540	419,425
5 5	242,450	135,834	378,284	472,855
5 6	258,584	147,105	405,689	507,111
5 7	269,837	157,069	426,906	533,633
5 8	286,315	166,291	452,606	565,758
5 9	306,437	179,105	485,542	606,928
6 0	324,304	193,144	517,448	646,810
6 1	353,055	202,915	555,971	694,964
6 2	392,263	223,214	615,477	769,346
6 3	426,646	246,183	672,829	841,036
平 成 元 年 度	465,486	259,034	724,520	905,650
2	509,755	271,608	781,363	976,704
3	511,469	283,789	795,258	994,073
4	463,033	278,872	741,906	927,383
5	459,402	270,194	729,597	911,996
6	433,199	261,032	694,231	867,789
7	440,005	269,584	709,590	886,988
8	440,902	280,173	721,076	901,345
9	442,793	287,936	730,729	913,411
1 0	406,783	285,414	692,197	865,246
1 1	390,366	277,828	668,193	835,241
1 2	417,476	281,478	698,954	873,693
1 3	395,074	281,066	676,139	845,174
1 4	361,866	263,469	625,335	781,669
1 5	357,735	257,567	615,302	769,128
1 6	379,153	264,357	643,510	804,388
1 7	411,558	273,932	685,490	856,863
1 8	425,938	287,329	713,267	891,584
19 実 績 見 込	426,429	318,105	744,535	930,669
20 見 込	433,990	324,336	758,326	947,908

(注) 1 国税及び地方税については、6表の(注)に同じである。

2 人口の使用区分は、次のとおりである。

(ア) 昭和16年度から昭和21年度までは、昭和15年国勢調査人口

(イ) 昭和22、23年度は、昭和22年国勢調査人口

(ウ) 昭和24年度は、昭和23年8月1日常住調査人口

(エ) 昭和25年度から昭和27年度までは、昭和25年国勢調査人口

(オ) 昭和28年度から昭和41年度までは、各年度の3月31日現在住民登録人口

(カ) 昭和42年度以降は、各年度の3月31日現在住民基本台帳人口。ただし、平成19年度及び平成20年度は、平成19年3月31日現在住民基本台帳人口

7  
国民1人当たり  
国税及び地方  
税負担額の累  
年比較

6  
の国税及び  
地方税負担  
率

8 租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合

区 分 年 度	租 額		税 額		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭和 10 年度	1,834	100.0	1,008	55.0	826	45.0
15	5,003	100.0	3,417	68.3	1,586	31.7
25	7,585	100.0	4,737	62.5	2,848	37.5
30	13,178	100.0	7,872	59.7	5,306	40.3
35	25,452	100.0	15,562	61.1	9,890	38.9
40	48,279	100.0	31,429	65.1	16,850	34.9
45	115,239	100.0	80,706	70.0	34,533	30.0
50	226,591	100.0	167,958	74.1	58,633	25.9
51	263,661	100.0	193,502	73.4	70,159	26.6
52	294,393	100.0	215,987	73.4	78,406	26.6
53	354,610	100.0	262,764	74.1	91,846	25.9
54	389,881	100.0	288,272	73.9	101,609	26.1
55	442,626	100.0	335,391	75.8	107,235	24.2
56	477,806	100.0	359,607	75.3	118,199	24.7
57	506,317	100.0	384,177	75.9	122,140	24.1
58	540,034	100.0	410,948	76.1	129,086	23.9
59	582,687	100.0	445,797	76.5	136,890	23.5
60	624,667	100.0	484,690	77.6	139,977	22.4
61	674,792	100.0	523,391	77.6	151,401	22.4
62	750,108	100.0	583,967	77.9	166,141	22.1
63	823,107	100.0	642,804	78.1	180,303	21.9
平成 元 年度	889,312	100.0	708,060	79.6	181,252	20.4
2	962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7
3	982,837	100.0	779,385	79.3	203,452	20.7
4	919,647	100.0	716,420	77.9	203,227	22.1
5	907,055	100.0	697,936	76.9	209,119	23.1
6	865,398	100.0	646,375	74.7	219,023	25.3
7	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6
8	903,198	100.0	669,958	74.2	233,240	25.8
9	917,562	100.0	666,444	72.6	251,118	27.4
10	871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1
11	842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0
13	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6
14	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5
18	906,231	100.0	640,997	70.7	265,233	29.3
19 実績 見 込	945,957	100.0	681,438	72.0	264,519	28.0
20 見 込	963,479	100.0	701,301	72.8	262,178	27.2

区 分 年 度	国 額		直 接 税		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭和 10 年度	1,202	100.0	421	35.0	781	65.0
15	4,219	100.0	2,696	63.9	1,523	36.1
25	5,702	100.0	3,136	55.0	2,566	45.0
30	9,363	100.0	4,811	51.4	4,552	48.6
35	18,010	100.0	9,784	54.3	8,226	45.7
40	32,785	100.0	19,416	59.2	13,369	40.8
45	77,732	100.0	51,344	66.1	26,388	33.9
50	145,043	100.0	100,583	69.3	44,460	30.7
51	168,020	100.0	113,509	67.6	54,511	32.4
52	184,341	100.0	124,985	67.8	59,356	32.2
53	232,239	100.0	160,888	69.3	71,351	30.7
54	249,566	100.0	170,827	68.4	78,739	31.6
55	283,688	100.0	201,628	71.1	82,060	28.9
56	304,551	100.0	213,550	70.1	91,001	29.9
57	320,031	100.0	226,446	70.8	93,585	29.2
58	341,621	100.0	242,535	71.0	99,086	29.0
59	367,748	100.0	262,813	71.5	104,935	28.5
60	391,502	100.0	285,170	72.8	106,332	27.2
61	428,510	100.0	313,144	73.1	115,366	26.9
62	478,068	100.0	350,270	73.3	127,798	26.7
63	521,938	100.0	382,228	73.2	139,710	26.8
平成 元 年度	571,361	100.0	423,926	74.2	147,435	25.8
2	627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3
3	632,110	100.0	463,073	73.3	169,037	26.7
4	573,964	100.0	405,520	70.7	168,444	29.3
5	571,142	100.0	396,582	69.4	174,560	30.6
6	540,007	100.0	359,567	66.6	180,440	33.4
7	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9
8	552,261	100.0	360,476	65.3	191,785	34.7
9	556,007	100.0	352,325	63.4	203,682	36.6
10	511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7
11	492,139	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8
12	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7
13	499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5
14	458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7
15	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9
16	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8
17	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7
18	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1
19 実績 見 込	541,793	100.0	335,640	61.9	206,153	38.1
20 見 込	551,399	100.0	345,405	62.6	205,994	37.4



地 方 税		間 接 税 等		区 分	
金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
百万円	%	百万円	%	百万円	%
632	100.0	587	92.9	45	7.1
784	100.0	721	92.0	63	8.0
億円		億円		億円	
1,883	100.0	1,601	85.0	282	15.0
3,815	100.0	3,061	80.2	754	19.8
7,442	100.0	5,778	77.6	1,664	22.4
15,494	100.0	12,013	77.5	3,481	22.5
37,507	100.0	29,362	78.3	8,145	21.7
81,548	100.0	67,375	82.6	14,173	17.4
95,641	100.0	79,993	83.6	15,648	16.4
110,052	100.0	91,002	82.7	19,050	17.3
122,371	100.0	101,876	83.3	20,495	16.7
140,315	100.0	117,445	83.7	22,870	16.3
158,938	100.0	133,763	84.2	25,175	15.8
173,255	100.0	146,057	84.3	27,198	15.7
186,286	100.0	157,731	84.7	28,555	15.3
198,413	100.0	168,413	84.9	30,000	15.1
214,939	100.0	182,984	85.1	31,955	14.9
233,165	100.0	199,520	85.6	33,645	14.4
246,282	100.0	210,247	85.4	36,035	14.6
272,040	100.0	233,697	85.9	38,343	14.1
301,169	100.0	260,576	86.5	40,593	13.5
317,951	100.0	284,134	89.4	33,817	10.6
334,504	100.0	300,607	89.9	33,897	10.1
350,727	100.0	316,312	90.2	34,415	9.8
345,683	100.0	310,900	89.9	34,783	10.1
335,913	100.0	301,354	89.7	34,559	10.3
325,391	100.0	286,808	88.1	38,583	11.9
336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0
350,937	100.0	309,482	88.2	41,455	11.8
361,555	100.0	314,119	86.9	47,436	13.1
359,222	100.0	296,625	82.6	62,597	17.4
350,261	100.0	288,613	82.4	61,648	17.6
355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0
355,488	100.0	296,360	83.4	59,128	16.6
333,785	100.0	276,325	82.8	57,460	17.2
326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4
335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6
348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7
365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2
404,164	100.0	345,797	85.6	58,366	14.4
412,080	100.0	355,896	86.4	56,184	13.6

(注) 1 国税には特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成18年度までは決算額、平成19年度実績見込は補正(第1号)後予算額、平成20年度見込は当初予算額である。

2 国税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直接税：所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、鉱区税、鉱業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税

間接税等：直接税以外のもの

3 地方税は、地方分与税(配付税)、地方交付税(臨時地方特例交付金等を含む。)及び地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)を含まず、平成18年度までは決算額、平成19年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成20年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。

4 地方税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直接税：道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、鉱区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、鉱産税、特別土地保有税、目的税(自動車取得税、軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。)、国税附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税(一部)、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税

間接税等：直接税以外の諸税

9 地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その1）

区 分	昭和2年度			昭和5年度			昭和10年度			昭和15年度		
	金額	比率%		金額	比率%		金額	比率%		金額	比率%	
都道府県												
地方税	249	46	63	247	46	61	253	34	52	282	17	23
地方譲与税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	251	15	21
国庫支出金	58	11	15	55	10	14	130	17	27	403	24	33
その他	89	16	22	100	19	25	103	14	21	272	17	23
小計	396	73	100	402	75	100	486	65	100	1,208	73	100
地方債	77	14	—	83	15	—	159	21	—	199	12	—
繰越金	73	13	—	55	10	—	102	14	—	252	15	—
都道府県計	546	100	—	540	100	—	747	100	—	1,659	100	—
市町村												
地方税	376	21	37	355	26	45	379	24	43	502	27	39
地方譲与税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	5	8
国庫支出金	162	9	16	135	10	17	161	10	18	115	6	9
その他	476	26	47	299	22	38	346	22	39	555	29	44
小計	1,014	56	100	789	58	100	886	56	100	1,272	67	100
地方債	556	31	—	388	29	—	510	32	—	210	11	—
繰越金	243	13	—	178	13	—	195	12	—	418	22	—
市町村計	1,813	100	—	1,355	100	—	1,591	100	—	1,900	100	—
合計												
地方税	625	27	44	602	32	51	632	27	46	784	22	32
地方譲与税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	351	10	14
国庫支出金等	220	9	16	190	10	16	291	13	21	518	15	21
その他	565	24	40	399	21	33	449	19	33	827	23	33
小計	1,410	60	100	1,191	63	100	1,372	59	100	2,480	70	100
地方債	633	27	—	471	25	—	669	28	—	409	11	—
繰越金	316	13	—	233	12	—	297	13	—	670	19	—
合計	2,359	100	—	1,895	100	—	2,338	100	—	3,559	100	—

- (注) 1 各年度とも普通会計分であり、決算額である。  
 2 昭和2年度から昭和15年度までの歳入については、資料の関係上、一般会計分と特別会計分との合計額から、特別会計分の歳出額を「その他」欄から控除して掲げた。また、平成5年度及び平成6年度の歳入については、特定資金公共事業償還時補助金を含めていない。  
 3 地方税については、都道府県が徴収した道府県民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場(娯楽施設)利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税)はそのまま都道府県の収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場(娯楽施設)利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。  
 4 昭和25年度以降の地方税については、東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分はそのまま都道府県の収入とし、特別区が徴収した道府県税相当分はそのまま市町村の収入とした。



地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その2）

区 分	昭和30年度			昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度		
	金額	比率%		金額	比率%		金額	比率%		金額	比率%	
都道府県												
地方税	168,973	25	27	394,592	31	33	848,397	31	33	2,265,873	37	40
地方譲与税	21,607	3	3	34,948	3	3	45,616	2	2	94,953	2	2
地方交付税	111,451	16	18	211,157	17	18	480,649	17	19	963,166	16	17
国庫支出金	226,840	33	37	375,094	29	32	833,939	30	32	1,551,448	26	27
その他	89,854	13	15	168,764	13	14	360,371	13	14	795,664	13	14
小計	618,725	90	100	1,184,555	93	100	2,568,972	93	100	5,671,104	94	100
地方債	57,029	8	—	49,657	4	—	150,352	5	—	252,518	4	—
繰越金	12,081	2	—	43,134	3	—	46,745	2	—	130,290	2	—
都道府県計	687,835	100	—	1,277,346	100	—	2,766,069	100	—	6,053,912	100	—
市町村												
地方税	212,518	45	50	349,644	43	47	701,023	37	42	1,484,795	33	37
地方譲与税	531	0	0	1,220	0	0	4,446	0	0	13,733	0	0
地方交付税	48,516	10	11	99,830	12	14	262,537	14	16	835,082	18	21
国庫支出金	83,690	18	20	144,890	18	20	357,237	19	22	778,005	17	20
その他	80,892	17	19	142,853	17	19	328,701	18	20	851,103	19	22
小計	426,147	90	100	738,437	90	100	1,653,944	88	100	3,962,718	87	100
地方債	39,899	8	—	46,618	6	—	170,586	9	—	431,169	10	—
繰越金	9,309	2	—	31,300	4	—	58,919	3	—	141,332	3	—
市町村計	475,355	100	—	816,355	100	—	1,883,449	100	—	4,535,219	100	—
純計												
地方税	381,491	34	38	744,236	37	40	1,549,420	35	38	3,750,668	37	41
地方譲与税	22,138	2	2	36,168	2	2	50,062	1	1	108,686	1	1
地方交付税	159,967	14	16	310,987	15	17	743,186	17	18	1,798,248	18	19
国庫支出金等	280,268	25	28	477,056	24	26	1,089,816	24	27	2,084,225	21	23
その他	161,870	14	16	286,914	14	15	625,970	14	16	1,447,617	14	16
小計	1,005,734	89	100	1,855,361	92	100	4,058,454	91	100	9,189,444	91	100
地方債	96,740	9	—	96,007	5	—	313,917	7	—	642,932	6	—
繰越金	21,390	2	—	74,434	3	—	105,664	2	—	271,622	3	—
合計	1,123,864	100	—	2,025,802	100	—	4,478,035	100	—	10,103,998	100	—

(単位 百万円)

昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			区 分
金額	比率%		金額	比率%		金額	比率%		金額	比率%		
												都道府県
4,280,955	30	34	8,137,099	33	36	11,353,669	37	40	17,353,167	40	44	地方税
149,050	1	1	175,614	1	1	183,108	1	1	802,141	2	2	地方譲与税
2,392,218	16	19	4,324,362	17	19	5,289,664	17	19	7,889,587	18	20	地方交付税
3,909,648	27	31	6,734,044	27	30	7,060,160	23	25	7,319,437	17	18	国庫支出金
1,907,827	13	15	3,103,376	12	14	4,373,798	14	15	6,389,749	15	16	その他
12,639,698	87	100	22,474,495	90	100	28,260,399	92	100	39,754,081	92	100	小計
1,617,748	11	—	2,084,906	8	—	2,185,640	7	—	3,156,054	7	—	地方債
218,707	2	—	349,564	2	—	334,256	1	—	544,616	1	—	繰越金
14,476,153	100	—	24,908,965	100	—	30,780,295	100	—	43,454,751	100	—	都道府県計
												市町村
3,873,886	30	35	7,756,709	32	37	11,962,804	41	45	16,097,206	39	44	地方税
99,107	1	1	264,438	1	1	278,394	1	1	860,552	2	2	地方譲与税
2,078,834	16	19	3,789,609	15	18	4,160,273	14	16	6,438,402	15	17	地方交付税
2,642,924	20	25	5,261,423	22	25	4,898,428	17	19	5,203,843	12	14	国庫支出金
2,179,654	17	20	3,884,201	16	19	5,097,793	17	19	8,535,928	21	23	その他
10,874,405	84	100	20,956,380	86	100	26,397,692	90	100	37,135,931	89	100	小計
1,642,115	13	—	2,753,424	11	—	2,422,280	8	—	3,260,156	8	—	地方債
373,871	3	—	657,027	3	—	717,416	2	—	1,185,823	3	—	繰越金
12,890,391	100	—	24,366,831	100	—	29,537,388	100	—	41,581,910	100	—	市町村計
												純計
8,154,841	31	37	15,893,807	34	39	23,316,473	41	45	33,450,373	42	46	地方税
248,157	1	1	440,052	1	1	461,502	1	1	1,662,693	2	2	地方譲与税
4,471,052	17	20	8,113,971	17	20	9,449,937	16	18	14,327,988	18	20	地方交付税
5,832,673	23	26	10,529,029	23	25	10,443,295	18	20	10,655,360	13	15	国庫支出金等
3,565,220	14	16	6,087,717	13	15	8,250,550	14	16	12,325,267	15	17	その他
22,271,943	86	100	41,064,576	88	100	51,921,757	90	100	72,421,681	90	100	小計
3,179,896	12	—	4,731,907	10	—	4,499,125	8	—	6,257,893	8	—	地方債
592,578	2	—	1,006,591	2	—	1,051,673	2	—	1,730,440	2	—	繰越金
26,044,417	100	—	46,803,074	100	—	57,472,555	100	—	80,410,014	100	—	合計

9  
地方税収入中の割合の推移

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その3）

区 分	平成7年度			平成12年度			平成13年度			平成14年度			
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
都道府県													
地 方 税	15,728,741	29.3	35.8	17,456,122	32.1	36.9	17,406,306	32.3	37.5	15,556,230	30.2	36.3	
地 方 譲 与 税	870,597	1.6	2.0	132,292	0.2	0.3	133,002	0.2	0.3	138,498	0.3	0.3	
地 方 特 例 交 付 金	—	—	—	251,731	0.5	0.5	235,019	0.4	0.5	237,633	0.5	0.6	
地 方 交 付 税	8,436,385	15.7	19.2	11,782,870	21.7	24.9	11,075,261	20.5	23.9	10,817,819	21.0	25.2	
国 庫 支 出 金	9,943,539	18.5	22.7	9,597,479	17.6	20.3	9,563,287	17.7	20.6	8,301,538	16.1	19.4	
そ の 他	8,907,523	16.6	20.3	8,048,294	14.8	17.0	8,009,515	14.8	17.3	7,838,654	15.2	18.3	
小 計	43,886,785	81.7	100.0	47,268,788	86.9	100.0	46,422,390	86.0	100.0	42,890,372	83.3	100.0	
地 方 債	9,061,181	16.9	—	6,268,159	11.5	—	6,517,125	12.1	—	7,531,683	14.6	—	
繰 越 金	782,254	1.5	—	877,931	1.6	—	1,022,958	1.9	—	1,042,148	2.0	—	
都 道 府 県 計	53,730,220	100.0	—	54,414,878	100.0	—	53,962,473	100.0	—	51,464,203	100.0	—	
市町村													
地 方 税	17,946,236	33.6	40.8	18,090,312	34.3	38.9	18,142,477	34.3	39.4	17,822,288	34.4	40.0	
地 方 譲 与 税	1,068,744	2.0	2.4	487,884	0.9	1.0	490,969	0.9	1.1	495,724	1.0	1.1	
地 方 特 例 交 付 金	—	—	—	662,283	1.3	1.4	666,799	1.3	1.4	665,955	1.3	1.5	
地 方 交 付 税	7,716,489	14.5	17.5	9,993,551	18.9	21.5	9,274,500	17.5	20.1	8,727,044	16.8	19.6	
国 庫 支 出 金	7,639,692	14.3	17.4	7,167,202	13.6	15.4	7,239,055	13.7	15.7	7,066,067	13.6	15.9	
そ の 他	9,642,551	18.1	21.9	10,122,432	19.2	21.8	10,256,001	19.4	22.3	9,752,721	18.8	21.9	
小 計	44,013,712	82.5	100.0	46,523,664	88.1	100.0	46,069,801	87.0	100.0	44,529,799	86.0	100.0	
地 方 債	8,056,396	15.1	—	4,905,348	9.3	—	5,356,295	10.1	—	5,850,932	11.3	—	
繰 越 金	1,295,281	2.4	—	1,375,171	2.6	—	1,512,003	2.9	—	1,415,830	2.7	—	
市 町 村 計	53,365,389	100.0	—	52,804,183	100.0	—	52,938,099	100.0	—	51,796,561	100.0	—	
純計													
地 方 税	33,674,977	33.2	40.9	35,546,434	35.4	40.9	35,548,783	35.5	41.5	33,378,518	34.4	41.0	
地 方 譲 与 税	1,939,341	1.9	2.4	620,177	0.6	0.7	623,971	0.6	0.7	634,222	0.7	0.8	
地 方 特 例 交 付 金	—	—	—	914,014	0.9	1.1	901,818	0.9	1.1	903,588	0.9	1.1	
地 方 交 付 税	16,152,873	15.9	19.6	21,776,420	21.7	25.1	20,349,760	20.3	23.8	19,544,863	20.1	24.0	
国 庫 支 出 金 等	14,990,785	14.8	18.2	14,379,450	14.3	16.5	14,473,438	14.5	16.9	13,099,145	13.5	16.1	
そ の 他	15,501,852	15.3	18.8	13,669,359	13.6	15.7	13,755,727	13.8	16.1	13,833,337	14.2	17.0	
小 計	82,259,828	81.2	100.0	86,905,854	86.7	100.0	85,653,497	85.7	100.0	81,393,673	83.8	100.0	
地 方 債	16,978,240	16.8	—	11,116,145	11.1	—	11,815,624	11.8	—	13,318,571	13.7	—	
繰 越 金	2,077,535	2.1	—	2,253,102	2.2	—	2,534,961	2.5	—	2,457,978	2.5	—	
合 計	101,315,603	100.0	—	100,275,101	100.0	—	100,004,082	100.0	—	97,170,222	100.0	—	



10 地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その1）

区 分	昭和25年度		昭和26年度		昭和27年度		昭和28年度		昭和29年度	
	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,766	13
（個人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	12,511	9
（法人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	6,255	4
事業税	36,569	52	84,641	70	86,848	69	91,142	69	88,605	60
（個人分）	25,225	36	27,038	22	28,872	23	31,500	24	24,714	17
（法人分）	11,344	16	57,603	48	57,976	46	59,642	45	63,891	43
特別取得税	1,586	2	1,875	2	1,549	1	1,737	1	—	—
不動産取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	2,096	1
道府県たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	9,082	6
入場税	13,290	19	18,331	15	20,600	16	18,980	15	—	—
娯楽施設利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	1,704	1
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	8,257	12	11,240	9	13,178	11	14,264	11	14,085	10
自動車税	1,778	3	1,984	2	2,433	2	4,201	3	6,823	5
鉱区税	274		335		329		383		414	
漁業権税	48		50		—		—		—	
狩猟者税	294		366		308		351		315	
法定外普通税	220	12	264	2	339	1	251	1	261	4
道府県固定資産税	—		—		—		—		—	
旧法による税	7,331		1,782		672		258		4,580	
水利地益税	50		23		5		2		—	
軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	69,697	100	120,891	100	126,261	100	131,569	100	146,731	100
市町村税										
市町村民税	46,459	39	63,505	42	76,127	42	87,946	43	73,427	34
個人均等割	8,510	7	8,343	5	8,110	5	8,738	4	7,106	4
所得割	37,942	32	38,607	26	47,452	26	54,524	27	46,696	21
法人均等割	不明	—	不明	—	719	—	754	0	789	0
法人税割	—	—	16,555	11	19,846	11	23,930	12	18,836	9
固定資産税	47,604	40	65,190	43	80,690	44	90,183	44	99,372	45
土地	18,670	16	23,341	15	27,659	15	30,751	15	34,489	16
家屋	20,019	17	29,768	20	36,412	20	40,302	20	44,282	20
償却資産	8,915	7	12,081	8	16,619	9	19,130	9	20,601	9
純固定資産税小計	47,604	40	65,190	43	80,690	44	90,183	44	99,372	45
交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自転車荷車税	—	—	—	—	—	—	—	—	4,010	2
自転車税	1,685	3	1,887	2	2,126	2	2,400	2	—	—
荷車税	1,175		1,189		1,229		1,245		—	
軽自動車税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,643	8
電気ガス税	5,917	5	10,348	7	14,900	8	17,001	8	18,644	8
鉱産税	684	1	1,576	1	1,824	1	1,670	1	1,629	1
木材引取税	386	0	849	1	1,013	1	1,392	1	1,305	1
入湯税	62	0	111	0	132	0	192	0	240	0
広告税	166	0	218	0	84	0	—	—	—	—
接客人税	98	0	139	0	34	0	—	—	—	—
法定外普通税	294		484		323		814		843	
旧法による税	13,820	12	5,556	4	2,652	2	1,281	1	722	1
入湯税（目的税）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都市計画税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水利地益税	226		303		349		339		305	
共同施設税	8	0	17	0	22	0	21	0	18	0
計	118,584	100	151,372	100	181,505	100	204,484	100	219,158	100
地方税	188,281	—	272,263	—	307,766	—	336,053	—	365,889	—

- (注) 1 各年度とも決算額である。  
 2 昭和25年度及び昭和26年度の市町村民税の均等割は、便宜上、個人均等割欄に掲げた。  
 3 昭和43年度以前の道府県民税については、個人均等割と所得割の合算額を個人分、法人均等割と法人税割の合算額を法人分として計上した。  
 4 東京都の収入については、特別区が徴収する道府県税相当分は、市町村税収入から控除して道府県税収入として加算し、東京都が徴収する市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。  
 5 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。



(単位 百万円)

昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度		昭和33年度		昭和34年度		区 分
税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
23,692	16	28,577	15	36,921	16	35,864	16	40,866	15	道 府 県 民 税
13,957	9	15,097	8	17,750	8	18,796	8	19,085	7	( 個 人 分 )
9,735	7	13,480	7	19,171	8	17,068	8	21,781	8	( 法 人 分 )
80,573	55	96,953	53	124,544	54	115,236	51	134,652	51	事 業 税
20,181	14	17,755	10	16,122	7	17,900	8	12,922	5	( 個 人 分 )
60,392	41	79,198	43	108,422	47	97,336	43	121,730	46	( 法 人 分 )
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特 別 所 得 税
5,216	4	6,663	4	8,411	4	10,241	4	10,741	4	不 動 産 取 得 税
9,596	7	18,936	10	19,950	9	21,032	9	22,429	9	道 府 県 た ば こ 消 費 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 場 税
1,478	1	1,483	1	1,832	1	2,280	1	2,755	1	娛 楽 施 設 利 用 税
15,111	10	17,210	9	18,170	8	19,053	8	22,638	9	{ 料 理 飲 食 等 消 費 税
7,852	5	8,614	5	10,184	4	10,606	5	12,139	5	( 遊 興 飲 食 税 )
474		542		605		694		810		自 動 車 税
—		—		—		—		—		鉦 区 税
331		341		351		373		387		漁 業 権 税
321	2	408	2	730	1	690	2	387	1	狩 猟 者 税
2,155		2,819		2,373		3,087		3,099		法 定 外 普 通 税
260		141		361		62		51		道 府 県 固 定 資 産 税
—		—		—		—		—		旧 法 に よ る 税
—		2,430	1	5,763	3	8,164	4	12,909	5	水 利 地 益 税
147,059	100	185,117	100	230,195	100	227,382	100	263,863	100	計
										市 町 村 税
73,956	32	83,892	32	94,657	32	93,871	30	104,862	30	市 町 村 民 税
7,692	4	7,731	3	8,389	3	8,565	3	8,900	2	個 人 均 等 割
49,841	21	54,492	21	56,404	19	58,616	19	61,240	18	所 得 等 割
916	0	638	0	1,052	0	1,156	0	1,249	0	法 人 均 等 割
15,507	7	21,031	8	28,812	10	25,534	8	33,473	10	法 人 税 割
110,401	47	122,510	46	134,690	45	148,420	47	160,123	46	固 定 資 産 税
43,305	19	45,324	17	46,003	15	49,873	16	50,756	15	土 地 地 税
46,463	19	49,618	19	52,957	18	57,259	18	62,104	18	家 屋 税
20,633	9	22,210	8	25,409	9	30,366	9	35,660	10	償 却 資 産 税
110,401	47	117,152	44	124,369	42	137,498	43	148,520	43	純 固 定 資 産 税 小 計
—	—	1,047	0	1,259	0	1,470	1	1,456	0	交 付 金
—	—	4,311	2	9,062	3	9,452	3	10,147	3	納 付 金
4,564	2	4,992	2	5,344	2	—	—	—	—	自 転 車 荷 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自 転 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	荷 車 税
—	—	—	—	—	—	2,042	1	2,744	1	軽 自 動 車 税
19,225	8	21,090	8	22,401	8	28,699	9	30,776	9	市 町 村 た ば こ 消 費 税
21,518	9	23,760	9	27,123	9	29,684	9	33,935	10	電 気 ガ ス 税
1,731	1	2,040	1	2,305	1	2,099	1	2,150	1	鉦 産 税
1,488	1	1,981	1	2,231	1	1,878	0	1,815	0	木 材 引 取 税
280	0	346	0	37	0	—	—	—	—	入 湯 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	廣 告 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	接 客 人 税
504	0	526	0	539	0	535	0	542	0	法 定 外 普 通 税
428	0	221	0	148	0	400	0	232	0	旧 法 に よ る 税
—	—	—	—	350		441		547		入 湯 税 ( 目 的 税 )
—	—	3,149		6,858		8,197		9,053		都 市 計 画 税
318		284	1	279	2	267	3	280	3	水 利 地 益 税
19	0	17		33		17		16		共 同 施 設 税
234,432	100	264,808	100	296,995	100	316,550	100	347,075	100	計
381,491	—	449,925	—	527,190	—	543,932	—	610,938	—	地 方 税

6 昭和49年度において電気ガス税は電気税とガス税に分離された。

7 昭和54年度において狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。

8 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税が、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。

9 平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税が廃止され、狩猟税が創設された。

10 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止され、平成16年度において日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設された。

11 平成11年度以降の構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その2）

区 分	昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度	
	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	52,182	15	66,634	15	99,065	19	124,670	21	151,338	21
個人均等割	} 20,893	6	} 27,245	6	} 55,488	11	} 75,778	13	} 98,388	14
所得割										
法人均等割	} 31,289	9	} 39,389	9	} 43,577	8	} 48,892	8	} 52,950	7
法人税割										
事業税	188,707	54	240,789	54	265,888	51	297,503	49	326,656	46
（個人分）	15,183	4	19,251	4	17,703	3	20,412	3	22,231	3
（法人分）	173,524	50	221,538	50	248,185	48	277,091	46	304,425	43
不動産取得税	13,671	4	17,080	4	19,869	4	20,576	3	32,878	5
道府県たばこ消費税	24,906	7	28,137	6	33,670	6	36,477	6	39,811	6
娯楽施設利用税	3,332	1	4,410	1	5,511	1	6,578	1	7,998	1
料理飲食等消費税	} 28,326	8	} 34,290	8	} 34,847	7	} 43,107	7	} 50,344	7
（遊興飲食税）										
自動車税	14,665	4	18,903	4	22,404	4	28,157	5	35,806	5
鉦区税	928	} 2	935	} 2	909	} 2	874	} 1	829	} 1
狩猟免許者税	430		539		600		341		355	
法定外普通税	422	} 2	474	} 2	558	} 2	561	} 1	586	} 1
道府県固定資産税	4,105		4,926		5,824		4,545		4,441	
旧法による税	33	} 2	77	} 2	40	} 2	18	} 1	20	} 1
自動車取得税	—		—		—		—		—	
軽油引取税	17,241	5	26,984	6	33,400	6	41,737	7	58,293	8
入猟税	—	—	—	—	—	—	299	7	305	8
計	348,948	100	444,178	100	522,585	100	605,443	100	709,660	100
市町村税										
市町村民税	128,033	33	160,645	35	199,736	37	234,394	39	271,871	39
個人均等割	9,106	3	9,429	2	9,950	2	10,470	2	10,795	1
所得割	69,648	18	89,825	20	122,284	23	147,887	25	177,928	26
法人均等割	1,369	0	1,470	0	1,584	0	1,740	0	1,924	0
法人税割	47,910	12	59,921	13	65,918	12	74,297	12	81,224	12
固定資産税	172,264	43	192,567	42	213,615	40	239,196	39	267,841	39
土地	51,571	13	56,143	12	56,734	11	57,502	9	64,436	9
家屋	68,038	17	75,567	16	84,253	16	94,684	16	105,500	15
償却資産	40,413	10	47,967	11	58,534	11	71,589	12	80,653	12
純固定資産税小計	160,022	40	179,677	39	199,521	37	223,775	37	250,589	36
交付金	1,564	0	1,782	0	2,105	1	2,113	0	2,468	1
納付金	10,678	3	11,108	3	11,989	2	13,308	2	14,784	2
軽自動車税	3,764	1	5,353	1	6,995	1	8,788	1	10,531	1
市町村たばこ消費税	34,290	9	38,697	8	45,088	9	53,941	9	65,926	10
電気ガス税	40,933	10	46,919	10	49,227	9	49,900	8	49,947	7
鉦産税	2,298	1	2,430	1	2,326	1	2,316	1	2,363	} 1
木材引取税	1,963	0	2,113	0	2,084	0	2,176	0	2,325	
法定外普通税	556	0	621	0	637	0	748	0	785	0
旧法による税	145	0	84	0	53	0	24	0	17	0
入湯税	635	} 3	745	} 3	886	} 3	1,028	} 3	1,197	} 3
都市計画税	10,108		11,793		13,123		14,573		16,799	
水利地益税	283	} 3	312	} 3	308	} 3	312	} 3	309	} 3
共同施設税	16		18		20		21		26	
計	395,288	100	462,297	100	534,098	100	607,417	100	689,937	100
地方税	744,236	—	906,475	—	1,056,683	—	1,212,860	—	1,399,597	—

(単位 百万円)

昭和40年度		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		昭和44年度		区 分
税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	
175,775	23	201,930	22	247,073	22	285,124	20	326,116	19	道府県税
122,914	16	140,380	15	167,899	15	185,392	13	3,215	0	道府県民税
52,861	7	61,550	7	79,174	7	99,732	7	197,116	12	{ 個人均等割
329,851	42	386,679	42	493,495	44	621,925	44	673	0	{ 所得割
25,284	3	29,405	3	34,717	3	42,205	3	125,112	7	{ 法人均等割
304,567	39	357,274	39	458,778	41	579,720	41	779,486	45	{ 法人税割
41,374	5	42,350	5	50,240	4	57,132	4	47,923	3	事業税
43,966	6	48,320	5	61,044	5	65,223	5	731,563	42	(個人分)
9,483	1	13,097	1	16,185	1	18,810	1	68,751	4	(法人分)
55,917	7	65,263	7	77,575	7	92,674	7	79,909	5	不動産取得税
54,905	7	69,078	8	87,815	8	111,622	8	22,090	1	道府県たばこ消費税
825		802		846		878		107,411	6	{ 料理飲食等消費税
393		435		491		546		141,096	8	{ (遊興飲食税)
635		520		645		317		861		自動車税
3,944		4,436		2,613		2,555		604		鉾 区 税
15		2		1		1		48		{ 狩猟免許税
—		—		—		—		2,815		{ (狩猟者税)
64,890		77,954		92,603		108,522		15		法定外普通税
327		357		393		431		71,337	4	道府県固定資産税
782,300	100	911,223	100	1,131,019	100	1,408,936	100	126,601	7	旧法による税
								473	0	自動車取得税
								1,727,613	100	軽油引取税
										入 猟 税
										計
										市 町 村 税
304,648	40	341,118	40	418,568	41	486,949	42	562,199	42	市 町 村 民 税
11,306	2	11,445	1	11,784	1	12,104	1	12,469	1	個人均等割
208,737	27	229,096	27	277,944	27	312,657	27	345,715	26	所得割
1,755	0	2,052	0	2,735	0	3,280	0	3,511	0	法人均等割
82,850	11	98,525	12	126,105	13	158,908	14	200,504	15	法人税割
296,385	39	329,870	38	369,420	36	423,819	36	491,882	36	固定資産税
65,484	8	72,519	9	84,508	8	100,105	9	119,634	9	土地
121,038	16	136,402	16	151,861	15	174,501	15	200,838	15	家屋
90,803	12	97,910	11	106,810	11	120,124	10	141,975	10	償却資産
277,325	36	306,831	36	343,179	34	394,730	34	462,447	34	純固定資産税小計
2,696	1	3,301	0	4,482	0	5,194	0	5,555	0	交付金
16,364	2	19,738	2	21,759	2	23,895	2	23,880	2	納付金
12,516	1	14,073	2	15,946	2	18,262	2	20,887	2	軽自動車税
73,169	9	80,516	9	107,338	11	114,950	10	140,121	10	市町村たばこ消費税
53,966	7	59,804	7	67,319	7	75,104	6	85,755	6	電気ガス税
2,420		2,506		2,551		2,522		2,566		鉾 産 税
2,497		2,628		2,709		2,711		2,595		木材引取税
812	0	852	0	945	0	1,234	0	1,424	0	法定外普通税
12	0	19	0	10	0	6	0	2	0	旧法による税
1,356		1,469		1,646		1,869		2,047		入 湯 税
19,012		24,208		31,759		43,457		52,785		都 市 計 画 税
302		297		290		306		300		水 利 地 益 税
26		4		3		3		3		共 同 施 設 税
767,121	100	857,364	100	1,018,504	100	1,171,192	100	1,362,566	100	計
1,549,421	—	1,768,587	—	2,149,523	—	2,580,128	—	3,090,179	—	地 方 税

10  
及地方税の税目別の収入移額

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その3）

区 分	昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	409,139	19	482,603	21	591,539	22	776,021	22	1,018,001	24
個人均等割	3,483	0	3,580	0	3,683	0	3,770	0	3,766	0
所得割	249,095	12	323,677	14	406,009	15	504,255	14	686,321	16
法人均等割	714	0	770	0	825	0	903	0	951	0
法人税割	155,847	7	154,576	7	181,022	7	267,093	8	326,963	8
事業税	969,688	46	972,902	43	1,108,630	42	1,601,267	46	1,972,052	46
（個人分）	58,238	3	70,842	3	60,899	2	60,901	2	50,387	1
（法人分）	911,450	43	902,060	40	1,047,731	40	1,540,366	44	1,921,665	45
不動産取得税	94,915	5	106,523	5	112,372	4	154,111	5	174,563	4
道府県たばこ消費税	88,054	4	96,271	4	106,812	4	115,911	3	128,509	3
娯楽施設利用税	28,461	1	41,637	2	51,495	2	48,081	1	47,224	1
料理飲食等消費税	123,299	6	140,165	6	166,195	6	209,145	6	247,343	6
自動車税	171,388	8	202,613	9	243,709	9	291,155	8	330,591	8
鉱 区 税	822		792		731		660		621	
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	667		1,724		1,719		1,819		1,977	
法定外普通税	56	0	2	0	107	0	171	0	171	0
道府県固定資産税	3,542		2,946		1,853		1,815		2,582	
旧法による税	6		4		101		110		33	
自動車取得税	76,396	4	77,990	3	93,916	4	102,932	3	153,983	4
軽油引取税	144,188	7	155,631	7	176,616	7	202,279	6	192,362	4
入 猟 税	515	0	1,361	0	1,352	0	1,407	0	1,503	0
計	2,111,136	100	2,283,164	100	2,657,147	100	3,506,884	100	4,271,515	100
市町村税										
市町村民税	706,766	43	850,240	43	1,062,157	45	1,361,262	46	1,973,295	50
個人均等割	12,721	1	13,503	1	14,409	1	14,493	1	14,595	0
所得割	431,563	26	571,548	29	733,762	31	883,300	30	1,252,622	32
法人均等割	3,773	0	4,055	0	4,319	0	4,687	0	5,081	0
法人税割	258,709	16	261,134	13	309,667	13	458,782	15	700,997	18
固定資産税	576,702	35	694,899	36	827,523	36	1,056,386	35	1,269,686	32
土地	150,947	9	192,996	10	249,564	11	398,804	13	500,916	13
家屋	225,514	14	264,439	14	306,542	13	359,395	12	428,525	11
償却資産	167,904	10	202,104	10	231,971	10	253,500	9	288,915	7
純固定資産税小計	544,365	33	659,539	34	788,077	34	1,011,699	34	1,218,356	31
交付金	6,432	0	7,231	0	8,404	1	9,927	0	12,149	0
納付金	25,905	2	28,129	2	31,042	1	34,760	1	39,181	1
軽自動車税	23,849	2	26,207	1	27,800	1	28,519	1	27,892	1
市町村たばこ消費税	154,850	10	169,154	9	187,497	8	203,758	7	225,698	6
電気税 （電気ガス税）	97,828	6	108,440	6	122,106	5	130,154	4	147,039	4
ガス税	—	—	—	—	—	—	—	—	16,416	0
鉱産税	2,425	0	2,219	0	1,980	0	2,063	0	2,409	0
木材引取税	2,518	0	2,405	0	2,545	0	2,811	0	2,814	0
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	17,456	1	107,595	3
法定外普通税	1,787	0	2,161	0	2,881	0	3,666	0	4,066	0
旧法による税	1	0	1	0	920	0	157	0	111	0
入 湯 税	2,173		3,651		4,263		4,513		4,504	
事業所税	—		—		—		—		—	
都市計画法税	70,309	4	92,901	5	107,329	5	173,398	6	184,204	4
水利地益税	321		302		334		260		260	
共同施設税	3		2		0		0		—	
計	1,639,532	100	1,952,582	100	2,347,335	100	2,984,403	100	3,965,989	100
地方税	3,750,668	—	4,235,746	—	5,004,482	—	6,491,287	—	8,237,504	—

(単位 百万円)

昭和50年度		昭和51年度		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		区 分
税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
989,039	25	1,177,522	26	1,336,493	26	1,521,326	27	1,740,659	26	道 府 県 民 税
3,835	0	9,859	0	10,532	0	10,740	0	10,885	0	個 人 均 等 割
735,450	19	850,039	19	951,133	19	1,109,548	20	1,247,574	19	所 得 割
968	0	2,618	0	4,653	0	7,246	0	8,672	0	法 人 均 等 割
248,786	6	315,006	7	370,175	7	393,791	7	473,528	7	法 人 税 割
1,501,517	39	1,691,578	38	1,944,507	38	2,065,839	37	2,493,292	38	事 業 税
47,994	1	44,608	1	46,191	1	52,474	1	63,630	1	( 個 人 分 )
1,453,523	38	1,646,970	37	1,898,316	37	2,013,365	36	2,429,663	37	( 法 人 分 )
181,365	5	174,463	4	201,088	4	209,361	4	243,794	4	不 動 産 取 得 税
135,590	3	138,527	3	209,668	4	214,193	4	221,407	3	道 府 県 たばこ 消 費 税
50,043	1	52,590	1	59,740	1	65,624	1	68,132	1	娛 楽 施 設 利 用 税
267,453	7	290,557	6	317,908	6	338,668	6	366,920	6	料 理 飲 食 等 消 費 税
368,893	10	517,893	12	551,567	11	625,644	11	739,260	11	自 動 車 税
592		530		993		961		1,029		鉦 区 税
1,993	0	2,067	0	3,686	0	3,997	0	3,577	0	{ 狩 猟 者 登 録 税 ( 狩 猟 免 許 税 )
183		355		821		3,401		4,589		法 定 外 普 通 税
2,072		3,461		5,549		5,457		4,790		道 府 県 固 定 資 産 税
6		4		1		3		0		旧 法 に よ る 税
174,990	5	188,018	4	210,076	4	254,268	4	281,635	4	自 動 車 取 得 税
193,967	5	263,793	6	291,771	6	326,676	6	428,312	7	軽 油 引 取 税
1,521	0	1,560	0	2,810	0	3,004	0	2,678	0	入 猟 税
3,869,224	100	4,502,918	100	5,136,678	100	5,638,421	100	6,600,075	100	計
										市 町 村 税
1,980,353	46	2,362,592	47	2,707,475	46	3,112,088	47	3,588,366	48	市 町 村 民 税
14,098	0	38,300	1	40,756	1	41,403	1	42,038	1	個 人 均 等 割
1,345,536	32	1,574,035	31	1,795,773	31	2,125,260	32	2,417,565	33	所 得 割
5,074	0	13,585	0	22,527	0	31,228	0	36,862	0	法 人 均 等 割
615,645	14	736,672	15	848,419	14	914,196	14	1,091,901	14	法 人 税 割
1,547,437	36	1,795,123	35	2,053,930	35	2,256,804	34	2,522,602	34	固 定 資 産 税
653,862	15	780,352	15	913,543	16	983,608	15	1,102,052	15	土 地
506,780	12	592,621	12	680,019	12	774,090	12	877,670	12	家 屋
329,281	8	354,183	7	383,738	6	415,804	6	452,726	6	償 却 資 産
1,489,923	35	1,727,156	34	1,977,300	34	2,173,502	33	2,432,448	33	純 固 定 資 産 税 小 計
13,630	0	16,295	0	19,322	0	21,168	0	22,475	0	交 付 金
43,884	1	51,672	1	57,308	1	62,135	1	67,679	1	納 付 金
27,517	1	35,167	1	34,944	1	36,115	1	40,691	1	軽 自 動 車 税
238,127	6	243,823	5	368,328	6	376,337	6	388,961	5	市 町 村 たばこ 消 費 税
148,164	4	182,836	4	217,130	4	229,395	4	251,012	3	電 気 税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	( 電 気 ガ ス 税 )
13,164	0	13,160	0	10,681	0	9,757	0	9,223	0	ガ ス 税
2,779	0	3,508	0	3,818	0	3,689	0	3,967	0	鉦 産 税
2,876	0	2,996	0	3,033	0	2,971	0	3,243	0	木 材 引 取 税
102,792	2	102,848	2	99,360	2	71,632	1	65,478	1	特 別 土 地 保 有 税
4,228	0	4,925	0	5,450	0	6,103	0	6,625	0	法 定 外 普 通 税
58	0	9	0	5	0	1	0	3	0	旧 法 に よ る 税
7,153		8,790		9,318		12,677		13,172		入 湯 税
15,206		80,149		102,311		108,304		113,084		事 業 所 税
195,498	5	224,990	6	252,487	6	372,479	7	424,715	8	都 市 計 画 税
265		257		267		282		294		水 利 地 益 税
-		-		-		-		-		共 同 施 設 税
4,285,617	100	5,061,173	100	5,868,537	100	6,598,632	100	7,431,436	100	計
8,154,841	-	9,564,091	-	11,005,216	-	12,237,054	-	14,031,511	-	地 方 税

10  
及 地 方 税 の 税 目 別 の 収 入 移 額

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その4）

区 分	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	1,971,477	27	2,212,558	28	2,387,182	29	2,568,046	30	2,732,529	29
個人均等割	17,411	0	18,610	0	19,148	0	19,486	1	19,097	0
所得割	1,397,222	19	1,585,517	20	1,751,807	21	1,916,505	22	1,952,455	21
法人均等割	9,116	0	9,871	0	10,638	0	17,620	0	43,537	0
法人税割	547,729	8	598,560	8	605,589	8	614,435	7	717,440	8
利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業税	2,918,072	39	3,054,073	39	3,176,304	38	3,215,462	37	3,610,407	38
（個人分）	74,702	1	82,913	1	104,947	1	114,771	1	125,759	1
（法人分）	2,843,370	38	2,971,160	38	3,071,357	37	3,100,691	36	3,484,648	37
不動産取得税	282,137	4	299,456	4	335,627	4	374,486	4	398,212	4
道府県たばこ消費税	228,827	3	261,089	3	277,680	3	282,203	3	305,399	3
娯楽施設利用税	74,402	1	81,697	1	89,816	1	96,464	1	104,886	1
料理飲食等消費税	397,632	5	424,033	5	439,940	5	427,773	5	448,773	5
自動車税	780,615	11	814,678	10	844,560	10	867,046	10	1,014,364	11
鉱区税	1,009		967		910		958		935	
狩猟者登録税	3,398		3,204		2,961		3,048		2,865	
法定外普通税	5,140	0	5,111	0	8,661	0	11,575	0	14,700	0
道府県固定資産税	7,638		6,410		8,477		8,351		8,419	
旧法による税	2		0		0		0		0	
自動車取得税	270,340	4	282,971	4	293,215	4	317,336	4	330,806	3
軽油引取税	447,047	6	459,483	6	465,384	6	500,837	6	528,780	6
入猟税	2,536	0	2,387	0	2,203	0	2,198	0	2,070	0
計	7,390,272	100	7,908,117	100	8,332,920	100	8,675,783	100	9,503,145	100
市町村税										
市町村民税	4,187,071	49	4,757,452	51	5,184,651	50	5,593,497	50	6,012,801	50
個人均等割	52,936	1	55,033	1	56,492	1	57,695	1	56,501	0
所得割	2,837,147	33	3,258,730	35	3,612,301	35	3,964,997	35	4,047,309	34
法人均等割	37,852	0	40,260	0	42,012	0	77,647	1	181,969	2
法人税割	1,259,136	15	1,403,429	15	1,473,846	14	1,493,158	13	1,727,022	14
固定資産税	2,784,082	33	2,982,085	32	3,320,395	32	3,668,053	33	3,941,716	33
土地	1,191,484	14	1,220,582	13	1,372,254	13	1,530,870	14	1,606,295	14
家屋	994,187	12	1,105,063	12	1,230,947	12	1,354,907	12	1,485,354	12
償却資産	498,391	6	549,029	6	601,536	6	658,285	6	714,156	6
純固定資産税小計	2,684,062	32	2,874,674	31	3,204,737	31	3,544,062	32	3,805,805	32
交付金	25,082	0	26,827	0	30,087	0	32,692	0	34,665	0
納付金	74,938	1	80,585	1	85,571	1	91,299	1	101,246	1
軽自動車税	43,224	1	44,541	0	48,224	1	52,624	1	65,271	1
市町村たばこ消費税	402,018	5	458,785	5	487,785	5	495,838	4	536,575	4
電気税	372,231	4	410,411	4	422,441	4	457,569	4	489,383	4
ガス税	14,154	0	13,030	0	10,962	0	11,789	0	12,780	0
鉱産税	4,512	0	4,212	0	4,544	0	4,556	0	4,698	0
木材引取税	3,247	0	2,901	0	2,793	0	2,578	0	2,304	0
特別土地保有税	64,762	1	64,991	1	61,163	1	60,260	1	58,494	1
法定外普通税	7,254	0	7,769	0	7,964	0	8,540	0	9,360	0
旧法による税	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入湯税	13,024		13,021		13,232		13,001		13,533	
事業所税	138,557		162,656		176,859		180,556		188,230	
都市計画税	469,084	7	495,211	7	554,396	7	616,356	7	655,370	7
水利地益税	315		315		316		303		280	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	8,503,536	100	9,417,381	100	10,295,725	100	11,165,520	100	11,990,795	100
地方税	15,893,807	—	17,325,498	—	18,628,645	—	19,841,303	—	21,493,940	—

(単位 百万円)

昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		区 分
税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	
	%		%		%		%	道 府 県 税
2,951,256	29	3,093,448	29	3,448,532	29	4,020,859	29	道 府 県 民 税
26,634	0	27,371	0	27,784	0	28,435	0	個 人 均 等 割
2,073,605	20	2,228,715	21	2,409,502	20	2,477,100	18	所 得 割
54,399	1	55,732	1	57,985	1	61,522	0	法 人 均 等 割
796,618	8	781,630	7	953,261	8	1,100,125	8	法 人 税 割
—	—	—	—	—	—	353,677	3	利 子 割
3,937,043	39	3,936,037	37	4,726,382	39	5,779,715	42	事 業 税
129,797	1	137,971	1	152,034	1	179,244	1	( 個 人 分 )
3,807,246	38	3,798,066	36	4,574,348	38	5,600,471	41	( 法 人 分 )
434,597	4	483,743	5	545,024	5	569,362	4	不 動 産 取 得 税
312,987	3	356,004	3	355,829	3	359,933	3	道 府 県 た ば こ 消 費 税
108,261	1	115,382	1	124,893	1	133,495	1	娛 楽 施 設 利 用 税
475,679	5	511,317	5	557,750	5	608,442	4	料 理 飲 食 等 消 費 税
1,038,021	10	1,072,547	10	1,105,384	9	1,158,741	8	自 動 車 税
892		855		758		719		鉱 区 税
2,741		2,583		2,502		2,418		狩 猟 者 登 録 税
25,348	0	16,628	0	23,055	0	20,880	0	法 定 外 普 通 税
12,290		20,533		20,235		20,712		道 府 県 固 定 資 産 税
—		—		—		—		旧 法 に よ る 税
347,139	3	377,096	4	439,420	4	508,685	4	自 動 車 取 得 税
555,760	6	588,367	6	634,811	5	691,827	5	軽 油 引 取 税
1,967	0	1,852	0	1,785	0	1,732	0	入 猟 税
10,203,981	100	10,576,392	100	11,986,360	100	13,877,520	100	計
								市 町 村 税
6,645,401	51	7,015,739	50	7,843,195	52	8,514,328	52	市 町 村 民 税
74,944	0	77,354	0	78,927	1	80,819	0	個 人 均 等 割
4,427,855	34	4,786,551	34	5,201,976	34	5,451,849	33	所 得 割
226,473	2	235,759	2	242,579	2	256,741	2	法 人 均 等 割
1,916,129	15	1,916,075	14	2,319,713	15	2,724,919	17	法 人 税 割
4,315,206	33	4,729,254	34	4,996,135	33	5,297,530	33	固 定 資 産 税
1,789,771	14	1,971,257	14	2,034,961	13	2,183,672	14	土 地
1,602,858	12	1,757,075	12	1,907,246	13	1,994,763	12	家 屋
782,110	6	922,197	7	972,732	7	1,035,611	6	償 却 資 産
4,174,739	32	4,650,529	33	4,914,939	33	5,214,046	32	純 固 定 資 産 税 小 計
36,780	0	39,030	0	41,365	0	42,840	1	交 付 金
103,687	1	39,695	1	39,831	0	40,644	0	納 付 金
69,844	1	74,028	1	77,813	1	81,466	1	軽 自 動 車 税
551,470	4	629,005	5	629,952	4	636,734	4	市 町 村 た ば こ 消 費 税
514,459	4	486,866	3	483,653	3	489,652	3	電 気 税
12,608	0	11,284	0	9,363	0	8,983	0	ガ ス 税
4,598	0	4,076	0	3,397	0	3,100	0	鉱 産 税
2,089	0	1,875	0	1,851	0	1,756	0	木 材 引 取 税
55,198	0	65,582	0	74,282	0	77,808	0	特 別 土 地 保 有 税
10,099	0	11,076	0	12,976	0	13,332	0	法 定 外 普 通 税
0	0	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
13,957		14,886		15,699		16,217		入 湯 税
197,194		216,890		240,273		253,905		事 業 所 税
720,084	7	791,002	7	828,762	7	844,335	7	都 市 計 画 税
285		278		275		258		水 利 地 益 税
—		—		—		—		共 同 施 設 税
13,112,492	100	14,051,841	100	15,217,626	100	16,239,404	100	計
23,316,473	—	24,628,233	—	27,203,986	—	30,116,924	—	地 方 税

10  
及地方税の税目別の  
収入移額

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その5）

区 分	平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度	
	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	4,336,936	30	5,088,713	33	5,312,281	33	4,912,415	33	4,799,720	35
個人均等割	28,778	0	29,172	0	30,269	0	30,676	0	31,293	0
所得割	2,286,545	16	2,428,447	16	2,711,412	17	2,919,205	20	2,852,930	21
法人均等割	65,125	1	70,076	1	74,251	1	77,526	0	79,407	1
法人税割	1,081,372	7	937,300	6	865,031	5	741,102	5	682,756	5
利子割	875,116	6	1,623,718	10	1,631,318	10	1,143,906	8	1,153,334	8
事業税	6,547,997	44	6,541,307	42	6,752,859	42	5,693,658	38	4,823,888	35
（個人分）	211,118	1	248,700	2	276,510	2	286,151	2	255,931	2
（法人分）	6,336,879	43	6,292,607	40	6,476,349	40	5,407,507	36	4,567,957	33
地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	630,942	4	596,190	4	604,373	4	669,506	5	613,964	4
道府県たばこ税	317,508	2	360,547	2	365,382	2	366,384	2	371,282	3
ゴルフ場利用税	76,273	1	90,398	1	97,554	1	103,485	1	101,074	1
特別地方消費税	149,373	1	194,521	1	173,396	1	151,855	1	143,677	1
自動車税	1,196,259	8	1,276,176	8	1,342,868	8	1,412,277	10	1,466,725	10
鉱区税	704		694		698		709		643	
狩猟者登録税	2,337		2,281		2,255		2,194		2,133	
法定外普通税	16,176	1	21,512	0	19,551	0	17,976	0	21,429	0
道府県固定資産税	11,880		15,054		10,434		15,443		7,748	
旧法による税	122,048		10,694		4,688		2,159		1,208	
自動車取得税	577,688	4	613,065	4	623,944	4	582,373	4	542,021	4
軽油引取税	766,341	5	833,542	5	871,657	5	901,062	6	980,860	7
入猟税	1,668	0	1,630	0	1,601	0	1,552	0	1,504	0
計	14,754,130	100	15,646,324	100	16,183,541	100	14,833,048	100	13,877,876	100
市町村税										
市町村民税	9,275,035	54	9,672,418	54	10,092,653	53	10,179,092	52	9,702,381	49
個人均等割	81,363	0	82,823	0	85,264	0	87,113	1	89,153	0
所得割	5,841,764	34	6,391,632	36	6,797,603	36	7,352,258	37	7,242,398	37
法人均等割	268,529	2	285,143	2	301,018	2	310,142	2	317,306	2
法人税割	3,083,379	18	2,912,820	16	2,908,768	15	2,429,579	12	2,053,524	10
固定資産税	5,687,661	33	6,022,454	34	6,563,874	35	7,178,652	36	7,580,690	38
土地	2,320,870	13	2,370,985	14	2,602,823	14	2,863,943	14	2,976,732	15
家屋	2,170,764	13	2,350,328	13	2,529,258	14	2,738,827	14	2,952,917	15
償却資産	1,151,735	7	1,253,245	7	1,382,321	7	1,519,338	8	1,592,085	8
純固定資産税小計	5,643,369	33	5,974,558	34	6,514,402	35	7,122,108	36	7,521,734	38
交付金	44,292	0	47,896	0	49,472	0	56,544	0	58,956	0
軽自動車税	84,899	1	88,113	0	92,466	1	95,864	1	98,652	1
市町村たばこ税	564,965	3	635,831	4	645,305	3	648,067	3	656,732	3
鉱産税	2,939	0	2,677	0	2,691	0	2,496	0	2,383	0
特別土地保有税	96,168	1	118,407	1	134,354	1	163,456	1	147,215	1
法定外普通税	13,296	0	15,103	0	16,318	0	15,838	0	4,181	0
旧法による税	129,851	1	23	0	19	0	2	0	2	0
入湯税	17,220		18,420		19,313		19,388		19,445	
事業所税	264,634		288,090		309,565		322,543		331,759	
都市計画税	904,045	7	942,317	7	1,012,450	7	1,109,676	7	1,169,826	8
水利地益税	254		196		196		190		181	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	17,040,967	100	17,804,049	100	18,889,204	100	19,735,264	100	19,713,447	100
地方税	31,795,097	—	33,450,373	—	35,072,745	—	34,568,312	—	33,591,323	—



(単位 百万円)

平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		区 分
税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	税 額	比 率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
4,440,498	33	4,460,352	32	4,140,438	29	4,209,060	27	3,651,605	24	道 府 県 民 税
31,609	0	32,331	0	45,589	0	46,904	0	47,387	0	個 人 均 等 割
2,435,454	18	2,630,606	19	2,563,889	18	2,760,580	18	2,386,699	16	所 得 割
108,338	1	120,442	1	124,423	1	126,519	1	126,822	1	法 人 均 等 割
641,247	5	685,049	5	868,637	6	827,328	5	730,764	5	法 人 税 割
1,223,850	9	991,924	7	537,900	4	447,729	3	359,933	2	利 子 割
4,449,398	33	4,485,616	32	5,339,580	37	5,100,342	34	4,482,464	29	事 業 税
246,508	2	250,446	2	255,567	2	270,865	2	271,130	2	( 個 人 分 )
4,202,890	31	4,235,170	30	5,084,013	35	4,829,477	32	4,211,334	27	( 法 人 分 )
—	—	—	—	—	—	806,973	6	2,550,425	17	地 方 消 費 税
—	—	—	—	—	—	566,971	4	2,200,602	15	譲 渡 割
—	—	—	—	—	—	240,002	2	349,823	2	貨 物 割
661,112	5	787,602	6	807,315	5	731,058	5	634,762	4	不 動 産 取 得 税
374,154	3	378,292	3	379,967	3	247,666	2	231,312	2	道 府 県 た ば こ 税
98,926	1	97,674	1	98,701	1	98,012	1	92,283	1	ゴ ル フ 場 利 用 税
136,434	1	132,951	1	131,015	1	124,529	1	112,517	1	特 別 地 方 消 費 税
1,525,167	11	1,587,312	11	1,649,465	11	1,704,572	11	1,736,856	11	自 動 車 税
613		594		580		537		492		鉦 区 税
2,098		2,021		1,962		1,932		1,805		狩 猟 者 登 録 税
23,903	0	21,256	0	21,980	0	20,467	0	20,211	0	法 定 外 普 通 税
13,401		9,966		7,097		8,327		21,883		道 府 県 固 定 資 産 税
679		515		398		207		110		旧 法 に よ る 税
579,657	4	611,213	4	656,321	4	562,131	4	497,308	3	自 動 車 取 得 税
1,300,421	9	1,332,173	10	1,355,331	9	1,330,669	9	1,284,124	8	軽 油 引 取 税
1,479	0	1,419	0	1,381	0	1,358	0	1,295	0	入 猟 税
13,607,940	100	13,908,956	100	14,591,531	100	14,947,840	100	15,319,452	100	計
										市 町 村 税
8,499,913	45	8,806,143	45	9,097,968	45	9,704,190	46	8,815,753	43	市 町 村 民 税
89,496	0	91,541	0	114,288	1	117,114	1	117,376	1	個 人 均 等 割
6,200,032	33	6,440,856	33	6,293,220	31	7,055,180	33	6,406,904	31	所 得 割
346,891	2	362,176	2	375,017	2	378,124	2	380,073	2	法 人 均 等 割
1,863,494	10	1,911,570	10	2,315,443	11	2,153,772	10	1,911,400	9	法 人 税 割
7,980,212	42	8,429,521	43	8,812,318	43	8,822,014	41	9,095,248	44	固 定 資 産 税
3,262,743	17	3,489,239	18	3,642,990	18	3,705,233	17	3,754,319	18	土 地
3,028,776	16	3,221,754	16	3,433,043	17	3,324,224	16	3,511,245	17	家 屋
1,626,236	9	1,651,721	8	1,666,048	8	1,723,012	8	1,754,233	9	償 却 資 産
7,917,755	42	8,362,714	42	8,742,081	43	8,752,469	41	9,019,797	44	純 固 定 資 産 税 小 計
62,457	0	66,807	1	70,237	0	69,545	0	75,451	0	交 付 金
101,859	1	105,471	0	109,451	1	113,132	1	115,888	0	軽 自 動 車 税
661,767	3	669,078	3	672,293	3	799,004	4	813,561	4	市 町 村 た ば こ 税
2,272	0	2,205	0	2,156	0	1,855	0	1,671	0	鉦 産 税
124,506	1	120,759	1	104,984	0	94,081	0	61,866	0	特 別 土 地 保 有 税
1,185	0	602	0	589	0	575	0	546	0	法 定 外 普 通 税
0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
20,006		20,823		21,733		22,207		22,612		入 湯 税
311,717		306,759		311,399		324,774		323,193		事 業 所 税
1,227,515	8	1,304,476	8	1,369,145	8	1,325,671	8	1,352,233	9	都 市 計 画 税
184		184		168		167		160		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
18,931,136	100	19,766,021	100	20,502,204	100	21,207,670	100	20,602,731	100	計
32,539,076	—	33,674,977	—	35,093,735	—	36,155,510	—	35,922,183	—	地 方 税

10  
及地方税の税目別の  
収入推入移額

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その6）

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%
道府県民税	3,611,004	24.8	4,500,408	28.9	4,382,432	28.2	3,452,836	25.0
個人均等割	47,389	0.3	46,943	0.3	46,776	0.3	46,605	0.3
所得割	2,417,161	16.6	2,339,384	15.0	2,322,523	15.0	2,277,050	16.5
法人均等割	127,679	0.9	131,556	0.8	133,847	0.9	136,442	1.0
法人税割	636,998	4.4	692,987	4.4	702,898	4.5	590,115	4.3
利子割	381,777	2.6	1,289,538	8.3	1,176,388	7.6	402,624	2.9
配当割	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—
事業税	3,932,736	27.0	4,140,982	26.6	4,328,217	27.9	3,675,109	26.6
（個人分）	229,068	1.6	222,974	1.4	226,404	1.5	222,363	1.6
（法人分）	3,703,668	25.4	3,918,008	25.1	4,101,813	26.4	3,452,746	25.0
地方消費税	2,479,319	17.0	2,528,247	16.2	2,474,477	15.9	2,424,524	17.6
譲渡割	2,142,627	14.7	2,167,065	13.9	2,080,731	13.4	2,030,174	14.7
貨物割	336,692	2.3	361,182	2.3	393,746	2.5	394,350	2.9
不動産取得税	579,572	4.0	566,720	3.6	537,460	3.5	523,991	3.8
道府県たばこ税	276,440	1.9	281,501	1.8	276,792	1.8	270,530	2.0
ゴルフ場利用税	87,569	0.6	81,445	0.5	78,909	0.5	74,386	0.5
特別地方消費税	103,991	0.7	11,613	0.1	1,097	0.0	437	0.0
自動車税	1,751,485	12.0	1,764,449	11.3	1,771,359	11.4	1,773,706	12.8
鉱区税	478		474		467		441	
狩猟者登録税	1,771		1,743		1,672		1,627	
法定外普通税	20,647	0.3	23,329	0.2	28,179	0.2	23,157	0.3
道府県固定資産税	13,552		11,155		7,857		9,459	
旧法による税	88		49		76		48	
自動車取得税	463,727	3.2	464,101	3.0	449,599	2.9	419,094	3.0
軽油引取税	1,262,618	8.7	1,207,564	7.7	1,190,483	7.7	1,152,458	8.3
入猟税	1,257	0.0	1,242	0.0	1,198	0.0	1,174	0.0
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—
法定外目的税	—	—	—	—	—	—	496	0.0
計	14,586,254	100.0	15,585,022	100.0	15,530,274	100.0	13,803,473	100.0
市町村税								
市町村民税	8,362,688	40.9	8,220,590	41.2	8,184,593	40.9	7,770,867	39.7
個人均等割	118,221	0.6	117,322	0.6	117,136	0.6	117,130	0.6
所得割	6,184,354	30.3	5,927,096	29.7	5,879,071	29.4	5,772,458	29.5
法人均等割	382,426	1.9	393,632	2.0	394,054	2.0	386,702	2.0
法人税割	1,677,687	8.2	1,782,540	8.9	1,794,332	9.0	1,494,577	7.6
固定資産税	9,323,417	45.6	9,040,850	45.3	9,153,238	45.7	9,155,086	46.8
土地	3,798,653	18.6	3,746,875	18.8	3,726,651	18.6	3,615,709	18.5
家屋	3,680,768	18.0	3,468,588	17.4	3,620,551	18.1	3,758,692	19.2
償却資産	1,764,280	8.6	1,739,629	8.7	1,717,929	8.6	1,694,083	8.7
純固定資産税小計	9,243,701	45.2	8,955,092	44.9	9,065,131	45.3	9,068,484	46.3
交付金	79,716	0.4	85,758	0.4	88,107	0.4	86,602	0.4
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—
軽自動車税	119,521	0.6	124,957	0.6	130,153	0.7	135,229	0.7
市町村たばこ税	867,078	4.2	865,220	4.3	850,866	4.3	831,369	4.2
鉱産税	1,606	0.0	1,566	0.0	1,512	0.0	1,377	0.0
特別土地保有税	47,529	0.2	42,471	0.2	35,084	0.2	26,341	0.1
法定外普通税	532	0.0	476	0.0	584	0.0	585	0.0
旧法による税	3	0.0	—	—	—	—	—	—
入湯税	23,134		23,379		24,067		24,797	
事業所税	319,463		323,779		318,091		324,260	
都市計画税	1,374,736	8.4	1,317,968	8.3	1,320,154	8.3	1,304,975	8.5
水利地益税	158		156		136		95	
共同施設税	—		—		—		—	
法定外目的税	—	—	—	—	31	0.0	64	0.0
計	20,439,865	100.0	19,961,412	100.0	20,018,509	100.0	19,575,045	100.0
地方税	35,026,119	—	35,546,434	—	35,548,783	—	33,378,518	—

(単位 百万円)

平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%	道 府 県 税
3,273,427	23.9	3,398,623	23.5	3,585,419	23.5	3,989,226	24.4	道 府 県 民 税
46,433	0.3	46,843	0.3	53,595	0.4	64,868	0.4	個 人 均 等 割
2,182,210	15.9	2,125,519	14.7	2,200,737	14.5	2,439,565	14.9	所 得 割
138,461	1.0	141,032	1.0	143,455	0.9	145,079	0.9	法 人 均 等 割
640,524	4.7	722,152	5.0	822,655	5.4	972,089	6.0	法 人 税 割
263,336	1.9	273,552	1.9	177,356	1.2	159,489	1.0	利 子 割
2,454	0.0	43,729	0.3	78,552	0.5	112,050	0.7	配 当 割
9	0.0	45,795	0.3	109,068	0.7	96,086	0.6	株 式 等 譲 渡 所 得 割
3,845,825	28.1	4,338,874	30.0	4,914,186	32.3	5,579,132	34.2	事 業 税
216,531	1.6	215,565	1.5	215,817	1.4	216,455	1.3	( 個 人 分 )
3,629,295	26.5	4,123,309	28.5	4,698,368	30.9	5,362,677	32.9	( 法 人 分 )
2,393,582	17.5	2,613,934	18.0	2,551,190	16.8	2,628,938	16.1	地 方 消 費 税
1,993,244	14.6	2,153,452	14.9	2,046,635	13.4	2,028,071	12.4	譲 渡 割
400,338	2.9	460,483	3.2	504,555	3.3	600,867	3.7	貨 物 割
480,500	3.5	456,402	3.2	476,669	3.1	485,030	3.0	不 動 産 取 得 税
277,815	2.0	282,555	2.0	275,163	1.8	280,669	1.7	道 府 県 た ば こ 税
69,076	0.5	63,837	0.4	62,032	0.4	61,700	0.4	ゴ ル フ 場 利 用 税
228	0.0	118	0.0	75	0.0	58	0.0	特 別 地 方 消 費 税
1,746,275	12.8	1,713,074	11.8	1,752,750	11.5	1,725,484	10.6	自 動 車 税
418		409		407		407		鉦 区 税
1,587		-		-		-		狩 猟 者 登 録 税
35,076	0.4	45,101	0.4	45,262	0.4	45,612	0.3	法 定 外 普 通 税
15,488		16,494		16,426		10,019		道 府 県 固 定 資 産 税
46		22		15		4		旧 法 に よ る 税
447,269	3.3	450,883	3.1	452,839	3.0	457,034	2.8	自 動 車 取 得 税
1,102,487	8.1	1,099,912	7.6	1,085,926	7.1	1,050,651	6.4	軽 油 引 取 税
1,154	0.0	-		-		-		入 猟 税
-		2,583	0.0	2,529	0.0	2,467	0.0	狩 猟 税
2,891	0.0	4,185	0.0	6,037	0.0	7,859	0.0	法 定 外 目 的 税
13,693,144	100.0	14,487,006	100.0	15,226,925	100.0	16,324,289	100.0	計
								市 町 村 税
7,636,615	40.3	7,668,558	40.3	8,155,530	41.7	9,074,403	45.0	市 町 村 民 税
116,627	0.6	137,468	0.7	152,561	0.8	171,699	0.9	個 人 均 等 割
5,519,171	29.1	5,328,853	28.0	5,545,961	28.3	6,066,695	30.1	所 得 割
390,927	2.1	397,030	2.1	403,024	2.1	405,109	2.0	法 人 均 等 割
1,609,890	8.5	1,805,207	9.5	2,053,984	10.5	2,430,901	12.0	法 人 税 割
8,766,857	46.2	8,806,106	46.2	8,862,096	45.3	8,571,941	42.5	固 定 資 産 税
3,553,872	18.7	3,484,481	18.3	3,405,760	17.4	3,394,740	16.8	土 地
3,475,829	18.3	3,623,049	19.0	3,765,085	19.2	3,466,444	17.2	家 屋
1,648,933	8.7	1,600,274	8.4	1,583,881	8.1	1,603,869	7.9	償 却 資 産
8,678,635	45.7	8,707,805	45.7	8,754,726	44.7	8,465,053	41.9	純 固 定 資 産 税 小 計
88,222	0.5	88,658	0.5	96,257	0.5	96,779	0.5	交 付 金
-		9,643	0.1	11,113	0.1	10,109	0.1	納 付 金
140,523	0.7	145,857	0.8	151,460	0.8	157,347	0.8	軽 自 動 車 税
853,752	4.5	868,038	4.6	845,291	4.3	861,979	4.3	市 町 村 た ば こ 税
1,430	0.0	1,420	0.0	1,566	0.0	1,684	0.0	鉦 産 税
9,123	0.0	7,462	0.0	4,274	0.0	3,300	0.0	特 別 土 地 保 有 税
610	0.0	983	0.0	1,359	0.0	1,258	0.0	法 定 外 普 通 税
-		-		-		-		旧 法 に よ る 税
25,209		24,195		24,366		25,011		入 湯 税
298,607		291,603		297,020		301,794		事 業 所 税
1,239,211	8.2	1,236,129	8.1	1,233,035	7.9	1,181,786	7.5	都 市 計 画 税
95		94		53		51		水 利 地 益 税
-		-		-		-		共 同 施 設 税
551	0.0	1,354	0.0	1,435	0.0	1,316	0.0	法 定 外 目 的 税
18,972,584	100.0	19,051,799	100.0	19,577,483	100.0	20,181,871	100.0	計
32,665,727	-	33,538,805	-	34,804,409	-	36,506,160	-	地 方 税

10  
及地方税の税目別の  
収入移額

11 地方税収入の税目別伸長率の推移

区 分	昭和35年度		昭和40年度		昭和45年度		昭和50年度		昭和55年度		昭和60年度		平成2年度	
	指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比
道府県税		%		%		%		%		%		%		%
道府県民税	220	128	742	116	1,727	125	4,175	97	8,321	113	12,457	108	21,479	117
個人均等割	150	109	881	125	108	108	119	102	542	160	828	139	907	101
所得割					126	126	373	107	709	112	1,052	106	1,232	106
法人均等割	321	144	543	100	106	106	144	102	1,355	105	8,083	125	10,412	108
法人税割					125	125	199	76	438	116	637	111	749	87
利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	186	186
配当割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業税	234	140	409	101	1,203	124	1,864	76	3,622	117	4,886	109	8,118	100
（個人分）	75	117	125	114	289	122	238	95	370	117	643	103	1,232	118
（法人分）	287	143	504	100	1,509	125	2,407	76	4,708	117	6,304	109	10,420	99
地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	262	127	793	126	1,820	138	3,477	104	5,409	116	8,332	109	11,430	94
道府県たばこ税	260	111	458	110	918	110	1,413	106	2,385	103	3,262	102	3,757	114
ゴルフ場利用税	225	121	642	119	1,926	129	3,386	106	5,034	109	7,325	103	6,116	119
特別地方消費税	187	125	370	111	816	115	1,770	108	2,631	108	3,148	106	1,287	130
自動車税	187	121	699	153	2,183	121	4,698	112	9,942	106	13,220	102	16,253	107
鉱区税	196	115	174	100	173	95	125	95	213	98	188	95	146	99
狩猟者登録税	—	—	115	111	196	111	584	101	996	95	804	96	669	98
法定外税及び旧法による税	78	104	112	107	11	98	33	93	885	112	4,363	172	5,543	23
道府県固定資産税	190	132	183	89	164	126	96	80	354	159	570	146	699	127
自動車取得税	—	—	—	—	107	107	245	114	379	96	487	105	859	106
軽油引取税	299	134	1,126	111	2,502	114	3,366	101	7,757	104	9,644	105	14,464	109
入猟税	—	—	109	107	172	109	509	101	848	95	658	95	545	98
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	237	132	532	110	1,436	122	2,631	91	5,025	112	6,939	107	10,639	106
市町村税														
市町村民税	173	122	412	112	956	126	2,678	100	5,662	117	8,986	111	13,079	104
個人均等割	118	102	147	105	165	102	183	97	688	126	974	133	1,077	102
所得割	140	114	419	117	866	125	2,700	107	5,692	117	8,884	109	12,824	109
法人均等割	149	110	192	91	412	107	554	100	4,132	103	24,724	124	31,129	106
法人税割	309	143	534	102	1,668	129	3,970	88	8,120	115	12,357	111	18,784	94
固定資産税	156	108	268	111	522	117	1,402	122	2,522	110	3,909	109	5,455	106
土地	119	102	151	102	349	126	1,510	131	2,751	108	4,133	111	5,475	102
家屋	146	110	261	115	486	112	1,091	118	2,140	113	3,450	108	5,058	108
償却資産	196	113	440	113	814	118	1,596	114	2,416	110	3,791	110	6,074	109
交付金	149	107	257	109	614	116	1,302	112	2,396	112	3,513	106	4,575	108
納付金	248	105	380	111	601	108	1,018	112	1,738	111	2,405	102	—	—
軽自動車税	184	137	613	119	1,168	114	1,348	99	2,117	106	3,420	107	4,315	104
市町村たばこ税	178	111	381	111	805	111	1,239	106	2,091	103	2,869	103	3,307	113
電気税	—	—	—	—	—	—	—	101	148	105	105	—	—	—
（電気ガス税）	190	121	251	108	455	114	750	99	1,796	148	2,449	105	—	—
ガス税	—	—	—	—	—	—	—	80	153	99	99	—	—	—
鉱産税	133	107	140	102	140	95	161	115	261	114	266	98	155	91
木材引取税	132	108	168	107	169	97	193	102	218	100	140	91	—	—
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	—	96	60	99	51	94	110	123
法定外税及び旧法による税	75	91	88	103	192	125	460	103	778	109	1,084	108	1,623	11
入湯税	181	116	387	113	621	106	2,044	159	3,721	99	3,988	103	5,263	107
事業所税	—	—	—	—	—	—	—	—	173	123	246	105	359	109
都市計画税	321	112	604	113	2,233	133	6,208	106	14,896	110	22,867	110	29,924	104
水利地益税	89	101	95	98	101	107	83	102	99	107	90	102	62	77
共同施設税	84	100	137	100	16	100	—	—	—	—	—	—	—	—
計	169	114	327	111	699	120	1,828	108	3,627	114	5,593	109	7,595	104
地方税	195	122	406	111	983	121	2,138	99	4,166	113	6,112	108	8,768	105

(注) 1 この調は、各年度とも決算額による。

2 指数は、昭和30年度を100として税目ごとに付したものであるが、固定資産税のうち交付金及び昭和60年度までの納付金、都市計画税については昭和31年度分を、軽油引取税及び入湯税については昭和32年度分を、軽自動車税については昭和33年度分を、狩猟者登録税及び入猟税については昭和38年度分を、自動車取得税については昭和44年度分を、特別土地保有税については昭和49年度分を、事業所税については昭和51年度分を、利子割については平成元年度分を、地方消費税については平成10年度分を、配当割及び株式等譲渡所得割については平成16年度分を、平成16年度からの納付金については平成16年度分を100とした。

なお、道府県民税のうち個人均等割、所得割、法人均等割及び法人税割については、昭和44年度分を100としたが、昭和35年度及び40年度は、個人均等割と所得割を合わせて個人分、法人均等割と法人税割を合わせて法人分とし、昭和30年度分を100とした数値を掲げた。

また、狩猟税については、昭和38年度分の狩猟者登録税と入猟税の合計値を100とした。

平成7年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		区 分	
指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比	指 数	前 年 度 比		
18,826	%	18,995	%	18,498	%	14,574	%	13,817	%	14,345	%	15,133	%	16,838	%	道府県税	
1,006	100	1,460	99	1,455	100	1,450	100	1,444	100	1,457	101	1,667	114	2,018	121	道府県民税	
1,335	108	1,187	97	1,178	99	1,155	98	1,107	96	1,078	97	1,116	104	1,238	111	個人均等割	
17,896	111	19,548	103	19,888	102	20,274	102	20,574	101	20,956	102	21,316	102	21,557	101	所得割	
548	107	554	109	562	101	472	84	512	108	577	113	658	114	777	118	法人均等割	
113	81	147	334	134	91	46	34	30	65	31	103	20	65	18	90	法人税割	
-	-	-	-	-	-	-	-	6	皆増	100	1667	180	180	256	142	利子割	
-	-	-	-	-	-	-	-	0	皆増	100	皆増	238	238	210	88	配当割	
5,567	101	5,139	105	5,372	105	4,561	85	4,773	105	5,385	113	6,099	113	6,924	114	事業税	
1,241	102	1,105	97	1,122	102	1,102	98	1,073	97	1,068	100	1,069	100	1,073	100	(個人分)	
7,013	101	6,488	106	6,792	105	5,717	84	6,010	105	6,828	114	7,780	114	8,880	114	(法人分)	
-	-	99	102	97	98	95	98	94	99	102	109	100	98	103	103	地方消費税	
-	-	98	101	95	97	92	97	91	99	98	108	93	95	92	99	譲渡費割	
-	-	103	107	113	110	113	100	114	101	132	116	144	109	172	119	貨物割	
15,100	119	10,865	98	10,304	95	10,046	97	9,212	92	8,750	95	9,139	104	9,299	102	不動産取得税	
3,942	101	2,934	102	2,884	98	2,819	98	2,895	103	2,945	102	2,867	97	2,925	102	道府県たばこ税	
6,609	99	5,510	93	5,339	97	5,033	94	4,674	93	4,319	92	4,197	97	4,175	99	ゴルフ場利用税	
880	97	77	11	7	9	3	43	2	67	1	50	0	0	0	0	特別地方消費税	
20,215	104	22,471	101	22,559	100	22,589	100	22,240	98	21,817	98	22,322	102	21,975	98	自動車税	
125	97	100	99	99	99	93	94	88	95	86	98	86	100	86	100	鉾 区 税	
593	96	511	98	490	96	477	97	465	97	-	-	-	-	-	-	狩猟者登録税	
3,747	89	4,024	113	4,863	121	4,079	84	6,543	160	8,487	130	8,832	104	9,204	104	法定外税及び旧法による税	
462	74	518	82	365	70	439	120	719	164	765	106	762	100	465	61	道府県固定資産税	
857	105	651	100	630	97	587	93	627	107	632	101	635	100	641	101	自動車取得税	
23,116	102	20,954	96	20,657	99	19,998	97	19,130	96	19,086	100	18,843	99	18,231	97	軽油引取税	
475	96	415	99	401	97	393	98	386	98	-	-	-	-	-	-	入 猟 税	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	404	94	395	98	385	97	狩 猟 税	
9,458	102	10,598	107	10,561	100	9,386	89	9,311	99	9,851	106	10,354	105	11,101	107	計	
11,907	104	11,116	98	11,067	100	10,507	95	10,326	98	10,369	100	11,028	106	12,270	111	市町村税	
1,190	102	1,525	99	1,523	100	1,523	100	1,516	100	1,787	118	1,983	111	2,232	113	市町村民税	
12,923	104	11,892	96	11,796	99	11,582	98	11,074	96	10,692	97	11,127	104	12,172	109	個人均等割	
39,539	104	42,973	103	43,019	100	42,216	98	42,678	101	43,344	102	43,998	102	44,226	101	所得割	
12,327	103	11,495	106	11,571	101	9,638	83	10,382	108	11,641	112	13,246	114	15,676	118	法人均等割	
7,635	106	8,189	97	8,291	101	8,293	100	7,941	96	7,976	100	8,027	101	7,764	97	法人税割	
8,057	107	8,652	99	8,606	99	8,349	97	8,207	98	8,046	98	7,865	98	7,839	100	固定資産税	
6,934	106	7,465	94	7,792	104	8,090	104	7,481	92	7,798	104	8,103	104	7,461	92	土地	
8,005	102	8,431	99	8,326	99	8,211	99	7,992	97	7,756	97	7,676	99	7,773	101	家屋	
6,381	107	8,191	108	8,415	103	8,271	98	8,426	102	8,468	100	9,194	109	9,243	101	償却資産	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	皆増	115	115	105	91	交付金	
5,165	104	6,119	105	6,374	104	6,622	104	6,882	104	7,143	104	7,417	104	7,706	104	納付金	
3,480	101	4,500	100	4,426	98	4,324	98	4,441	103	4,515	102	4,397	97	4,484	102	軽自動車税	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	市町村たばこ税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	電気ガス税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(電気ガス税)
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ガス税
127	97	90	97	87	97	80	92	83	104	82	99	90	110	97	108	鉱産税	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	木材引取税
112	97	39	89	33	85	24	73	8	33	7	88	4	57	3	75	特別土地保有税	
65	51	51	90	66	129	70	106	125	179	251	201	300	120	276	92	法定外税及び旧法による税	
5,949	104	6,680	101	6,876	103	7,085	103	7,203	102	6,913	96	6,962	101	7,146	103	入湯税	
383	98	404	101	397	98	405	102	373	92	364	98	371	102	377	102	事業所税	
41,425	106	41,854	96	41,923	100	41,441	99	39,353	95	39,255	100	39,156	100	37,529	96	都市計画税	
58	100	49	98	43	87	30	70	30	100	30	100	17	58	16	94	水利地益税	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	共同施設税
8,431	104	8,515	98	8,539	100	8,350	98	8,093	97	8,127	100	8,351	103	8,609	103	計	
8,827	103	9,318	101	9,318	100	8,749	94	8,563	98	8,792	103	9,123	104	9,569	105	地方税	

3 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税が、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。

4 平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税が廃止され、狩猟税が創設された。平成16年度における狩猟税の前年度比は、狩猟者登録税と入猟税の合計値との比較である。

5 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止され、平成16年度において日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設された。

## 12 地方主要税目の納税義務者数の推移

### (1) 個人住民税

区 分			年 度					
			昭和35年度	40	45	50	55	60
均 所	等 割	割 割	26,101,086人	30,098,726人	34,047,436人	36,014,253人	36,086,421人	38,092,169人
			13,763,041	22,577,251	27,900,479	33,420,613	39,363,965	42,974,337

- (注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による市町村民税に係る納税義務者数である。  
 2 表中、昭和55年度から平成16年度までの均等割の納税義務者数が所得割の納税義務者数を下回ることとなったのは、昭和51年  
 3 表中、平成17年度の均等割の納税義務者数が前年度に比べて大きく増加（約927万人増）したのは、いわゆる生計同一の妻に務者数は、昭和50年度以前と同様、所得割の納税義務者数を上回るものとなっている。  
 4 平成6年度から平成8年度まで及び平成10年度の所得割の納税義務者数は、特別減税前に納税義務のある者の数であり、平成

### (2) 個人事業税

区 分		年 度					
		昭和35年度	40	45	50	55	60
第 事 業 種	所得 税 課 税 者	837,247人	1,118,007人	1,536,370人	501,105人	646,873人	924,940人
	所得 税 失 格 者	217,123	320,144	331,176	2,851	2,637	4,546
	計	1,054,370	1,438,151	1,867,546	503,956	649,510	929,486
第 事 業 種	所得 税 課 税 者	4,838	6,716	5,930	2,023	1,728	1,683
	所得 税 失 格 者	1,656	1,926	1,815	28	7	9
	計	6,494	8,642	7,745	2,051	1,735	1,692
第 事 業 種	所得 税 課 税 者	83,549	109,529	166,452	72,232	116,766	163,550
	所得 税 失 格 者	22,817	38,661	43,664	263	200	575
	計	106,366	148,190	210,116	72,495	116,966	164,125
総 計		1,167,230	1,594,983	2,085,407	578,502	768,211	1,095,303

- (注) この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による個人事業税の納税義務者数である。

### (3) 法人事業税

区 分		年 度					
		昭和35年度	40	45	50	55	60
普 法 通 人	分 割 法 人	19,375人	31,545人	46,799人	65,385人	78,290人	87,319人
	県 内 法 人	457,349	651,590	875,860	1,183,678	1,426,519	1,623,395
	計	476,724	683,135	922,659	1,249,063	1,504,809	1,710,714
特 公 人 清 特	別 法 人	19,816	43,775	48,534	55,356	61,581	64,283
	益 法 人 等	1,069	2,797	6,072	12,119	14,714	21,764
	格 な き 社 団 等	407	974	1,407	2,506	2,665	3,887
	算 法 人 信 託	1,000	2,608	4,473	5,585	7,333	12,884
課 取 税 入 法 金 人 額	分 割 法 人	93	103	113	115	119	118
	県 内 法 人	91	140	154	209	243	264
	計	184	243	267	324	362	382
総 計		499,200	733,532	983,412	1,324,953	1,591,464	1,813,914

- (注) 1 この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による。  
 2 6カ月事業年度の法人については、2事業年度をもって1納税義務者としたものである。  
 3 分割法人については、他県に所在する事務所、事業所に係るものは算入していないので、本店の数に一致するものである。

### (4) その他の市町村税

区 分		年 度					
		昭和35年度	40	45	50	55	60
法 人 均 等 割	法 人 税 割	616,259人	903,732人	1,218,772人	1,671,957人	2,054,770人	2,389,564人
	法 人 税 割	585,828	832,743	1,139,143	1,579,053	1,977,199	2,334,708
	固 定 資 産 税	18,040,074	19,983,783	20,873,839	24,403,431	30,514,604	34,810,147

- (注) この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による納税義務者数である。

平成2年度	7	12	14	15	16	17	18	19
41,047,866人 45,691,945	45,441,915人 51,050,417	46,570,162人 51,634,930	46,422,617人 50,811,474	46,082,712人 49,974,592	46,122,853人 49,956,768	55,400,971人 51,361,677	59,191,562人 55,037,980	59,846,597人 55,627,624

度において、条例で定める一定金額以下の所得者に係る均等割の非課税措置が設けられたこと等によるものである。  
 対する均等割の非課税措置が平成16年度分をもって廃止されたこと等によるものである。この結果、表中、平成17年度の均等割の納税義  
 11年度から平成18年度までの所得割の納税義務者数は、定率減税による税額控除後に納税義務のある者の数である。

平成2年度	7	12	14	15	16	17	18
1,464,048人 13,187 1,477,235	1,319,743人 11,115 1,330,858	1,030,237人 32,695 1,062,932	994,482人 31,330 1,025,812	933,412人 30,576 963,988	918,039人 28,712 946,751	909,915人 21,033 930,948	891,468人 18,788 910,256
2,119 26 2,145	1,601 59 1,660	1,355 81 1,436	1,306 40 1,346	1,167 25 1,192	882 27 909	1,021 34 1,055	1,062 30 1,092
227,493 2,377 229,870	218,623 2,429 221,052	194,654 6,450 201,104	192,613 6,763 199,376	187,596 6,018 193,614	181,805 5,795 187,600	181,613 4,406 186,019	179,029 4,713 183,742
1,709,250	1,553,570	1,265,472	1,226,534	1,158,794	1,135,260	1,118,022	1,095,090

平成2年度	7	12	14	15	16	17	18
102,099人 2,002,180 2,104,279	114,527人 2,298,605 2,413,132	122,128人 2,354,731 2,476,859	123,188人 2,363,012 2,486,200	124,062人 2,354,706 2,478,768	126,137人 2,368,176 2,494,313	126,662人 2,381,754 2,508,416	128,503人 2,402,347 2,530,850
69,397 24,730 4,384 11,553	77,022 28,114 5,565 18,003	87,289 31,792 7,158 30,692	88,104 34,510 10,031 32,226 242	88,782 36,474 10,797 33,178 413	88,596 39,209 11,756 33,253 402	89,462 43,080 12,151 34,111 416	91,134 45,696 12,406 35,718 1,107
116 282 398	116 269 385	149 950 1,099	147 1,253 1,400	148 1,401 1,549	149 1,333 1,482	143 1,221 1,364	153 1,208 1,361
2,214,741	2,542,221	2,634,889	2,652,713	2,649,961	2,669,011	2,689,000	2,718,272

平成2年度	7	12	14	15	16	17	18	19
2,810,888人 2,737,275 38,154,255	3,339,390人 3,238,327 39,469,959	3,563,841人 3,412,841 43,096,333	3,596,031人 3,434,660 44,364,075	3,569,354人 3,475,513 44,578,645	3,621,529人 3,479,444 45,384,493	3,670,576人 3,508,610 45,551,292	3,687,871人 3,531,117 45,691,272	3,714,514人 3,562,851 46,163,101

### 13 平成19年度における市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調

#### (1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	—	1,826	1	1,827	—
構 成 比	—	100.0%	—	100.0%	—

- (注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(平成19. 4. 1現在)による。  
 2 東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している。  
 3 道府県民税所得割については、神奈川県のみ超過税率を採用している。

#### (2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	—	1,826	1	1,827	—
構 成 比	—	100.0%	—	100.0%	—

- (注) (1)の(注)に同じ。

#### (3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (12.3%)	超 過 税 率					合 計	ほか不均一 課税団体
		12.6% ～13.1%	13.2% ～13.9%	14.0% ～14.6%	14.7%	小 計		
人口50万以上の市	2	—	—	—	5	5	7	20
人口5万以上 50万未満の市	99	1	8	6	181	196	295	214
人口5万未満の市	76	5	5	7	124	141	217	29
町 村	608	15	26	27	314	382	990	32
合 計	785	21	39	40	624	724	1,509	295
構 成 比	52.0%	1.4%	2.5%	2.7%	41.4%	48.0%	100.0%	—

- (注) 1 (1)の(注)1に同じ。  
 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

#### (4) 市町村民税法人均等割

##### (イ) 法第312条第1項第1号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000円)	超 過 税 率					合 計	ほか不均一 課税団体
			3,000,100円～ 3,299,900円	3,300,000円～ 3,479,900円	3,480,000円～ 3,599,900円	3,600,000円	小 計		
人口50万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	25	1
人口5万以上 50万未満の市	—	366	—	1	—	117	118	484	25
人口5万未満の市	—	180	—	1	—	60	61	241	5
町 村	—	833	—	2	1	186	189	1,022	—
合 計	—	1,400	—	4	1	368	373	1,773	31
構 成 比	—	79.0%	—	0.2%	0.1%	20.8%	21.0%	100.0%	—

- (注) 1 (1)の(注)1に同じ。  
 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。



(ロ) 法第312条第1項第2号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (1,750,000円)	超 過 税 率					合 計	ほ か 不 均 一 課税団体
			1,750,100円～ 1,924,900円	1,925,000円～ 2,029,900円	2,030,000円～ 2,099,900円	2,100,000円	小 計		
人口50万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口5万以上 50万未満の市	—	366	—	1	—	117	118	484	25
人口5万未満の市	—	180	—	1	—	60	61	241	5
町 村	—	833	—	2	1	186	189	1,022	—
合 計	—	1,400	—	4	1	368	373	1,773	31
構 成 比	—	79.0%	—	0.2%	0.1%	20.8%	21.0%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第312条第1項第3号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (410,000円)	超 過 税 率					合 計	ほ か 不 均 一 課税団体
			410,100円～ 450,900円	451,000円～ 474,900円	475,000円～ 491,900円	492,000円	小 計		
人口50万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口5万以上 50万未満の市	—	366	—	1	—	117	118	484	25
人口5万未満の市	—	180	—	1	—	60	61	241	5
町 村	—	833	—	2	1	186	189	1,022	—
合 計	—	1,400	—	4	1	368	373	1,773	31
構 成 比	—	79.0%	—	0.2%	0.1%	20.8%	21.0%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第312条第1項第4号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (400,000円)	超 過 税 率					合 計	ほ か 不 均 一 課税団体
			400,100円～ 439,900円	440,000円～ 463,900円	464,000円～ 479,900円	480,000円	小 計		
人口50万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口5万以上 50万未満の市	—	366	—	1	—	117	118	484	25
人口5万未満の市	—	180	—	1	—	60	61	241	5
町 村	—	833	—	2	1	186	189	1,022	—
合 計	—	1,400	—	4	1	368	373	1,773	31
構 成 比	—	79.4%	—	0.2%	0.1%	20.8%	21.0%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第312条第1項第5号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (160,000円)	超 過 税 率					合 計	ほ か 不 均 一 課税団体
			160,100円～ 175,900円	176,000円～ 184,900円	185,000円～ 191,900円	192,000円	小 計		
人口50万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口5万以上 50万未満の市	—	366	—	1	—	117	118	484	25
人口5万未満の市	—	180	—	1	—	60	61	241	5
町 村	—	833	—	2	1	186	189	1,022	—
合 計	—	1,400	—	4	1	368	373	1,773	31
構 成 比	—	79.4%	—	0.2%	0.1%	20.8%	21.0%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第312条第1項第6号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (150,000円)	超 過 税 率				小 計	合 計	ほ か 不 均 一 課税団体
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円			
人口50万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口5万以上 50万未満の市	—	368	—	1	—	115	116	484	25
人口5万未満の市	—	180	—	1	—	60	61	241	5
町 村	—	833	—	2	1	186	189	1,022	—
合 計	—	1,402	—	4	1	366	371	1,773	31
構 成 比	—	79.1%	—	0.2%	0.1%	20.9%	20.9%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第312条第1項第7号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (130,000円)	超 過 税 率				小 計	合 計	ほ か 不 均 一 課税団体
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円			
人口50万以上の市	—	21	—	—	—	5	5	26	1
人口5万以上 50万未満の市	—	368	—	1	—	114	115	484	25
人口5万未満の市	—	180	—	1	—	60	61	241	5
町 村	—	833	—	2	1	186	189	1,022	—
合 計	—	1,403	—	4	1	365	370	1,773	31
構 成 比	—	79.1%	—	0.3%	0.1%	20.6%	20.9%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第312条第1項第8号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (120,000円)	超 過 税 率				小 計	合 計	ほ か 不 均 一 課税団体
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円			
人口50万以上の市	—	22	—	—	—	4	4	26	1
人口5万以上 50万未満の市	—	369	—	2	—	113	115	484	25
人口5万未満の市	—	180	—	1	—	60	61	241	5
町 村	—	833	—	2	1	189	191	1,024	—
合 計	—	1,404	—	5	1	363	369	1,773	31
構 成 比	—	79.2%	—	0.3%	0.1%	20.5%	20.8%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第312条第1項第9号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (50,000円)	超 過 税 率				小 計	合 計	ほ か 不 均 一 課税団体
			50,100 円～ 54,900 円	55,000 円～ 57,900 円	58,000 円～ 59,900 円	60,000 円			
人口50万以上の市	—	22	—	—	—	4	4	26	1
人口5万以上 50万未満の市	—	374	—	1	—	109	110	484	25
人口5万未満の市	—	180	—	1	—	60	61	241	5
町 村	—	833	—	2	1	186	189	1,022	—
合 計	—	1,409	—	4	1	359	364	1,773	31
構 成 比	—	79.5%	—	0.2%	0.1%	20.2%	20.5%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過税率			計		うち 不均一 課税団体	
	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	市町村数	比率		
人口50万以上の市	-	-	%	$\frac{1.4}{100}$	28	100.0	-	-	%	28	100.0	14	
人口5万以上 50万未満の市	-	-	-	$\frac{1.4}{100}$	471	92.5	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$ 小 計	38	7.3	-	509	100.0	191
人口5万未満の市	-	-	-	$\frac{1.4}{100}$	198	80.5	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$ 小 計	45	18.1	3	246	100.0	89
町 村	-	-	-	$\frac{1.4}{100}$	950	93.0	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$ 小 計	55	5.3	17	1,022	100.0	212
合 計	-	-	-	$\frac{1.4}{100}$	1,647	91.2	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$ 計	138	7.5	20	1,805	100.0	506

(注) (1)の(注)に同じ。

14 超過課税の状況

(1) 道府県税

(単位 百万円)

税目	昭和40年度 決算	昭和49年度 決算	昭和50年度 決算	昭和51年度 決算	昭和52年度 決算	昭和53年度 決算	昭和54年度 決算	昭和55年度 決算	昭和56年度 決算	昭和57年度 決算
	昭和48年度 決算	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額
道府県民税 法人税割 事業税	該当	1 (-)	20 4,616	42 37,900	44 53,841	44 56,575	44 68,294	44 79,876	45 89,712	45 93,873
法人 自動車税	なし	1 11,335 (該当なし)	2 38,453 1 796	4 53,670 1 1,109	5 71,994 1 1,003	5 88,504 1 1,274	6 107,545 1 1,311	7 129,712 1 1,180	7 141,934 1 1,051	7 148,568 1 928
合計		1 11,335	2 43,865	4 92,679	4 126,838	4 146,353	4 177,150	4 210,768	4 232,697	4 243,369

税目	昭和58年度 決算	昭和59年度 決算	昭和60年度 決算	昭和61年度 決算	昭和62年度 決算	昭和63年度 決算	平成元年度 決算	平成2年度 決算	平成3年度 決算	平成4年度 決算
	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額
道府県民税 法人税割 事業税	45 95,294	46 111,826	46 124,869	45 120,468	45 147,396	45 170,445	45 166,836	45 141,428	45 121,606	45 100,328
法人 自動車税	7 148,499	7 168,770	7 185,518	7 187,363	7 236,646	7 268,113	7 246,474	7 232,968	7 172,714	7 142,982
合計	7 243,793	7 280,596	7 310,387	7 307,831	7 384,042	7 438,558	7 413,310	7 374,396	7 294,320	7 243,310

税目	平成5年度 決算	平成6年度 決算	平成7年度 決算	平成8年度 決算	平成9年度 決算	平成10年度 決算	平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算	平成14年度 決算
	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額
道府県民税 法人均等割 法人税割 事業税	- -	- 84,656	- 89,412	- 112,484	- 106,428	- 93,786	- 81,947	- 90,149	1 1,117	1 4,776
法人 自動車税	7 116,596	7 103,105	7 97,323	7 116,474	7 110,177	7 93,653	7 80,820	7 92,113	7 94,314	7 77,492
合計	7 207,184	7 187,761	7 186,735	7 228,958	7 216,605	7 187,439	7 162,767	7 182,262	7 188,119	7 158,805

税目	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算見込
	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額	団体数 超過 課税額
道府県民税 個人均等割 所得割	1 115	2 459	8 1,895	16 7,176	22 10,894
法人均等割 法人税割 事業税	2 5,154	3 5,327	9 5,679	16 6,202	23 7,597
法人 自動車税	46 83,385	46 95,251	46 110,186	46 132,587	46 139,248
合計	7 84,338	7 98,216	7 114,497	7 129,540	7 135,342
	1 -	1 53	1 27	1 13	1 4
合計	- 172,992	- 199,306	- 232,286	- 275,518	- 295,485

(注) 1 団体数は、各年度の2月1日現在において超過課税の条例が議決されたものを掲げた。  
 2 (-) は、適用事業年度の関係で実績が計上されなかったものである。  
 3 自動車税の超過課税に関して、平成13年度から東京都が独自の制度を実施しているが、平成13～15年度の超過課税額については、データが不明なため、「-」とした。

(2) 市町村税

(単位 百万円)

税目	昭和40年 度決算	昭和45年 度決算	昭和50年 度決算	昭和55年 度決算	昭和60年 度決算	平成2年 度決算	平成7年 度決算	平成10年 度決算	平成11年 度決算	平成12年 度決算	平成13年 度決算	平成14年 度決算	平成15年 度決算	平成16年 度決算	平成17年 度決算	平成18年 度決算	平成19年度 決算見込	
	市町村民税 個人均等割 所得割	13,875 387	15,807 273	41,002 189	168,506 139	260,239 131	392,882 127	253,427 127	253,361 24	223,930 26	239,376 22	241,074 20	199,842 19	214,346 20	243,101	279,059	331,698	328,226
法人均等割 法人税割 事業税	173 2,968	369 8,817	530 40,224	4,148 164,210	9,143 250,965	11,118 381,637	14,116 239,184	14,290 239,047	14,020 209,884	13,990 225,364	14,058 226,996	13,576 186,247	13,848 200,478	14,151 228,950	14,455 264,604	14,575 317,123	17,338 310,856	
固定資産税 土地 家屋 償却資産 軽自動車税	6,756 1,871 2,597 2,288 54	9,768 2,680 3,912 3,176 67	12,849 4,183 4,765 3,901 77	22,516 7,181 9,298 6,037 187	29,986 9,685 12,709 7,592 290	34,958 10,791 14,830 9,337 324	39,690 11,925 16,926 10,839 383	41,068 12,337 17,571 11,160 436	42,419 12,614 18,351 11,454 439	40,858 12,733 17,067 11,058 443	41,470 12,820 17,684 10,966 457	41,710 12,809 18,238 10,663 468	41,710 12,582 16,473 10,101 483	39,063 12,331 16,473 9,621 501	38,425 14,151 16,473 9,392 528	37,381 14,455 14,448 8,746 497	34,791 11,598 14,448 9,519 516	38,346 12,628 16,199 9,519 516
鉱産税 入湯税 合計	48 4 20,978	96 141 26,133	144 35 54,379	217 24 191,741	190 61 290,963	88 30 428,282	51 30 293,581	32 28 294,925	11 24 266,823	11 22 280,710	13 22 283,038	5 24 242,051	9 25 253,926	9 21 282,057	9 24 317,001	9 23 367,018	10 22 367,120	

(注) 昭和60年度以前の合計額には、木材引取税の額を含む。

(3) 合計

(単位 百万円)

税目	昭和40年 度決算	昭和45年 度決算	昭和50年 度決算	昭和55年 度決算	昭和60年 度決算	平成2年 度決算	平成7年 度決算	平成10年 度決算	平成11年 度決算	平成12年 度決算	平成13年 度決算	平成14年 度決算	平成15年 度決算	平成16年 度決算	平成17年 度決算	平成18年 度決算	平成19年度 決算見込
合計	20,978	26,133	98,244	402,509	601,350	802,678	480,316	482,364	429,590	462,972	471,157	400,856	426,918	481,363	549,287	642,536	662,605

15 平成19年度法定外税の実施状況

(1) 道府県法定外普通税

平成20年1月現在

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 18年度決算額 (百万円)
沖縄県	石油価格調整税	揮発油の販売	揮発油に係る数量から条 例で定める欠減 数量を控除し た数量	揮発油の精製業 者又は輸入業者 その他これらに 類する者のうち 県内に事務所を 設けて揮発油の 販売を業とする もので知事が指 定するもの (元売業者)	申告納付	1,500円/kl	S 47. 6. 1 施行 9 7 5
福井県	核燃料税	発電用原子炉 への核燃料の 挿入	発電用原子炉 に挿入した核 燃料の価額 (福島県につ いては価額及 び重量)	発電用原子炉の 設置者	申告納付	100分の12	S 51. 11. 10 施行 5, 8 2 4
福島県						従価割：100分の10 重量割：8,000円/kg	S 52. 11. 10 施行 3, 6 1 2
愛媛県						100分の10	S 54. 1. 16 施行 1, 2 1 0
佐賀県						100分の10	S 54. 4. 1 施行 8 8 4
島根県						100分の10 (平成17年度及び平 成18年度は100分 の12)	S 55. 4. 1 施行 6 7 7
静岡県						100分の10	S 55. 4. 1 施行 1, 0 2 3
鹿児島県						100分の10	S 58. 6. 1 施行 9 7 5
宮城県						100分の10	S 58. 6. 21 施行 3 3 3
新潟県						100分の12	S 59. 11. 15 施行 3, 6 3 9
北海道						100分の10	S 63. 9. 1 施行 3 3 8
石川県						100分の12	H 4. 10. 8 施行 3, 8 4 4
茨城県	核燃料等取扱税	①原子炉への 核燃料の挿入 ②使用済燃料 の受入れ ③ガラス固化 体の保管 ④放射性廃棄 物の発生 ⑤放射性廃棄 物の保管	①原子炉に挿 入した核燃 料の価額 ②使用済燃料 の原子核分 裂前のウラ ンの重量 ③ガラス固化 体の容器の 数量 ④放射性廃棄 物の容器の 容量 ⑤放射性廃棄 物の容器の 容量	①原子炉設置者 ②再処理事業者 ③再処理事業者 ④原子力事業者 ⑤原子力事業者	申告納付	①核燃料価額の 100分の10 ② 35,400円/kg ③938,000円/本 ④ 62,400円/m <sup>3</sup> ⑤ 3,000円/m <sup>3</sup>	S 53. 10. 18 施行 1, 1 3 7

14 超過課税の状況  
15 法定外税の実施状況

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 18年度決算額 (百万円)
青森県	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮 ②原子炉への核燃料の挿入 ③使用済燃料の受入れ ④使用済燃料の貯蔵 ⑤廃棄物の埋設 ⑥廃棄物の管理	①製品ウランの重量 ②原子炉に挿入した核燃料の価額 ③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ④使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 ⑤廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量 ⑥ガラス固化体の容器の数量	①加工事業者 ②原子炉設置者 ③再処理事業者 ④再処理事業者 ⑤廃棄物埋設事業者 ⑥廃棄物管理事業者	申告納付	① 16,500円/kg ②核燃料価額の100分の10 (当面の間100分の12) ③ 19,400円/kg ④ 1,300円/kg ⑤ 23,700円/m <sup>2</sup> ⑥728,700円/本	H3.9.28施行 14,859
神奈川県	臨時特例企業税	法人の事業活動	所得の計算上繰越欠損金と相殺される当期利益の金額	資本金額又は出資金額が5億円以上の法人で、当期利益が発生しているもの	申告納付	2%	H13.8.1施行 6,280

(注) 新設の法定外税のうち平成18年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。

## (2) 市町村法定外普通税

平成20年1月現在

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 18年度決算額 (百万円)
京都府 城陽市	山砂利採取税	山砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	1 m <sup>3</sup> 40円	S43.12.1施行 18
神奈川県 中井町	砂利採取税	砂利の採取				洗浄した砂利1 m <sup>3</sup> 30円 その他1 m <sup>3</sup> 15円	S47.6.1施行 16
神奈川県 山北町		岩石及び砂利の採取				岩石1 m <sup>3</sup> 10円 砂利1 m <sup>3</sup> 15円	S57.4.1施行 9
静岡県 熱海市	別荘等所有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1 m <sup>2</sup> 年650円	S51.4.1施行 554
福岡県 太宰府市	歴史と文化の環境税	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車(自転車を除く)…50円 乗車定員10人以下の自動車…100円 乗車定員10人超29人以下の自動車…300円 乗車定員29人超の自動車…500円	H15.5.23施行 65
鹿児島県 薩摩川内市	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料(使用済核燃料集合体)の数量(1発電用原子炉につき157体を超える分)	発電用原子炉の設置者	申告納付	230,000円/体	H15.11.1施行 260
東京都 豊島区	狭小住戸集合住宅税	豊島区内における狭小住戸(床面積29m <sup>2</sup> 未満の住戸)を有する集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16.6.1施行 338

(注) 新設の法定外税のうち平成18年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。

## (3) 道府県法定外目的税

平成20年1月現在

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 18年度決算額 (百万円)
三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	①最終処分場への搬入：当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入：当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は免税	H14.4.1施行 246
滋賀県						1,000円/トン ※年間搬入量 500トン未満は免除	H16.1.1施行 111
岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場への搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 802
広島県	産業廃棄物理立税			最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付		H15.4.1施行 926
鳥取県	産業廃棄物処分場税			最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税			H15.4.1施行 6
青森県	産業廃棄物税			最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付		H16.1.1施行 90
岩手県		最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者			H16.1.1施行 93		
秋田県					1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	H16.1.1施行 390	

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 18年度決算額 (百万円)	
奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16. 4. 1 施行 190	
山口県	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除						特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	H16. 4. 1 施行 223
新潟県	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者						特別徴収 ※自社処分は申告納付	H16. 4. 1 施行 227
京都府								H17. 4. 1 施行 89
宮城県								H17. 4. 1 施行 387
島根県	産業廃棄物減量税						1,000円/トン ※導入初年度333円/トン、2年度目666円/トン	H17. 4. 1 施行 150
熊本県	産業廃棄物税						1,000円/トン	H17. 4. 1 施行 172
福島県	産業廃棄物税						1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18. 4. 1 施行 380
愛知県							1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18. 4. 1 施行 518
沖縄県							1,000円/トン	H18. 4. 1 施行 71
北海道		循環資源利用促進税	1,000円/トン (平成18年度及び平成19年度においては、暫定税率を適用)	H18.10. 1 施行 104				
山形県	産業廃棄物税	1,000円/トン	H18.10. 1 施行 45					
愛媛県	資源循環促進税	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン) (平成19～21年度においては、暫定税率を適用)	H19. 4. 1 施行 予定 平年度見込額 264					



団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 18年度決算額 (百万円)
福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設： 800円/トン 最終処分場： 1,000円/トン	H17. 4. 1 施行 3 3 5
佐賀県							H17. 4. 1 施行 1 2 7
長崎県							H17. 4. 1 施行 1 6 0
大分県							H17. 4. 1 施行 3 3 4
鹿児島県							H17. 4. 1 施行 1 1 1
宮崎県							H17. 4. 1 施行 2 6 0
東京都	宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊について 宿泊料が10千円以上 15千円未満：100円 15千円以上：200円	H14.10.1 施行 1, 2 9 1
岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 3,000円/回 ・一般乗合用バス 2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 300円/回	H15. 4. 1 施行 2 3

(注) 新設の法定外税のうち平成18年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。

## (4) 市町村法定外目的税

平成20年1月現在

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 18年度決算額 (百万円)
山梨県 富士河口湖町 (注2)	遊漁税	河口湖での遊漁行為	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1施行 19
福岡県 北九州市	環境未来税	最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の最終処分業者及び自家処分業者	申告納付	1,000円/トン ※条例施行後3年間は500円/トン	H15.10.1施行 725
新潟県 柏崎市	使用済核燃料税	使用済核燃料の保管	保管する使用済核燃料の重量(使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量)	使用済核燃料を保管する原子炉設置者	申告納付	480円/kg	H15.9.30施行 530
沖縄県 伊是名村	環境協力税	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円(障害者、高校生以下は課税免除)	H17.4.25施行 4

(注1) 新設の法定外税のうち平成18年度中に税収実績のないものについては、同意の際の税収見込額を記載した。

(注2) 遊漁税を課税していた3町村(河口湖町、勝山村及び足和田村)が平成15年11月15日に合併。

## 16 平成18年度における政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合

(単位 百万円、%)

区 分	歳入総額	税 収 入		地方交付税		国県支出金		地 方 債		そ の 他	
	金 額 A	金 額 B	B A	金 額 C	C A	金 額 D	D A	金 額 E	E A	金 額 F	F A
札幌	777,747	265,980	34.2	113,087	14.5	133,909	17.2	43,496	5.6	221,275	28.5
仙台	395,782	169,560	42.8	30,208	7.6	49,263	12.4	49,864	12.6	96,887	24.6
さいたま	389,298	203,617	52.3	2,222	0.6	47,722	12.3	46,190	11.9	89,547	22.9
千葉	350,874	167,705	47.8	541	0.2	42,623	12.1	66,391	18.9	73,614	21.0
横浜	1,333,800	685,452	51.4	13,614	1.0	177,916	13.3	127,681	9.6	329,137	24.7
川崎	528,500	270,263	51.1	566	0.1	68,453	13.0	56,473	10.7	132,745	25.1
静岡	259,891	120,516	46.4	13,671	5.3	36,460	14.0	33,503	12.9	55,741	21.4
名古屋	991,217	495,154	50.0	1,168	0.1	112,555	11.4	99,992	10.1	282,348	28.4
京都	689,143	249,737	36.2	80,251	11.6	113,351	16.4	76,588	11.1	169,216	24.7
大阪	1,590,506	652,624	41.0	47,208	3.0	283,159	17.8	142,188	8.9	465,327	29.3
堺	287,493	122,702	42.7	27,770	9.7	54,597	19.0	21,866	7.6	60,558	21.0
神戸	748,993	262,579	35.1	97,942	13.1	114,197	15.2	45,969	6.1	228,306	30.5
広島	519,228	200,174	38.6	45,290	8.7	92,937	17.9	47,893	9.2	132,934	25.6
北九州	510,388	159,255	31.2	61,752	12.1	75,259	14.7	63,348	12.4	150,774	29.6
福岡	689,594	259,151	37.6	47,850	6.9	99,294	14.4	71,718	10.4	211,581	30.7
計	10,062,453	4,284,469	42.6	583,141	5.8	1,501,698	14.9	993,158	9.9	2,699,987	26.8

- (注) 1 普通会計における決算額である。  
2 国県支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。  
3 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

17 地方税の税率等の推移

I 道府県税

1. 道府県民税

① 個人

年度 項目	昭和25年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1人目 7万円 2人目以降3万円 前年の合計所得金額 が5万円を超える配 偶者がある場合 1人目 5万円
税率		(創設)  年 均等割 100円 所得割 所得税の5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税標準 とする13段階の標準 税率が設けられ、昭 和37年度から適用す ることとされたが、 同年度において再び 法改正が行われ、実 施されなかった。	所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%

(注) 税率は、道府県民税利子割、道府県民税配当割、道府県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、道府県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、鉱区税、狩猟者登録税、入猟税、狩猟税、市町村たばこ税、電気税、ガス税、特別土地保有税及び事業所税にあっては一定税率、市町村民税にあっては昭和39年度までは準拠税率、都市計画税にあっては制限税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46
10万円		11万円	12万円	13万円	14万円
(新 設) 8万円		9万円	10万円	11万円	13万円
扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額 が5万円を超える配 偶者がある場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がない場合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者がない場合 1人目 11万円
分離課税に係る所得 割は当分の間算出税 額の90%				所得割 土地建物等の譲渡 所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47年度 1.3% (ロ) 48、49年度 1.6% (ハ) 50、51年度 2.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のい ずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計 算した場合の課 税短期譲渡所得 金額に対する税 額の110%相当 額	

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	47	48	49	50	51
基礎控除	15万円	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	14万円	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族 1人 11万円 配偶者がない場合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者がない場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者がない場合 16万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者がない場合 19万円	
税率			所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50、51年度 1.6% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)		均等割 標準税率 年額 300円

(注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

52	54	55	56
20万円	21万円	22万円	
20万円	21万円	22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円	扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52～56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52～54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の2分の1を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55～57年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超え8,000万円以下の額の2分の1の額と8,000万円を超える金額の4分の3の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)

2 昭和55年度欄における所得割の税率は、昭和54年度改正によるものである。

3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59
基礎控除		25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58～60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58～60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。  
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。  
3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和59年度改正によるものである。



60	61	63
26万円		28万円
控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円  (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
均等割 標準税率 年額 700円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ③ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円 " 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和63~平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄については、昭和62年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円 (A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円 (A) 老人控除対象配偶者 (障害者を含む。) 35万円 (A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円 (B) (新設) 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円 (B) 配偶者特別控除 30万円 (A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円 (A) 老人扶養親族 (障害者を含む。) 1人 35万円 (A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円 (B) (新設) 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円 (B) 同居老親等扶養親族 (障害者を含む。) 1人 42万円 (A、B) (新設) 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円 (B) (新設) 特定扶養親族 1人 35万円 (A) (新設) 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円 (A、B)
税率	所得割 (1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (平成元～3年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (平成元～3年度) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 (一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 2% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (～平成4年度)

(注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正。(2)(ロ)、(ニ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。  
 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡

3	4
31万円	
控除対象配偶者 31万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57万円 配偶者特別控除 31万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1人 31万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 36万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 52万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 57万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 43万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 64万円 特定扶養親族 1人 36万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 57万円	
所得割 (1) 550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成10年度） (i)又は(ii)のいずれか多い金額 (i) 4% (ii) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成9年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止（経過措置として平成3年12月31日までの 譲渡に係る分は従前の税率適用）

大したものの、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成2年度改正で適用期限を延長したものである。

3 平成4年度欄は、平成3年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33万円
配偶者控除			控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得（特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税制度廃止	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄は、平成3年度改正によるものである。  
 2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。  
 3 平成6年度に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。  
 4 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

8	9
<p>均等割 標準税率 年額 1,000円</p> <p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等（～平成15年度） ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得 ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額</p>

- 5 平成7年度分及び平成8年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除した。
- 6 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。
- 7 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成8年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度)</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得(平成11年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) 特例不適用(～平成13年度)</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止</p>

- (注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正によるものである。
- 2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額(本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。)を控除した。
- 3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
- 4 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

12	14	15
特定扶養親族 1人 45万円		
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 2%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成16年度) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成16年度) 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率 (平成13年4月1日から平成15年3月31日までの取引に係る分) 2%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成16年度) (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額

- 5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。
- 6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。
- 7 平成15年度欄については、平成13年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成15年1月～)</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期(1年超)保有上場株式等に係る特例 (平成15～17年) 1%</p> <p>※ (イ)について、税率1%の特例を創設 (～平成20年度)</p> <p>(ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p> <p>(創設(平成16年1月～))</p> <p>配当割</p> <p>上場株式等の配当等に係る税率 5%</p> <p>(平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払いを受ける一定の上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5%</p> <p>(平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得に係る税率 3%)</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成21年度)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成21年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である 場合 1.3%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 26万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円 を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計 額</p> <p>(イ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>

- (注) 1 平成16年度欄において、所得割1(※を除く)については平成13年度(平成13年11月)改正、それ以外については平成15年度改正によるものである。
- 2 平成17年度欄において、配偶者特別控除については平成15年度改正、所得割については平成16年度改正によるものである。
- 3 平成11年度分以降継続して実施している定率減税を2分の1に縮減し、平成18年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その7.5%相当額(7.5%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正による。)。平成19年度分以降は定率減税を廃止する(平成18年度改正による。)
- 4 平成19年度欄については、平成18年度改正によるものである。
- 5 平成20年度欄については、平成19年度改正によるものである。



19	20
<p>所得割</p> <p>(1) 一律 4%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 2%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成21年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 2%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2%</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成20年度) 1.2%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 4.8%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ただし、平成21年度まで特例不適用)</p>	<p>配当割</p> <p>上場株式等の配当等に係る税率 5%</p> <p>(平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に支払いを受ける一定の上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5%</p> <p>(平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得に係る税率 3%)</p>

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	21	22
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成21年度) 1.2%</p> <p>配当割 上場株式等の配当等に係る税率 5% (平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等の金額のうち100万円以下の部分の税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分の税率 3%)</p>	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成22年度～) 2% (平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受ける上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分の税率 1.2%)</p> <p>申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成22年度～) 2% (平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受ける上場株式等の配当所得の金額のうち100万円以下の部分の税率 1.2%)</p>

- (注) 1 平成21年度欄については、所得割については平成19年度改正、それ以外については平成20年度改正案によるものである。  
2 平成22年度欄については、平成20年度改正案によるものである。



② 法人

年度 項目	昭和25年度	29	30	40	41	42	45
税率		(創設) 均等割 年 600円 法人税割 法人税額の 5% 制限税率 6% ※昭和29年5月 13日施行、昭和 29年4月1日の 属する事業年度 から適用	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5% ※昭和30年7月 1日から同年9 月30日までの間 に終了する事業 年度分にあつて は、 標準税率 5.3% 制限税率 6.3%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 資本の金額又 は出資金額が 1,000万円を 超える法人 年 1,000円 上記法人以外 の法人等 年 600円	法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%

年度 項目	53	56	58
税率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が50億円 を超える法人 年額 200,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が10億円 を超え50億円以下の法人 年額 100,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1億円 を超え10億円以下の法人 年額 20,000円 (4) 資本の金額又は出資金額が1千万 円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法 人 年額 200,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億 円以下の法人 年額 100,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億 円以下の法人 年額 20,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1 億円以下の法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円 ※資本等の金額…資本の金額又は出資 金額と資本積立金額との合計額 法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 6.0%	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える 法人 年額 300,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50 億円以下の法人 年額 200,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10 億円以下の法人 年額 40,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え 1億円以下の法人 年額 12,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000円

③ 利子割

年度 項目	昭和63年度	平成19年度
税率等	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4月1日施行	(交付金) 都道府県間の精算をした後の 額に95%を乗じて得た額の5分 の3を市町村に交付
		(交付金) 都道府県間の精算をした後の 額に99%を乗じて得た額の5分 の3を市町村に交付

(注) 平成19年度欄については、平成18年度改正によるものである。

49	51	52
法人税割 標準税率 5.2% 制限税率 6.2%	均等割 標準税率 (1) 資本金額又は出資金額が1億円を超える法人 年額 6,000円 (2) 資本金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 3,000円 (3) 資本金額又は出資金額が1千万円以下の法人等 年額 1,800円	均等割 標準税率 (1) 資本金額又は出資金額が1億円を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本金額又は出資金額が1千万円以下の法人等 年額 2,000円

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率 (1) 資本金等の金額が50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本金等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本金等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円	均等割 標準税率 (1) 資本金等の金額が50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本金等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本金等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本金等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円	均等割 資本金等の金額…資本金の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 資本金等の額…法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額 法人税制 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等

## 2. 事業税

### ① 個人

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	31	32
事業主控除等	免税点 年 25,000円	基礎控除 年 38,000円	基礎控除 年 50,000円	基礎控除 年 70,000円	基礎控除 年 100,000円	基礎控除 年 120,000円	
税率	第1種事業 12% 第2種事業 8% 特別所得税 第1種業務 6.4% 第2種業務 8%		第1種業務のうち 助産婦業等 4%	第1種事業 8% 第2種事業及び 第3種事業 6% 第3種事業のうち 助産婦業等 4%			第1種事業 課税所得 年50万円以下 6% 年50万円超 8%
事業専従者 控除等				特別所得税が事業 税の第3種事業 とされた。			

年度 項目	43	44	45	46	47	48	49	50
事業主控除等			事業主控除 年 320,000円	事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円	事業主控除 年 800,000円	事業主控除 年 1,500,000円	事業主控除 年 1,800,000円
税率								制限税率が設け られた。 (標準税率の 1.1倍)
事業専従者 控除等	事業専従者控 除 (青色) 年 170,000円 (白色) 年 110,000円	事業専従者控 除 (青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000円			事業専従者控 除 (白色) 年 165,000円	事業専従者控 除 (白色) 年 170,000円	事業専従者控 除 (白色) 年 192,500円 (49年度限り、 本則は 年200,000円)	事業専従者控除 (白色) 年 275,000円 (50年度限り、 本則は 年300,000円)

33	34	37	39	40	41	42
	基礎控除 年 200,000円	事業主控除と名称 が変更された。	事業主控除 年 220,000円	事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円
		第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%				
事業専従者控除 (青色) 年 80,000円		事業専従者控除 (白色) 年 50,000円 (青色の年80,000 円についても法律 に明記)			事業専従者控除 (青色) 年 100,000円 (白色) 年 60,000円	事業専従者控除 (青色) 年 120,000円 (白色) 年 80,000円

51	52	60	63	平成2年度	5	8	11
事業主控除 年 2,000,000円	事業主控除 年 2,200,000円	事業主控除 年 2,400,000円			事業主控除 年 2,700,000円		事業主控除 年 2,900,000円
事業専従者控除 (白色) 年 400,000円		事業専従者控除 (白色) 年 450,000円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である事業 専従者 年 600,000円 その他の事業専 従者 年 450,000円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である事業 専従者 年 800,000円 その他の事業専 従者 年 470,000円		事業専従者控除 (白色) 配偶者である事業 専従者 年 860,000円 その他の事業専 従者 年 500,000円	

(注) 1 昭和63年度欄については、昭和62年9月改正によるものである。  
2 平成2年度欄については、昭和63年12月改正によるものである。

② 法人

年度 項目	昭和25年度	26	29	30	32	34	37
税率	<p>普通法人 12%</p> <p>特別法人 8%</p> <p>収入金額課税法人 1.6%</p>		<p>普通法人 年50万円以下 10%</p> <p>年50万円超及び清算所得 12%</p> <p>収入金額課税法人 1.5%</p>	<p>普通法人 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等500万円以上の法人の所得及び清算所得 12%</p>	<p>普通法人 年50万円以下 8%</p> <p>年100万円以下 10%</p> <p>年100万円超及び清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等500万円以上の法人の所得 12%</p>	<p>普通法人 年50万円以下 7%</p> <p>年100万円以下 8%</p> <p>年200万円以下 10%</p> <p>年200万円超及び清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等500万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人 年50万円以下 7%</p> <p>年50万円超及び清算所得 8%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等500万円以上の法人の所得 8%</p>	<p>普通法人 年100万円以下 6%</p> <p>年200万円以下 9%</p> <p>年200万円超及び清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人 年100万円以下 6%</p> <p>年100万円超及び清算所得 8%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 8%</p>
その他		申告納付制度が採用された。	生命保険事業が収入金額課税とされ、運送業（地方鉄軌道事業を除く。）が所得課税とされた。	損害保険事業が収入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が所得課税とされた。		



39	49	50	平成元年度	10	11
<p>普通法人</p> <p>年150万円以下 6%</p> <p>年300万円以下 9%</p> <p>年300万円超及び 清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道府 県に事務所等を有する 法人で資本金等1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年150万円以下 6%</p> <p>年150万円超及び 清算所得 8%</p> <p>ただし、3以上の道府 県に事務所等を有する 法人で資本金等1,000 万円以上の法人の所得 8%</p>	<p>普通法人</p> <p>年350万円以下 6%</p> <p>年350万円超700 万円以下 9%</p> <p>年700万円超 及び清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道府 県に事務所等を有する 法人で資本金等1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年350万円以下 6%</p> <p>年350万円超及び 清算所得 8%</p> <p>ただし、3以上の道府 県に事務所等を有する 法人で資本金等1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>ただし、昭和49年 5月1日から昭和50 年4月30日までの間 に終了する法人につ いては次による。</p> <p>普通法人</p> <p>年300万円以下 6%</p> <p>年300万円超 600万円以下 9%</p> <p>年600万円超 及び清算所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年300万円以下 6%</p> <p>年300万円超 及び清算所得 8%</p>	<p>制限税率 が設けら れた。</p> <p>標準 税率 の 1.1倍</p>	<p>特別法人</p> <p>年350万円以下 6%</p> <p>年350万円超 及び清算所得 8%</p> <p>ただし、一定の協 同組合等について は</p> <p>年10億円超 9%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000万円以上の法 人の所得 8%</p> <p>ただし、一定の協 同組合等について は</p> <p>年10億円超 9%</p>	<p>普通法人</p> <p>年400万円以下 5.6%</p> <p>年400万円超 800万円以下 8.4%</p> <p>年800万円超 及び清算所得 11%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000万円以上の法 人の所得 11%</p> <p>特別法人</p> <p>年400万円以下 5.6%</p> <p>年400万円超 及び清算所得 7.5%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000万円以上の法 人の所得 7.5%</p>	<p>普通法人</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超 800万円以下 7.3%</p> <p>年800万円超 及び清算所得 9.6%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000万円以上の法 人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超 及び清算所得 6.6%</p> <p>ただし、一定の協 同組合等について は</p> <p>年10億円超 7.9%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000万円以上の法 人の所得 6.6%</p> <p>ただし、一定の協 同組合等について は</p> <p>年10億円超 7.9%</p> <p>収入金額課税法人 1.3%</p> <p>※上記税率は恒久的な 減税として法附則40 ⑩に定められている ものであり、本則(法 72の22)の税率とは 異なる。</p>

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	16			
税 率	右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人)		所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等	
	付加価値割	0.48%	所 得 割	
	資 本 割	0.2%	年400万円以下	5%
	所 得 割		年400万円超	7.3%
	年400万円以下	3.8%	800万円以下	
	年400万円超		年800万円超	
	800万円以下	5.5%	及び清算所得	9.6%
	年800万円超		ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得	9.6%
	及び清算所得	7.2%		
	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得	7.2%	特別法人	
			所 得 割	
			年400万円以下	5%
			年400万円超	
		及び清算所得	6.6%	
		〔ただし、一定の協同組合等について〕 は 年10億円超7.9%		
		ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得	6.6%	
		〔ただし、一定の協同組合等について〕 は 年10億円超7.9%		
		収入金額課税法人		
		収 入 割	1.3%	
	<p>※上記の所得割及び収入割の税率は、恒久的な減税として、法附則40⑩に定められているものであり、本則(法72の24の7)の税率とは異なる。 制限税率が引き上げられた。〔標準税率の1.2倍〕</p>			
そ の 他				

- (注) 1 平成16年度欄については、平成15年3月改正によるものである。  
2 上記の所得割及び収入割の税率は、平成18年度改正により平成19年4月1日から本則の税率となったものである。

年度 項目	20 (改正案による)	
税率	右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資 本 割 0.2% 所 得 割 年400万円以下 1.5% 年400万円超 2.2% 800万円以下 2.9% 年800万円超 及び清算所得 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 2.9%	所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所 得 割 年400万円以下 2.7% 年400万円超 4.0% 800万円以下 年800万円超 5.3% 及び清算所得 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 5.3% 特別法人 所 得 割 年400万円以下 2.7% 年400万円超 3.6% 及び清算所得 「ただし、一定の協同組合等について」 「は 年10億円超7.9%」 ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金等1,000万円以上の法人の所得 3.6% 「ただし、一定の協同組合等について」 「は 年10億円超7.9%」 収入金額課税法人 取 入 割 0.7%
	その他	※平成20年10月1日以後に開始する事業年度に適用

法人事業税の分割基準

年度 区分	昭和26年度	29	37	42	45
銀行業 保険業 (証券業)	従業者の数	1/2を事務所の数 他の1/2を従業者の数		各月の延従業者の数を 期末現在の従業者の数 とした	資本金が1億円以上の 法人の本社管理部門の 従業者数については1/2
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等					
製造業			資本金1億円以上の法人の本社管理部門の従業者数については1/2		
鉄道業 軌道業	1/2を固定資産の価額 他の1/2を従業者の数	軌道の延長キロメートル数			
ガス供給業 倉庫業		固定資産の価額			
電気供給業					

年度 区分	昭和47年度	57	平成元年度	17
銀行業 保険業 (証券業)			証券業が追加された	1/2を事務所の数 他の1/2を従業者の数 ※本社管理部門の従業者数1/2措置は廃止
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等				
製造業			資本金1億円以上の法人の工場の従業者数については1.5倍	本社管理部門の従業者数1/2措置は廃止
鉄道業 軌道業				
ガス供給業 倉庫業				
電気供給業	1/2を発電所の固定資産の価額 他の1/2を固定資産の価額	3/4を発電所の固定資産の価額 他の1/4を固定資産の価額		

(注) 電気供給業については経過措置あり。



### 3. 地方消費税

#### ① 譲渡割

年度 項目	平成9年度
税率等	(創設) 一定税率 消費税額の100分の25 当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収 4月1日施行

#### ② 貨物割

年度 項目	平成9年度
税率等	(創設) 一定税率 消費税額の100分の25 国が消費税と併せて賦課徴収 4月1日施行

- (注) 1 平成9年度欄については、平成6年12月改正によるものである。  
2 都道府県内の市町村に対して清算後の額の2分の1を交付。

### 4. 不動産取得税

年度 項目	昭和25年度	29	30	39	48	56	61
税率等		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(その他) 5万円	(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円	(免税点) 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円	税率 4% ただし、昭和56年7月1日 から昭和61年6月30日まで に行われた住宅の取得に ついては3%とされた。 昭和56年7月1日から昭和 61年6月30日までの間に 行われた一定の住宅用地の 取得については税額から4 分の1に相当する額を減額 することとされた。	住宅及び住宅用土地に 係る税率等の特例措置 について、平成元年6 月30日まで3年間延長 された。

年度 項目	13	15	18
税率等	住宅及び住宅用地に 係る税率等の特例措置 について平成16年6月30 日まで3年間延長され た。	税率 4% ただし、平成15年4月1日 から平成18年3月31日 までに行われた不動産の 取得については標準税率 を3%とする特例措置が 講じられた。 宅地及び宅地比準土地 の取得が平成15年1月 1日から平成17年12月 31日までに行われた場 合においては課税標準を 価格の2分の1とする 特例措置が講じられた。	税率 4% ただし、住宅及び土地に 係る税率の特例措置に ついては平成21年3月 31日まで3年間延長す る。 住宅以外の家屋に係る 税率の特例措置につい ては平成18年4月1日 から平成20年3月31 日までの2年間に限り、 標準税率を3.5%とし る経過措置を講じたう えで廃止する。 宅地及び宅地比準土地 の取得に係る課税標準 の特例措置について平 成21年3月31日まで 延長する。

平成 元年度	4	6	7	8	9	10	12
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4年6月30日まで3年間延長された。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合については課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合については課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が平成8年中に行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	宅地及び宅地比準土地の取得が平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用地に係る税率等の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が平成12年1月1日から平成14年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。

5. 道府県たばこ税（道府県たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	37	42	60	61
税率等		(創設) 税率 115分の5	税率 8%	税率 9%	税率 10.3%	昭和60年4月1日以降の売渡し等分 税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円 ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000本につき160円を加算

年度 項目	15	18
税率等	平成15年7月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円	平成18年7月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき1,074円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。  
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。

6. ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税、地方税としての入場税を含む。）

年度 項目	昭和25年度	27	29	32	36	37	41
税率等	(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の施設 100%	(入場税) 税率が従前の2分の1に引き下げられた。	入場税が国税に移譲され、第3種の施設の利用に対し娯楽施設利用税を課することとされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動競技の施設利用 10% (2) 外形課税 (月額) 税率 ばちんこ場 1台 150円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,000円	ゴルフ場に対し定額課税が採用された。 1人1日 200円	(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 400円	料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 600円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して6分の1を交付



62	63	平成元年度	9	11
従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。 ----- 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が道府県たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円

46	47	48	52	58	平成元年度
ゴルフ場所在市町村に対して3分の1を交付	ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して2分の1を交付	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税（月額） 税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 （標準税率の1.5倍）	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税（月額） 税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。 (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 (3) 税率 1人1日 800円 制限税率 1,200円 (4) ゴルフ場所在市町村に対して10分の7を交付

7. 特別地方消費税（料理飲食等消費税、遊興飲食税を含む。）

年度 項目	昭和25年度	27	29	30
税率等	(遊興飲食税) 芸者等の花代 100% カフェ・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェ・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非課税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下	(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェ・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊1,000円以下 5% 1人1泊1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊500円 公給領収証制度の採用（非課税制度が免税点制度に改められた。）

年度 項目	46	48	49	50	52	53
税率等	(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (旅館における基礎控除) 1,000円	(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円	(旅館における基礎控除) 1,500円	(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	(旅館における基礎控除) 2,000円

32	36	37	41	44
芸者の花代及びカフェー・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下	名称が料理飲食等消費税に変更された。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下10% (2) 旅館における宿泊の料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)を課税標準から控除することとされた。	(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円

57	58	平成元年度	3	9	12
(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基礎控除) 2,500円	名称が特別地方消費税に変更された。 (税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収証制度の廃止	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂における免税点の廃止 (交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して5分の1の範囲内で交付	(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1の範囲内で交付	4月1日廃止

8. 自動車税

年度 項目	昭和25年度	28	29	31	33	36	37	
税 率 等	普通自動車 自家用 15,000円	普通自動車 自家用 30,000円	普通自動車 自家用 120インチ以下 36,000円	トラック及び バスについて 「揮発油を燃 料とする自動 車」以外の税 率が「揮発油 を燃料とする 自動車」の標 準税率まで引 き下げられ た。	二輪小型自動 車及び軽自動 車が市町村税 の軽自動車税 の課税客体と された。	普通自動車 自家用 3.048メートル 以下 36,000円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円	
	営業用 10,000円	営業用 14,000円	120インチ超 60,000円			3.048メートル 超 36,000円	1リットル超 1.5リットル以下 14,000円	
	トラック及びバ ス 10,000円	トラック 14,000円	営業用 120インチ以下 15,000円			営業用 120インチ超 30,000円	60,000円	1.5リットル超 16,000円
	小型自動車 四輪車 自家用 4,500円	観光用 25,000円	120インチ超 30,000円			トラック 自家用 揮発油 15,000円	3.048メートル 以下 15,000円	営業用 1リットル以下 6,000円
	その他 3,000円	その他 14,000円	トラック 自家用 揮発油 15,000円			その他 7,200円	3.048メートル 超 30,000円	1リットル超 1.5リットル以下 7,000円
	三輪車 2,000円	小型自動車 四輪車 自家用 7,200円	営業用 23,000円			その他 4,200円	トラック 15,000円	1.5リットル超 8,000円
	二輪車 1,000円	営業用 4,200円	営業用 揮発油 14,000円			三輪車 2,800円	バス 観光用 30,000円	バス 観光用 30,000円
	軽自動車 500円	二輪車 1,400円	その他 21,000円			軽自動車 700円	その他 14,000円	その他 14,000円
		軽自動車 700円	バス 観光用 揮発油 30,000円			バス 観光用 揮発油 30,000円	小型自動車 四輪車 自家用 16,000円	小型自動車 四輪車 自家用 16,000円
			その他 45,000円			その他 45,000円	営業用 8,000円	営業用 8,000円
			その他 揮発油 14,000円			その他 揮発油 14,000円	三輪車 3,800円	三輪車 3,800円
			その他 21,000円			その他 21,000円		
			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円		
			営業用 8,000円			営業用 8,000円		
			三輪車 自家用 4,300円			三輪車 自家用 4,300円		
			営業用 3,300円			営業用 3,300円		
			二輪車 2,500円			二輪車 2,500円		
			軽自動車 1,500円			軽自動車 1,500円		

40	47	51	54	59	平成元年度
普通自動車 自家用 3.048メートル 以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル 以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超 1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円	バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超 1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超 1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50 人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車 定員30人超40人以 下 14,000円 一般乗合用以外の もの 乗車定員40 人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率が設けられ た。(標準税率の1.2倍)	普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超 6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超 6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超 1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50人 以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超 50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円	普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超 6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超 6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動 車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超 1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 営業用 1リットル以下 7,500円 1.5リットル超 8,500円 1.5リットル超 9,500円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50 人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車 定員30人超40人以 下 14,500円 一般乗合用以外の もの 乗車定員40 人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	乗用車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超 1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 2リットル以下 39,500円 2リットル超 2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超 3リットル以下 51,000円 3リットル超 3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超 4リットル以下 66,500円 4リットル超 4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超 6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リッ トル以下 8,500円 1.5リットル超2リッ トル以下 9,500円 2リットル超2.5リッ トル以下 13,800円 2.5リットル超3リッ トル以下 15,700円 3リットル超3.5リッ トル以下 17,900円 3.5リットル超4リッ トル以下 20,500円 4リットル超4.5リッ トル以下 23,600円 4.5リットル超6リッ トル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 普通自動車と小型自動 車(三輪車を除く。)と の車種区分を廃止し た。

(自動車税つき)

年度 項目	平成14年度	18
税 率 等	トラック (三輪の小型自動車を除く。)	制限税率を引き上げる。 (標準税率の1.5倍)
	営業用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。) 1トン以下 6,500円 5トン超6トン以下 22,000円 1トン超2トン以下 9,000円 6トン超7トン以下 25,500円 2トン超3トン以下 12,000円 7トン超8トン以下 29,500円 3トン超4トン以下 15,000円 8トン超 29,500円に8トンを超える部分1トンま 4トン超5トン以下 18,500円 でごとに4,700円を加算した額 自家用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。) 1トン以下 8,000円 5トン超6トン以下 30,000円 1トン超2トン以下 11,500円 6トン超7トン以下 35,000円 2トン超3トン以下 16,000円 7トン超8トン以下 40,500円 3トン超4トン以下 20,500円 8トン超 40,500円に8トンを超える部分1トンま 4トン超5トン以下 25,500円 でごとに6,300円を加算した額  けん引自動車 営業用 小型自動車 7,500円 普通自動車 15,100円 自家用 小型自動車 10,200円 普通自動車 20,600円  被けん引自動車 営業用 小型自動車 3,900円 普通自動車で8トン以下のもの 7,500円 普通自動車で8トン超のもの 7,500円に8トンを超える部分1トンま でごとに3,800円を加算した額  自家用 小型自動車 5,300円 普通自動車で8トン以下のもの 10,200円 普通自動車で8トン超のもの 10,200円に8トンを超える部分1トンま でごとに5,100円を加算した額  ※トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は上記税額に次の区分に応じた 額を加算した額 営業用 自家用 1リットル以下 3,700円 1リットル以下 5,200円 1リットル超1.5リットル以下 4,700円 1リットル超1.5リットル以下 6,300円 1.5リットル超 6,300円 1.5リットル超 8,000円  バス (三輪の小型自動車を除く。) 営業用 一般乗合用 自家用 30人以下 12,000円 30人以下 33,000円 30人超40人以下 14,500円 30人超40人以下 41,000円 40人超50人以下 17,500円 40人超50人以下 49,000円 50人超60人以下 20,000円 50人超60人以下 57,000円 60人超70人以下 22,500円 60人超70人以下 65,500円 70人超80人以下 25,500円 70人超80人以下 74,000円 80人超 29,000円 80人超 83,000円 一般乗合用以外 30人以下 26,500円 30人超40人以下 32,000円 40人超50人以下 38,000円 50人超60人以下 44,000円 60人超70人以下 50,500円 70人超80人以下 57,000円 80人超 64,000円	

自動車税のグリーン化による特例措置

年度 項目	平成14年度	16
税率等	軽減 (平成13年度・14年度新車新規登録分が対象) (軽減は登録の翌年度及び翌々年度) 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 } 標準税率より概ね50%軽減 ☆☆☆かつ燃費基準達成 ☆☆かつ燃費基準達成 " 25%軽減 ☆かつ燃費基準達成 " 13%軽減	軽減 (平成15年度新車新規登録分が対象) (軽減は登録の翌年度) 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 } 標準税率より概ね50%軽減 ☆☆☆かつ燃費基準達成
重課	新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課	新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課

- (注) 1 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。  
 2 平成16年度欄については、平成15年度改正によるものである。  
 3 ☆☆☆は平成12年排出ガス基準値より75%以上性能がよい自動車  
 4 ☆☆は " より50%以上 "  
 5 ☆は " より25%以上 "  
 6 平成16年度については、平成16年度欄に掲げるほか、平成14年度欄における平成14年度新車新規登録分の軽減がある。

年度 項目	平成17年度	19
税率等	軽減 (平成16年度・17年度新車新規登録分が対象) (軽減は登録の翌年度) 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 } 標準税率より概ね50%軽減 ★★★★★かつ燃費基準+5%以上達成 ★★★★★かつ燃費基準達成 " 25%軽減 ★★★かつ燃費基準+5%以上達成	軽減 (平成18年度・19年度新車新規登録分が対象) (軽減は登録の翌年度) 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 } 標準税率より概ね50%軽減 ★★★★★かつ燃費基準+20%以上達成 ★★★★★かつ燃費基準+10%以上達成 " 25%軽減
重課	新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課	新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課

- (注) 1 平成17年度欄については、平成16年度改正によるものである。  
 2 平成19年度欄については、平成18年度改正によるものである。  
 3 ★★★★★は平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい自動車  
 4 ★★★★★は " より50%以上 "

年度 項目	平成21年度 (改正案による)
税率等	軽減 (平成20年度・21年度新車新規登録分が対象) (軽減は登録の翌年度) 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が3.5トン超の天然ガス 自動車のうち、平成17年排出ガス規 制に適合し、かつ、同基準値より 10%以上NOx低減しているもの } 標準税率より概ね50%軽減 ・車両総重量3.5トン以下の天然ガス 自動車のうち、平成17年排出ガス規 制に適合し、かつ、同基準値より 75%以上NOx低減 ★★★★★かつ燃費基準+25%以上達成 ★★★★★かつ燃費基準+15%以上達成 " 25%軽減
重課	新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね10%重課

- (注) 1 平成21年度欄については、平成20年度改正によるものである。  
 2 ★★★★★は平成17年排出ガス基準より75%以上性能がよい自動車  
 3 ★★★★★は " より50%以上 "

## 9. 軽油引取税

年度 項目	昭和25年度	31	32	34	36	39	51	53
税率等		(創設) 税率 1キロリットル 6,000円 (交付金) 指定市に対して10 分の9に相当する 額を道路面積等に あん分して交付	税率 1キロリットル 8,000円	税率 1キロリットル 10,400円	税率 1キロリットル 12,500円	税率 1キロリットル 15,000円	税率 1キロリットル 19,500円 (2年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2年度間延長 された。

## 10. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	33	38	41
税率等	附加価値税が 創設され、実 施は昭和27年 1月1日から とされた。 漁業権税 貸貸料の10 %	附加価値税の 実施は昭和28 年1月1日か らと延期され た。 漁業権税は廃 止された。 狩猟者税の税 率が改正され た。	附加価値税の 実施は昭和29 年1月1日か らと延期され た。 狩猟者税の税 率が改正され た。	附加価値税は 廃止された。	大規模償却資 産に対する固 定資産税の特 例が創設され た。	狩猟者税の税 率が改正され た。	狩猟免許税と 目的税である 入猟税が創設 され、これに 伴って狩猟者 税は廃止され た。	鉱区税につい て、石油又は 天然ガスの鉱 区に係る現行 の税率(試掘 90円、採掘180 円)が、それ ぞれ3分の2 (試掘60円、 採掘120円)に 引き下げられ た。

年度 項目	58	60	63	平成2年度
税率等	<p>鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれの現行の1.1倍程度に改正された。</p> <p>(鉱区税)</p> <p>1. 砂鉱を目的としな い鉱業権の鉱区 2. 砂鉱を目的とする 鉱業権の鉱区</p> <p>試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円 河床に存 するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 河床でな いもの 面積100アールごとに 年額 200円 など</p> <p>(狩猟者登録税及び入猟税)</p> <p>1. 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者 の登録を受ける者 (狩) 10,000円又は4,500円 (入) 6,500円 2. 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を 受ける者 (狩) 3,300円 (入) 2,200円 など</p> <p>自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。</p>	自動車取得税 の暫定措置が さらに3年度 間延長され た。	自動車取得税 の暫定措置が さらに5年度 間延長され た。	自動車取得税 の免税点 50万円 (3年度間の 暫定措置)



54	58	60	63	平成5年度	10	15	20 (改正案による)
税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の暫定 税率)	暫定税率が 2年度間延長 された。	暫定税率が 3年度間延長 された。	暫定税率が 5年度間延長 された。	暫定税率が平成5 年11月30日まで延 長され、平成5年 12月1日から平成 10年3月31日ま での間適用する暫 定税率が1キロリ ットル当たり32,100 円とされた。	暫定税率が5年 度間延長され た。	暫定税率が5年 度間延長され た。	暫定税率が10年 度間延長され る。

43	44	46	49	51	52	53	54	55
自動車取得税(目的税)が 創設され、法定外普通税と しての自動車取得税が廃止 された。 税率 3% 免税点 10万円 (交付金) 市町村に対して10分の7を 交付(指定市に対しては一 定額を加算)	自動車取得 税の免税点 15万円	狩猟免許税 の税率が改 正された。  入猟税の税 率が改正さ れた。	自動車取得税の 税率 自家用自動車 で軽自動車以外 のもの 5% 自動車取得税 の免税点 30万円 (2年度間の暫 定措置)	自動車取得 税の暫定措 置が2年度 間延長され た。	鉦区税、狩 猟免許税及 び入猟税の 税率がそれ ぞれ現行の 2倍に改正 された。	自動車取得 税の暫定措 置がさらに 2年度間延 長された。	狩猟免許税 の名称が狩 猟者登録税 に改められ た。	自動車取得 税の暫定措 置がさらに 3年度間延 長された。

5	10	14	15	16	19	20 (改正案による)
自動車取得税 の暫定措置が さらに5年度 間延長され た。	自動車取得税 の暫定措置が さらに5年度 間延長され た。	鳥獣の保護及 び狩猟の適正 化に関する法 律の改正によ り、甲種狩猟 免許が網・わ な猟免許に、 乙種狩猟免許 が第一種銃猟 免許に、丙種 狩猟免許が第 二種銃猟免許 に改正され た。 (平成15年4 月16日施行)	自動車取得 税の暫定措 置がさらに 5年度間延 長された。	目的税である狩猟税が 創設され、これに伴っ て狩猟者登録税と入猟 税は廃止された。 1. 網・わな猟免許又 は第一種銃猟免許に 係る狩猟者の登録を 受ける者 都道府県民税の所 得割の納付を要す る者 16,500円 都道府県民税の所 得割の納付を要し ない者 11,000円 2. 第二種銃猟免許に 係る狩猟者の登録を 受ける者 5,500円 など	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関す る法律の改正により、網・わな猟免許が 網猟免許とわな猟免許に分割されたこと に伴って、狩猟税の税率が改正された。 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の 登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を 要する者 16,500円 ・都道府県民税の所得割の納付を 要しない者 11,000円 2 網猟免許又はわな猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を 要する者 8,200円 ・都道府県民税の所得割の納付を 要しない者 5,500円 3 第二種銃猟免許に係る狩猟者の 登録を受ける者 5,500円 など	対象鳥獣捕獲 員に係る狩猟者 の登録が平成20 年4月1日から 平成25年3月31 日までに行われ た場合において は、狩猟税の税 率を2分の1と する特例措置を 講じる。 自動車取得税 の暫定措置がさ らに10年度間延 長される。

II 市町村税

1. 市町村民税

① 個人

年度 項目	昭和25年度	26	28	29	30	32
基礎控除	所得税に同じ					
配偶者控除						
扶養控除	所得税に同じ					
税率	均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額 800円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額 600円 (3) その他の市町村 年額 400円 制限税率 上記区分による (1) 年額1,000円 (2) 年額 750円 (3) 年額 500円  所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2) 第二課税方式 制限税率 10% (3) 第三課税方式 制限税率 20%  ただし、昭和25年度に限り(1)方式のみしかとれない。	均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額 700円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額 500円 (3) その他の市町村 年額 300円 制限税率 上記区分による (1) 年額 900円 (2) 年額 650円 (3) 年額 400円  所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2) 第二課税方式 式 本文 制限税率 10% (3) 第二課税方式 式 但書 制限税率 10% (4) 第三課税方式 式 本文 (5) 第三課税方式 式 但書 制限税率 20%	所得割 (1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 10% (2) 第二課税方式 制限税率 10% (3) 第三課税方式 制限税率 20%	均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額 600円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額 400円 (3) その他の市町村 年額 200円 制限税率 上記区分による (1) 年額 800円 (2) 年額 550円 (3) 年額 300円  所得割 (1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 7.5% (2) 第二課税方式 式 本文 (3) 第二課税方式 式 但書 制限税率 7.5% (4) 第三課税方式 式 本文 (5) 第三課税方式 式 但書 制限税率 15%	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 15% 制部税率 18% (2) 以下左に同じ (3) 第二課税方式 制限税率 18% (2) 以下左に同じ (4) 第三課税方式 式 本文 準拠税率法定 3万円以下の金額 2.2% 3万円を超える金額 3.0% 8万円 " 3.7% 15万円 " 4.5% 30万円 " 5.2% 50万円 " 6.0% 80万円 " 6.7% 120万円 " 7.5% 200万円 " 8.2% 300万円 " 9.0% (5) 第三課税方式 式 但書 準拠税率法定 3万円以下の金額 2.6% 3万円を超える金額 3.7% 7万円 " 5.0% 12万円 " 6.4% 20万円 " 8.1% 35万円 " 10.0% 50万円 " 12.3% 80万円 " 15.0% 120万円 " 18.3% 160万円 " 22.5%	

33	34	35	37	38	39
			9万円		
			1人目 7万円 2人目以降 3万円 前年の合計所得金額が5万円を超える配偶者があ る場合1人目 5万円		
所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22 % (2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率 3万円以下の金額 2 % 3万円を超える金額 2.2" 5万円 " 3.0" 8万円 " 3.1" 15万円 " 3.5" 20万円 " 4.1" 30万円 " 4.4" 50万円 " 5.4" 80万円 " 5.5" 100万円 " 6.3" 120万円 " 6.5" 150万円 " 7.2" 200万円 " 7.4" 250万円 " 8.1" 300万円 " 8.3" 400万円 " 9.1" 500万円 " 9.2" (4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率 3万円以下の金額 2.3% 3万円を超える金額 2.5" 4万円 " 3.5" 7万円 " 3.8" 13万円 " 4.3" 17万円 " 5.2" 25万円 " 5.8" 40万円 " 7.5" 60万円 " 7.9" 75万円 " 9.5" 90万円 " 10.0" 110万円 " 11.8" 140万円 " 12.3" 170万円 " 14.5" 200万円 " 15.1" 250万円 " 17.8" 300万円 " 18.5" 350万円 " 21.7"	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24% (2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率 5万円以下の金額 2 % 5万円を超える金額 3 " 20万円 " 4 " 50万円 " 5 " 100万円 " 6 " 150万円 " 7 " 250万円 " 8 " 400万円 " 9 " 600万円 " 10 " (4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率 3万円以下の金額 2 % 3万円を超える金額 3 " 8万円 " 4 " 20万円 " 5 " 40万円 " 6 " 60万円 " 7 " 80万円 " 8 " 110万円 " 9 " 140万円 " 11 " 180万円 " 13 " 270万円 " 16 " 380万円 " 20 " 580万円 " 24 "	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率20% 制限税率24% (2) 第二課税方式 } 方式 本文 } (3) 第二課税方式 } 方式 但書 } 準拠税率 10万円以下の金額 2 % 10万円を超える金額 3 % 20万円 " 4 " 50万円 " 5 " 100万円 " 6 " 150万円 " 7 " 250万円 " 8 " 400万円 " 9 " 600万円 " 10 " 1,000万円 " 11 " 2,000万円 " 12 " 3,000万円 " 13 " 5,000万円 " 14 " (4) 第三課税方式 } 方式 本文 } (5) 第三課税方式 } 方式 但書 } 準拠税率 5万円以下の金額 2 % 5万円を超える金額 3 % 10万円を超える金額 4 % 以下左に同じ	所得割 (1) 本文方式 } 準 拠税率 (2) 但書方式 } 率 10万円以下の金額 2 % 10万円を超える金額 3 % 20万円 " 4 " 50万円 " 5 " 100万円 " 6 " 150万円 " 7 " 250万円 " 8 " 400万円 " 9 " 600万円 " 10 " 1,000万円 " 11 " 2,000万円 " 12 " 3,000万円 " 13 " 5,000万円 " 14 "	15万円以下の金額 2 % 15万円を超える金額 3 % 40万円 " 4 " 70万円 " 5 " 以下左に同じ	所得割の不均衡是正 1 40年度適用 (1) 本文方式へ統一 (但書方式の廃止) (2) 標準税率の法定 (段階、税率は左に 同じ) (3) 制限税率の法定 (標準税率の1.5倍 の率) 2 39年度適用但書方式 (1) 扶養控除を所得 控除とした。 (2) 専従者の税額控 除の最低 限の法定 3 上記1、 2による減収につい ては市町村民 税臨時減税 補てん債に より元利と も補てんす ることとさ れた。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	41	42	43	44	45
基礎控除	10万円		11万円	12万円	13万円
配偶者控除	(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円
扶養控除	扶養親族1人 4万円 控除対象配偶者が不在 場合1人目 7万円 前年の合計所得金額が 5万円を超える配偶者 がある場合 1人目 6万円	扶養親族1人 4万円 控除対象配偶者が不在 場合1人目 7万円	扶養親族1人 5万円 控除対象配偶者が不在 場合1人目 8万円	扶養親族1人 6万円 控除対象配偶者が不在 場合1人目 8万円	扶養親族1人 8万円 配偶者が不在場合 1人目 9万円
税率	所得割 退職所得については、42年1月1日か ら現年分離課税額 は、当分の間算出税 額の90%				所得割 土地建物等の譲渡所得 に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47年度 2.7% (ロ) 48、49年度 3.4% (ハ) 50、51年度 4.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算し た場合の課税短期譲 渡所得金額に対する 税額の110%相当額

46	47	48	49	50
14万円	15万円	16万円	18万円	19万円
13万円	14万円	15万円	18万円	19万円
扶養親族1人 10万円 配偶者が不在の場合 1人目 11万円	扶養親族1人 11万円 配偶者が不在の場合 1人目 12万円	扶養親族1人 12万円 配偶者が不在の場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族1人 14万円 老人扶養親族1人 16万円 配偶者が不在の場合 16万円	扶養親族1人 17万円 老人扶養親族1人 19万円 配偶者が不在の場合 19万円
		所得割 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4 " 80万円 " 5 " 110万円 " 6 " 150万円 " 7 " 250万円 " 8 " 400万円 " 9 " 600万円 " 10 " 1,000万円 " 11 " 2,000万円 " 12 " 3,000万円 " 13 " 5,000万円 " 14 "	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50、51年度 3.4% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の12.1% (ただし49年度は 9.1%)	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	51	52	54
基礎控除		20万円	21万円
配偶者控除		20万円	21万円
扶養控除		扶養親族1人 19万円 老人扶養親族1人 20万円 配偶者が不在の場合 20万円	扶養親族1人 20万円 老人扶養親族1人 21万円 配偶者が不在の場合 21万円
税率	均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額 1,700円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額 1,200円 (3) その他の市町村 年額 700円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,200円 (2) 年額 1,600円 (3) 年額 1,000円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得(52～56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52～54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 68万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。  
2 昭和55年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和54年度改正によるものである。  
3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

55	56
22万円	
22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額 2,000円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額 1,500円 (3) その他の市町村 年額 1,000円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,600円 (2) 年額 2,000円 (3) 年額 1,400円 所得割 (1) 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 100万円 " 6% 130万円 " 7% 230万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額の2分の1を総合課税した場合の 当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (55~57年度) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (昭和56年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超え8,000万円以下の金額の2分の1の額と 8,000万円を超える金額の4分の3の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分 に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59	60
基礎控除		25万3千円	26万円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円	控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者で ある扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円	扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者で ある扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円
税率	<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58～60年度)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率</p> <p>② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58～60年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p>		<p>均等割 標準税率</p> <p>(1) 人口50以上の市 年額 2,500円</p> <p>(2) 人口5万以上50未満の市 年額 2,000円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 1,500円</p> <p>制限税率 上記区分による</p> <p>(1) 年額 3,200円 (2) 年額 2,600円 (3) 年額 2,000円</p> <p>所得割</p> <p>20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%</p>

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。  
2 昭和59年度においては、「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。



61	63
	28万円
同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (61~63年度)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>③ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>④ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (61~63年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 60万円以下の金額 3%</p> <p>60万円を超える金額 5%</p> <p>130万円 " 7%</p> <p>260万円 " 8%</p> <p>460万円 " 10%</p> <p>950万円 " 11%</p> <p>1,900万円 " 12%</p> <p>(2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和63~平成3年度)</p> <p>(イ)又は(ロ)のいずれか多い金額</p> <p>(イ) 11%</p> <p>(ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度)</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度)</p> <p>(4) 賦課制限の廃止</p>

- 3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和59年度改正によるものである。
- 4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。
- 5 昭和63年度欄については、昭和62年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円 (A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円 (A) 老人控除対象配偶者 (障害者を含む。) 35万円 (A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円 (B) (新設) 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円 (B) 配偶者特別控除 30万円 (A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円 (A) 老人扶養親族 (障害者を含む。) 1人 35万円 (A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円 (B) (新設) 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円 (B) 同居老親等扶養親族 (障害者を含む。) 1人 42万円 (A、B) (新設) 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円 (B) (新設) 特定扶養親族 1人 35万円 (A) (新設) 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円 (A、B)
税率	所得割 (1) 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (平成元～3年度) 4% (ハ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 (一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 108万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 4% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (～平成4年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)については昭和63年度 (昭和63年12月) 改正、(2)(ロ)、(ハ)については昭和63年度 (昭和63年3月) 改正によるものである。  
 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度 (昭和63年12月) 改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもの、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは

3	4	5
31万円		
控除対象配偶者 31万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57万円 配偶者特別控除 31万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）		
扶養親族 1人 31万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 36万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 52万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 57万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 43万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 64万円 特定扶養親族 1人 36万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 57万円		
所得割 (1) 160万円以下の金額 3% 160万円を超える金額 8% 550万円 " 11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率（～平成10年度） (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成9年度） 3.4% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止（経過措置として平成3年12月31日までの譲渡に係る分は従前の税率適用）	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 （特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は5.8%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 （一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2.7% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 162万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額

平成2年度改正で適用期限を延長したものである。

3 平成4年度欄及び平成5年度欄は、平成3年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	6	7
基礎控除		33万円
配偶者控除		控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）
扶養控除	特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定 扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 みなし法人課税制度廃止	所得割 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 11%

- (注) 1 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。  
 2 平成6年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。  
 3 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

8	9
<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口50万以上の市 年額 3,000円</p> <p>(2) 人口5万以上50万未満の市 年額 2,500円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 2,000円</p> <p>制限税率 上記区分による。</p> <p>(1) 年額 3,800円</p> <p>(2) 年額 3,200円</p> <p>(3) 年額 2,600円</p> <p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 5.5%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 220万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 200万円以下の金額 3%</p> <p>200万円を超える金額 8%</p> <p>700万円を超える金額 12%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 9%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率（～平成15年度）</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 12%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額</p> <p>③ 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 380万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 9%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額</p>

4 平成7年度分及び平成8年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除した。

5 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

6 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成8年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	均等割 制限税率の廃止 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額 (2) 制限税率の廃止	所得割 (1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得(平成11年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 240万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用(～平成13年度) (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等特例廃止

- (注) 1 平成10年度欄における所得割の税率のうち(1)については、平成8年度改正によるものである。  
 2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額(本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。)を控除した。  
 3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)及び(2)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。  
 4 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

12	14	15
特定扶養親族      1人      45万円		
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成13年度）  4％	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に對 する税率 特例不適用（～平成16年度）  (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以 外の譲渡所得（～平成16年度）      4％  (3) 商品先物取引による所得に対する税 率（平成13年4月1日から平成15年3 月31日までの取引に係る分）      4％	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所 得（～平成16年度） (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以 下である場合      3.4％  (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を 超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000万円を控除した金額の4％に相当 する金額との合計額

5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。

6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。

7 平成15年度欄については、平成13年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税率	<p>均等割 標準税率 年額 3,000円</p> <p>所得割 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成15年1月～) (イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 3.4% (ロ) 長期(1年超)保有上場株式等に係る特例(平成15～17年) 2% ※ (イ)について、税率2%の特例を創設(～平成20年度) (ロ)について、廃止 (2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%</p>	<p>所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成21年度) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3.4% (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成21年度) ① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 54万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額 (ハ) 短期譲渡所得 ① 国等に対する譲渡以外である場合 6% ② 国等に対する譲渡である場合 3.4% (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3.4%</p>

- (注) 1 平成16年度欄において、均等割については平成16年度改正、(1)(※を除く)については平成13年度(平成13年11月)改正、それ以外については平成15年度改正によるものである。  
2 平成17年度欄において、配偶者特別控除については平成15年度改正、所得割については平成16年度改正によるものである。  
3 平成11年度分以降継続して実施している定率減税を2分の1に縮減し、平成18年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その7.5%相当額(7.5%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正による。)。平成19年度分以降は定率減税を廃止する(平成18年度改正による。)  
4 平成19年度欄については、平成18年度改正によるものである。  
5 平成21年度欄については、平成19年度改正によるものである。



19	21
<p>所得割</p> <p>(1) 一律 6%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 3%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成21年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した 金額の3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 144万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した 金額の3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 5.4%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成20年度) 1.8%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 3%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 7.2%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する 税額の110%の相当額 (ただし、平成21年度まで特例不適用)</p>	<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成21年度) 1.8%</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	22
基礎控除	
配偶者控除	
扶養控除	
税率	<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成22年度～) 3%</p> <p>(平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受ける上場株式等に係る譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分の税率 1.8%)</p> <p>申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成22年度～) 3%</p> <p>(平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受ける上場株式等の配当所得の金額のうち100万円以下の部分の税率 1.8%)</p>

(注) 1 平成22年度欄については、平成20年度改正案によるものである。



② 法人

年度 項目	昭和25年度	26	27	29	30	40	41	42
税率	均等割 標準税率 (制限税率) 人口50万以上 の市 2,400円 (4,000円) 人口5万以上 50万未満の市 1,800円 (3,000円) 上記以外の市 並びに町村 1,200円 (2,000円)	法人税割 標準税率 15.0% 制限税率 16.0%	法人税割 標準税率 12.5% 制限税率 15.0%	法人税割 標準税率 7.5% 制限税率 9.0% ※昭和29年 5月13日施 行、昭和29 年4月1日 の属する事 業年度から 適用	法人税割 標準税率 8.1% 制限税率 9.7% ※昭和30年 7月1日から 同年9月 30日までの 間に終了す る事業年度 分において は、 標準税率 7.9% 制限税率 9.5%	法人税割 標準税率 8.4% 制限税率 10.1%	法人税割 標準税率 8.9% 制限税率 10.7%	均等割 標準税率 (制限税率) 1 資本の金額又は出資金 額が1千万円を超える法 人及び保険業法に規定す る相互会社 年額 4,000円(7,000円) 2 上記法人以外の法人等 年額 2,400円(4,000円)

年度 項目	53	56	58
税率	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が50億円を 超え、かつ、市町村内に有する事務所等 の従業者の数の合計数が100人超の法 人 年額 800,000円 (1,000,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が10億円を 超え50億円以下であって、かつ、市町 村内に有する事務所等の従業者の数の 合計数が100人超の法人 年額 400,000円 (560,000円) (3) 資本の金額又は出資金額が10億円を 超え、かつ、市町村内に有する事務所 等の従業者の数の合計数が100人以下 の法人及び資本の金額又は出資金額が 1億円を超え10億円以下であって、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が100人超の法人 年額 80,000円 (134,000円) (4) 資本の金額又は出資金額が1億円を 超え10億円以下であって、かつ、市町 村内に有する事務所等の従業者の数の 合計数が100人以下の法人及び資本の 金額又は出資金額が1千万円を超え1 億円以下の法人 年額 24,000円 (40,000円) (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000円 (13,000円)	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、 市町村内に有する事務所等の従業者の 数の合計数が100人超の法人 年額 800,000円 (1,000,000円) (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円 以下であって、かつ、市町村内に有する 事務所等の従業者の数の合計数が100 人超の法人 年額 400,000円 (560,000円) (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、 市町村内に有する事務所等の従業者の 数の合計数が100人以下の法人及び資 本等の金額が1億円を超え10億円以下 であって、かつ、市町村内に有する事 務所等の従業者の数の合計数が100人 超の法人 年額 80,000円 (134,000円) (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円 以下であって、かつ、市町村内に有する 事務所等の従業者の数の合計数が100 人以下の法人及び資本等の金額が1千 万円を超え1億円以下の法人 年額 24,000円 (40,000円) (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000円 (13,000円) 法人税割 標準税率 12.3% 制限税率 14.7% ※資本等の金額…資本の金額又は出資金 額と資本積立金額との 合計額	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本等の金額が50億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従 業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,200,000円 (1,500,000 円) (2) 資本等の金額が10億円を超え50億 円以下であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計 数が50人超の法人 年額 700,000円 (1,000,000円) (3) 資本等の金額が10億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従 業者の数の合計数が50人以下の法人 及び資本等の金額が1億円を超え10 億円以下であって、かつ、市町村内 に有する事務所等の従業者の数の合 計数が50人超の法人 年額 160,000円 (270,000円) (4) 資本等の金額が1億円を超え10億 円以下であって、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計 数が50人以下の法人及び資本等の金 額が1千万円を超え1億円以下で あって、かつ、市町村内に有する事 務所等の従業者の数の合計数が50人 超の法人 年額 60,000円 (100,000円) (5) 資本等の金額が1千万円を超え1 億円以下であって、かつ、市町村内 に有する事務所等の従業者の数の合 計数が50人以下の法人及び資本等の 金額が1千万円以下であって、かつ、 市町村内に有する事務所等の従業者 の数の合計数が50人超の法人 年額 48,000円 (80,000円) (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 16,000円 (27,000円)

45	49	51	52
法人税割 標準税率 9.1%	法人税割 標準税率 12.1% 制限税率 14.5%	均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 24,000円 (40,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円 (20,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 7,200円 (12,000円)	均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 80,000円 (134,000円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 24,000円 (40,000円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 8,000円 (13,000円)

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍） (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円 (5) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円 (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000円	均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍） (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円 (5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円 (6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円 (7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円 (8) 資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円 (9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000円	均等割 資本等の金額…資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額  法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 資本金等の額…法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額  法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等

17 地方税の税率等の推移

## 2. 固定資産税

年度 項目	昭和25年度	26	29	30	31	34	39
税 率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ の 他	免税点 1万円	免税点 償却資産 3万円	免税点 償却資産 5万円	大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度が創設された。	免税点 償却資産 10万円 国有資産等所在市町村交付金、公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。	免税点 土地 2万円 家屋 3万円 償却資産 15万円	(1) 新評価制度の実施に伴い土地について税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。 (2) 免税点 暫定措置期間（昭和39年度～昭和40年度） 土地 2万4千円

年度 項目	49	51	54
税 率			
そ の 他	(1) 200㎡以下の住宅用地（200㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居1戸につき200㎡までの住宅用地）について、課税標準をその価格の4分の1の額とする措置が講ぜられた。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和49年度及び昭和50年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の1.5倍の額によって算定した税額とする措置が講ぜられた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和51年度から昭和53年度まで新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農 地 昭和39年度以来税額が据え置かれていたが、昭和51年度から昭和53年度まで段階的な課税の適正化措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 特定市街化区域農地に係る課税標準となるべき額の算定に用いる調整率が1年据え置かれた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和54年度から昭和56年度まで昭和51年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農 地 評価替えに伴い昭和54年度から昭和56年度まで昭和51年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。

(注) 昭和61年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。

40	41	42	44	45	47	48
大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円	大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	100分の1.7を超える税率で課する市町村は、一定の場合を除き、その旨を自治大臣に届け出ることとされた。	評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお、昭和47年度分に限り特例措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 (3) 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円

57	60	61	63
(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地(新適用市街化区域農地)について課税の適正化を図るとともに、A、B農地(既適用市街化区域農地)について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。 (注)	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.075倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

(固定資産税つき)

年度 項目	平成元年度	3	4
税 率			
そ の 他	日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の措置が講ぜられた。(注1)	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地については平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、②住宅用地以外の宅地で法人の所有に係るものについては平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、③その他の宅地等については平成3年度から平成5年度まで昭和63年度の「宅地等」と同様の負担調整措置が、それぞれ講ぜられた。</p> <p>(2) 農 地 評価替えに伴い平成3年度から平成5年度まで昭和63年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(4) 免税点 土 地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円</p>	三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。(注2)

年度 項目	9	10
税 率		
そ の 他	<p>(1) 住宅用地 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 商業地等 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の引き下げ、据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 農地（特定市街化区域農地を除く。） 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。なお、市街化区域農地にあつては著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置も併せて講ぜられた。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 平成11年度分の固定資産税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。</p> <p>(2) 100分の1.7を超える税率を採用する場合の自治大臣への届出等が廃止され、市町村の固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の課税標準額の割合が3分の2を超える場合であつて、100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする事とされた。</p>

- (注) 1 平成元年度欄については、昭和61年法律第94号による改正に係るものである。  
 2 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。  
 3 平成6年度欄の1(1)及び(3)については、平成5年法律第4号による改正に係るものである。  
 4 平成6年度欄の2については、平成5年11月22日付自治省告示第136号による改正に係るものである。



6	7	8
<p>1 土地</p> <p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充、②平成6年度から平成8年度までの評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の導入、③平成6年度から平成8年度まで、よりなだらかな負担調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>(2) 一般農地 評価替えに伴い、平成6年度から平成8年度まで平成3年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 税負担について、平成6年度から平成8年度まで課税標準を価格の3分の1の額(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額)とする特例措置及び住宅用地と同様(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる)の調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>2 家屋 評価替えに伴い、①耐用年数の短縮、②非木造住宅・アパートに係る初期減価の引下げ、③在来分家屋に係る3%減価の措置が講ぜられた。(注4)</p>	<p>地価の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成7年度及び平成8年度の2年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p>	<p>宅地等に係る負担調整率として新たに1.025を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ、税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を1.15とする措置が講ぜられた。</p>

12	13	14	15
<p>平成9年度税制改正により導入された負担水準の均衡化をさらに推進することとし、①商業地等の負担水準の上限を現行の80%から平成12年度、平成13年度に75%、平成14年度に70%に段階的に引き下げ、②著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置を継続し、対象となる価格下落率を12%以上(現行:25%以上)とすることとされた。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後2年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>	<p>固定資産税に対する納税者の信頼を確保するとともに、市町村による資産評価事務の一層の適正化等を図るため、固定資産課税台帳の縦覧制度を改正し、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を市町村内の納税者の縦覧に供する制度に改めるとともに、固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度を創設する等、固定資産税における情報開示を推進するための措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置が実施された。①商業地等、住宅用地ともに平成14年度と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続し、②著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置について、対象となる価格下落率を過去3年間15%以上とする措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 一般市街化区域農地 課税標準額の上限を評価額の3分の1とする等の措置が講ぜられた。</p>

(固定資産税つづき)

年度 項目	16	17
税 率	制限税率の廃止	
そ の 他	<p>(1) 商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が70%（法定されている上限）の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準60%から70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後3年度分までの固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置が講ぜられた。</p>

3. 軽自動車税（自転車税、荷車税、自転車荷車税）

年度 項目	昭和25年度	29	30	33	36
税 率	<p>自転車 200円</p> <p>荷積牛馬車 800円</p> <p>荷積大車 400円</p> <p>荷積小車 200円</p> <p>リヤカー 200円</p>	<p>原動機付自転車 500円</p> <p>その他の自転車 200円</p> <p>自転車税及び荷車税が自転車荷車税に統合された。</p>	<p>原動機付自転車 50cc以下 500円</p> <p>50cc～90cc 800円</p> <p>90cc超 1,000円</p>	<p>自転車荷車税が廃止され、原動機付自転車を軽自動車及び二輪の小型自動車とあわせて軽自動車税が創設された。</p> <p>二輪の小型自動車 2,500円</p> <p>軽自動車 1,500円</p>	<p>軽自動車</p> <p>二輪のもの 1,500円</p> <p>三輪のもの 2,000円</p> <p>四輪のもの 乗用 3,000円</p> <p>貨物用 2,500円</p>

年度 項目	平成18年度
税 率	<p>制限税率を引き上げる。 (標準税率の1.5倍)</p>

18	19
<p>(1) 宅地等</p> <p>①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置が講ぜられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度課税標準額に当該年度の評価額（住宅用地にあっては評価額×1/6又は1/3。以下同じ。）の5%を加えた額を課税標準額とする。</li> <li>・ただし、当該額が、商業地等にあっては評価額の60%、住宅用地にあっては評価額の80%を上回る場合には60%又は80%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。</li> </ul> <p>②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</p> <p>(2) 農地（特定市街化区域農地を除く）</p> <p>一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置が廃止された。</p>	<p>鉄軌道用地の評価方法の変更を実施するため、所要の措置が講ぜられた。</p>

40	51	54	59	60
<p>四輪以上のもの 乗用 4,500円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 650円 50cc～90cc 年額 1,000円 90cc超 年額 1,300円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 2,000円 三輪のもの 年額 2,600円 四輪以上のもの 乗用 { 営業用 年額 5,200円           自家用 年額 5,900円           営業用年額 2,900円 貨物用 { 自家用年額 3,300円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,300円</p> <p>制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 700円 50cc～90cc 年額 1,100円 90cc超 年額 1,450円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 2,200円 三輪のもの 年額 2,850円 四輪以上のもの 乗用 { 営業用 年額 5,200円           自家用 年額 6,500円           営業用年額 2,900円 貨物用 { 自家用年額 3,650円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,650円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 1,000円 50cc～90cc 年額 1,200円 90cc超 年額 1,600円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 2,400円 三輪のもの 年額 3,100円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,500円           自家用 年額 7,200円 貨物用 営業用 年額 3,000円           自家用 年額 4,000円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 4,000円</p>	<p>標準税率</p> <p>原動機付自転車 (イ) 50cc以下（≡)に掲げるものを除く。） 年額 1,000円 (ロ) 二輪のもので、50cc～90cc 年額 1,200円 (ハ) 二輪のもので、90cc超 年額 1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、20cc超 年額 2,500円</p>

#### 4. 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	33	37	38
税 率		(創 設) 税 率 115分の10	税 率 9%	税 率 11%	税 率 12%	税 率 13.4%

年度 項目	63	平成元年度	9
税 率	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が市町村たばこ税に変更された。平成元年4月1日以降の売渡し等分従価割 廃止 税 率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円	平成9年4月1日以降の売渡し等分税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,155円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。  
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。

#### 5. 電気税及びガス税（電気ガス税）

年度 項目	昭和25年度	36	37	38	39	40	42
税 率 等	税 率 10%	免税点制度が創設された。 月 300円	税 率 9%	税 率 8%	税 率 7% 軽減税率 (綿紡等) 2%	免税点 電 気 月 400円 ガ ス 月 500円	免税点 ガ ス 月 700円 軽減税率 (紙) 5%

年度 項目	49	50	51	52
税 率 等	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6% 5% (1月以降) 免税点 1,200円 2,000円 (1月以降) 軽減税率 綿ねん糸等 2% 毛ねん糸 4% ガス税 税率 5% 4% (1月以降) 免税点 2,700円 4,000円 (1月以降)	電気税 軽減税率 (毛紡績糸・生糸等) 2% ガス税 税 率 3%	電気税 軽減税率 (メリヤス等) 2% ガス税 税 率 2% (52年1月以降)	電気税 免税点 2,400円 (6月以降) ガス税 免税点 4,800円 (6月以降)

#### 6. 木材引取税

年度 項目	昭和25年度	27	32	33	平成元年度
税 率 等	税 率 価 格 5%	課税標準を容積とすることができることとされた。	税 率 価 格 4%	税 率 価 格 2%	消費税の創設に伴い 4月1日廃止

39	42	60	61	62
税率 15%	税率 18.1%	昭和60年4月1日以降の売渡し等分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円	税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円 ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000本につき290円を加算	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。 ----- 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。

11	15	18
平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,266円	平成15年7月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円	平成18年7月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円

43	44	45	46	47	48
免税点 ガス 月 800円	免税点 電気 月 500円 ガス 月 1,000円 軽減税率 (紙) 4%	免税点 電気 月 600円 ガス 月 1,200円 軽減税率 (毛紡績糸等) 4%	免税点 電気 月 700円 ガス 月 1,400円	免税点 電気 月 800円 ガス 月 1,600円	税率 6% 免税点 電気 月 1,000円 ガス 月 2,000円

53	54	55	57	平成元年度
ガス税 免税点 6,000円 (6月以降)	ガス税 免税点 7,000円 (6月以降)	電気税 免税点 3,600円 (5月以降) ガス税 免税点 10,000円 (6月以降)	ガス税 免税点 12,000円 (6月以降)	電気税 消費税の創設に伴い 4月1日廃止 ガス税 消費税の創設に伴い 4月1日廃止

## 7. 入湯税

年度 項目	昭和25年度	28	32	46	50	52
税率	税率 1人1日 10円	税率 1人1日 20円	目的税とされた。	税率 1人1日 40円	税率 1人1日 100円	税率 1人1日 150円 (53年1月以降)

## 8. 都市計画税

年度 項目	昭和25年度	31	39	41	45
税 率 等		都市計画税が創設された。 税率 0.2%	税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。	昭和41年度から昭和43年度までの新たな負担調整措置が講ぜられた。	昭和45年度及び昭和46年度に限り新たな負担調整措置が講ぜられた。

年度 項目	57	60	63	平成3年度	4
税 率 等	(1) 昭和57年度から昭和59年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、A、B農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和60年度から昭和62年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和63年度から平成2年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 平成3年度から平成5年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。 (注1)

年度 項目	10	13	15
税 率 等	平成11年度分の都市計画税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができるとされた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後2年度分の都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための措置について法定化する措置が講ぜられた。

- (注) 1 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。  
2 平成6年度欄(3)の( )内を除くについては、平成5年法律第4号による改正に係るものである。

47	48	51	53	54
市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお昭和47年分に限り特例措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地について昭和48年度から、B農地について昭和49年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。	昭和51年度から昭和53年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	制限税率が0.3%に引き上げられた。	昭和54年度から昭和56年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。

6	7	8	9
<p>(1) 小規模住宅用地（200㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居1戸につき200㎡までの住宅用地）の課税標準を価格の3分の1の額、一般住宅用地の課税標準を価格の3分の2の額とする課税標準の特例措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 平成6年度から平成8年度まで、評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 平成6年度から平成8年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた（一般農地についても同様の負担調整措置が講ぜられた）。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地の税負担について、平成6年度から平成8年度まで課税標準を価格の3分の2の額（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額）とする特例措置及び住宅用地と同様（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる）の調整措置が講ぜられた。 (注2)</p>	<p>地価の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成7年度及び平成8年度の2年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p>	<p>宅地等に係る負担調整率として新たに1.025を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を1.15とする措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 住宅用地 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 商業地等 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 農地（特定市街化区域農地を除く。） 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。 なお、市街化区域農地にあつては、市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置も併せて講ぜられた。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。</p>

16	17	18
固定資産税と同様に、商業地等に係る都市計画税について、負担水準の上限が70%（法定されている上限）の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準60%から70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後3年度分までの都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。

## 9. 国民健康保険税

年度 項目	昭和25年度	26	27	31	34	37
標準課税 総額等		国民健康保険税が 創設された。	課税限度額が1万 5千円から3万円 に引き上げられ た。	課税限度額が5万 円に引き上げられ た。	標準課税総額が療養 給付費の見込額から 一部負担金の総額の 見込額を控除した額 の90%とされた。	標準課税総額が80% とされた。

年度 項目	55	56	57	58	59
標準課税 総額等	課税限度額が24 万円に引き上げ られた。	課税限度額が26 万円に引き上げ られた。	課税限度額が27 万円に引き上げ られた。	課税限度額が28万円に引き上げられた。 標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 療養の給付及び療養費の支給に要する費用の総 額の見込額から療養の給付についての一部負担金 の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する 費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額 を控除した額	課税限度額が35 万円に引き上げ られた。

年度 項目	4	5	6	7	9
標準課税 総額等	課税限度額が46 万円に引き上げ られた。	課税限度額が50 万円に引き上げ られた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般被保険者に係る療養の給付並びに入院時食 事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、 特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要す る費用の総額の見込額から当該療養の給付につい ての一部負担金の総額の見込額を控除した額の 65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する 費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額 を控除した額	課税限度額が52 万円に引き上げ られた。	課税限度額が53 万円に引き上げ られた。

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第77号による改正に係るものである。  
 2 平成12年度欄の前段の改正については、平成9年法律第124号による改正に係るものである。  
 3 平成20年度欄については、平成20年度改正案によるものである。



38	43	46	49	51	52	53	54
標準課税総額が75%とされた。 低所得者に対して課する国民健康保険税を減額することとされた。	標準課税総額が65%とされた。	課税限度額が8万円に引き上げられた。	課税限度額が12万円に引き上げられた。	課税限度額が15万円に引き上げられた。	課税限度額が17万円に引き上げられた。	課税限度額が19万円に引き上げられた。	課税限度額が22万円に引き上げられた。

60	61	62	63	平成元年度	3
標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般被保険者に係る療養の給付並びに特定療養費及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の75%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額	課税限度額が37万円に引き上げられた。	課税限度額が39万円に引き上げられた。	課税限度額が40万円に引き上げられた。	課税限度額が42万円に引き上げられた。	課税限度額が44万円に引き上げられた。

12	15	18	19	20
国民健康保険税の課税額が基礎課税額及び介護納付金課税額の合算額とされ、課税限度額がそれぞれ53万円、7万円とされた。	介護納付金課税額に係る課税限度額が8万円に引き上げられた。	介護納付金課税額に係る課税限度額が9万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額を56万円に引き上げられた。	基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額のそれぞれについて設定することとし、課税限度額をそれぞれ47万円、12万円とする。

10. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	37	44
税 率 等	鉱 産 税 税率 1% 水利地益税 共同施設税 廣 告 税 税率 10% 10～50円 接客人税 1人 月額 100円	広告税及び接客人税は廃止された。	鉱産税、軽減税率の創設 月 200万円以下 0.7%	宅地開発税が創設された。 税率は条例で定める。

年度 項目	57	60	61	63
税 率 等	特別土地保有税 (1) 保有期間10年を超える土地（市街化調整区域以外の区域で既に課税されている土地を除く。）が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において、昭和57年4月1日から昭和60年3月31日までの間に取得された500㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあっては300㎡）以上の一団の土地について、取得のあった年の翌年以降2年以内に住宅等が建設された土地を除き、それ以後の保有について10年間特別土地保有税を課することとされた。	特別土地保有税 (1) 昭和44年1月1日から昭和57年3月31日までの間に取得された市街化区域内の土地を除き、保有期間10年を超える土地が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、昭和63年3月31日まで3年間に限り延長された。	事業所税税率 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1平方メートルにつき 600円	特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成2年3月31日まで2年間に限り延長されるとともに、昭和63年4月1日以後に取得される土地について免税点が330㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあっては200㎡）に引き下げられた。

48	50	55
<p>特別土地保有税が創設された。</p> <p>税率 保有分 1.4% 取得分 3%</p>	<p>事業所税が創設された。</p> <p>税率        新增設に係る事業所税        新增設事業所床面積1平方メートルにつき        5,000円        事業に係る事業所税        資産割        事業所床面積1平方メートルにつき 300円        従業者割        従業者給与総額の 100分の0.25</p>	<p>事業所税税率        新增設に係る事業所税        新增設事業所床面積1平方メートルにつき        6,000円        事業に係る事業所税        資産割        事業所床面積1平方メートルにつき 500円</p>

平成2年度	3
<p>特別土地保有税        三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成4年3月31日まで2年間に限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税        (1) 三大都市圏の特定市において、昭和61年1月1日以後に取得した土地の保有並びに平成3年4月1日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税については、10年間に限り、免税点（基準面積）を特別区及び指定都市の区の区域にあっては2,000平方メートルを1,000平方メートルに、その他の市の区域にあっては5,000平方メートルを1,000平方メートルに引き下げるとともに、恒久的な建築物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を除外することとされた。        また、市街化区域内において、昭和57年4月1日以後に取得した土地の保有に係る特別土地保有税については、保有期間10年を超える土地を課税対象外とする措置を撤廃することとされた。        (2) 遊休地に対する特別土地保有税の強化を、次のとおり実施することとされた。        ① 課税対象は、遊休土地転換利用促進地区として都市計画決定された区域内の1,000平方メートル以上の一団の土地とする。        ② 課税標準は、時価（当該土地の取得のために通常要する費用）又は取得価額のいずれか高い方とする。        ③ 税率は1.4%とし、固定資産税額（保有に係る特別土地保有税の課税対象であるときは、その税額を含む。）を控除する。</p>

(その他の税目につき)

年度 項目	4	5	6	9
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成5年3月31日まで1年間に限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成6年3月31日まで1年間に限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例の対象となる土地の取得期限が、平成5年12月31日とされた。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市圏の特定市において、恒久的な建物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を時限的に除外する措置については、当該市の条例によりこれを適用しないこととすることができることとされた。</p>

年度 項目	13	14
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の住宅・宅地供給事業のため土地を譲渡した場合における当該譲渡者に係る徴収猶予の継続及び税額の免除の特例措置について、その対象を当該譲受者が非課税用途に供する場合及び特例譲渡する場合に拡充したうえ、その適用期限を2年延長することとされた。</p> <p>(2) 特別土地保有税の徴収猶予を受けている者が、事業計画を変更する場合において、新たに非課税用途又は特例譲渡に係る事業計画を定めた場合には、1回に限り、当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続を認め、新たな事業計画に係る事業が完成した場合に、猶予された税額を免除することとされた(2年間の時限措置)。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、平成13年4月1日において徴収猶予を受けている者に限る要件を廃止することとされた。</p> <p>(2) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、対象に恒久的な建物、施設等の用に供する土地を追加することとされた。</p>

10	11
<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えるものについて、特別土地保有税の課税対象から除外することとされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点（基準面積）を1,000㎡に引き下げる特例措置を廃止することとされた。</p> <p>(3) 三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）を廃止した際の経過措置により一部の土地の保有を引き続き課税対象としている措置を廃止することとされた。</p> <p>(4) 地価下落に対応して、当分の間、特別土地保有税の課税標準額（取得価額）を地価公示価格の全国の変動率を用いて簡易に修正する措置を講じることとされた。</p> <p>(5) 恒久的な建物等の用に供する予定の土地について、有効利用されるまでの一定期間特別土地保有税の徴収を猶予し、その期間内に有効利用された場合には、当該徴収猶予された税額に係る納税義務を免除する制度を創設することとされた。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の事業計画書をもって徴収猶予の起算日の認定資料とすることとされた。</p> <p>(2) 土地の所有者（取得者）以外の者（借地人等）が非課税又は免除に係る建物等の用に供する土地として使用しようとする場合にも徴収猶予の対象とすることとされた。</p> <p>(3) 徴収猶予を受けている者が、当該徴収猶予に係る土地を譲渡した場合において、その譲渡が一定の住宅・宅地供給事業のための譲渡に該当するときは、当該譲渡者に係る徴収猶予の継続を認め、譲受者による住宅・宅地供給事業が完成した場合に、猶予された税額を免除する措置を2年間に限り講ずることとされた。</p> <p>(4) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収猶予期間（現行5年以内）について、やむを得ない場合には、1回に限り、5年以内で延長を認めることができることとされた。</p>

15	17
<p>特別土地保有税</p> <p>平成15年度以降、新たな課税は行わないものとされた。これに伴い、特別土地保有税審議会を廃止する等の所要の措置が講ぜられた。</p> <p>事業所税</p> <p>新增設に係る事業所税を、平成15年3月31日をもって廃止した。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期の到来後、延長期間が最大で10年間とされた（但し、土地区画整理事業等に係る土地の場合、災害が発生した場合について所要の例外措置が講ぜられた。）。</p> <p>(2) 特例譲渡として徴収猶予されている一定の土地について、納税義務を免除する時期が譲渡時から土地の造成等をし、譲渡をするための公募をした時点に見直された。</p> <p>(3) 1回に制限されていた計画変更が2回可能とされた。</p>

18 平成18年度における都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合

都道府県	歳入総額	税収入		地方譲与税		地方交付税	
	金額 A (百万円)	金額 B (百万円)	B/A (%)	金額 C (百万円)	C/A (%)	金額 D (百万円)	D/A (%)
北海道	2,556,032	582,075	22.8	109,124	4.3	711,305	27.8
青森県	728,260	149,248	20.5	26,340	3.6	231,194	31.7
岩手県	738,402	129,102	17.5	27,038	3.7	239,982	32.5
宮城県	795,746	264,081	33.2	41,626	5.2	180,657	22.7
秋田県	635,634	101,120	15.9	21,342	3.4	202,489	31.9
山形県	569,269	113,622	20.0	23,274	4.1	188,093	33.0
福島県	839,140	231,845	27.6	38,887	4.6	230,649	27.5
茨城県	1,044,991	372,863	35.7	55,321	5.3	163,474	15.6
栃木県	793,361	273,729	34.5	37,900	4.8	130,460	16.4
群馬県	759,915	247,240	32.5	37,086	4.9	140,047	18.4
埼玉県	1,569,709	739,329	47.1	128,656	8.2	216,154	13.8
千葉県	1,431,806	667,476	46.6	112,538	7.9	159,414	11.1
東京都	6,827,785	4,927,072	72.2	232,302	3.4	-	-
神奈川県	1,762,451	1,066,427	60.5	166,745	9.5	64,631	3.7
新潟県	1,256,405	275,382	21.9	45,981	3.7	292,276	23.3
富山県	520,651	134,821	25.9	21,640	4.2	128,767	24.7
石川県	509,485	148,698	29.2	22,652	4.4	138,570	27.2
福井県	476,806	108,563	22.8	16,333	3.4	123,950	26.0
山梨県	457,029	109,233	23.9	16,676	3.6	121,835	26.7
長野県	833,131	247,334	29.7	41,396	5.0	232,175	27.9
岐阜県	789,954	240,346	30.4	39,970	5.1	181,734	23.0
静岡県	1,110,979	520,280	46.8	69,540	6.3	144,225	13.0
愛知県	2,192,731	1,228,168	56.0	135,866	6.2	568	-
三重県	688,213	244,894	35.6	35,741	5.2	136,681	19.9
滋賀県	492,158	169,101	34.4	26,041	5.3	107,127	21.8
京都府	818,845	310,626	37.9	46,486	5.7	150,031	18.3
大阪府	2,807,838	1,199,001	42.7	151,378	5.4	246,278	8.8
兵庫県	2,196,850	628,209	28.6	101,159	4.6	329,792	15.0
奈良県	461,409	123,581	26.8	27,026	5.9	143,197	31.0
和歌山県	512,363	99,385	19.4	20,018	3.9	164,090	32.0
鳥取県	373,436	56,901	15.2	12,151	3.3	129,579	34.7
島根県	540,321	68,423	12.7	15,933	2.9	183,379	33.9
岡山県	742,443	227,828	30.7	36,512	4.9	150,045	20.2
広島県	953,708	345,779	36.3	53,530	5.6	182,421	19.1
山口県	716,287	172,975	24.1	28,795	4.0	167,937	23.4
徳島県	520,772	84,920	16.3	15,668	3.0	142,823	27.4
香川県	434,538	119,973	27.6	19,007	4.4	109,180	25.1
愛媛県	620,228	146,295	23.6	27,212	4.4	175,341	28.3
高知県	439,490	66,801	15.2	16,273	3.7	171,096	38.9
福岡県	1,487,300	553,161	37.2	85,398	5.7	273,071	18.4
佐賀県	411,959	87,777	21.3	15,410	3.7	137,734	33.4
長崎県	666,382	115,664	17.4	26,237	3.9	233,897	35.1
熊本県	747,301	169,669	22.7	32,782	4.4	222,641	29.8
大分県	592,899	121,190	20.4	22,862	3.9	177,810	30.0
宮崎県	589,652	100,481	17.0	21,219	3.6	188,354	31.9
鹿児島県	833,956	149,738	18.0	32,566	3.9	279,978	33.6
沖縄県	590,179	104,772	17.8	20,954	3.6	197,196	33.4
合計	48,438,201	18,345,200	37.9	2,358,589	4.9	8,622,328	17.8

(注) 1 人口は、平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口による。  
 2 この調は決算額による。したがって東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分も含まれている。  
 3 各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

国庫支出金		地方債		その他		全国計に対する千分比		基準財政需要額		都 道 府 県
金額 E (百万円)	E/A (%)	金額 F (百万円)	F/A (%)	金額 G (百万円)	G/A (%)	歳入 総額	人口	算出額 (百万円)	全国計に 対する千分比	
372,924	14.6	377,505	14.8	403,100	15.8	53	44	1,178,657	56	北海道
108,270	14.9	97,508	13.4	115,701	15.9	15	11	335,922	16	青森県
88,491	12.0	94,631	12.8	159,158	21.6	15	11	344,767	16	岩手県
89,055	11.2	86,464	10.9	133,863	16.8	16	18	385,206	18	宮城県
82,278	12.9	101,261	15.9	127,145	20.0	13	9	287,402	14	秋田県
61,989	10.9	73,155	12.9	109,137	19.2	12	9	283,024	14	山形県
110,572	13.2	91,771	10.9	135,416	16.1	17	16	414,180	20	福島県
111,481	10.7	141,546	13.5	200,306	19.2	22	24	473,121	23	茨城県
83,821	10.6	94,067	11.9	173,384	21.9	16	16	344,068	16	栃木県
70,898	9.3	66,439	8.7	198,205	26.1	16	16	333,867	16	群馬県
154,114	9.8	173,911	11.1	157,545	10.0	32	55	821,336	39	埼玉県
153,465	10.7	144,083	10.1	194,829	13.6	30	48	719,560	34	千葉県
352,447	5.2	214,260	3.1	1,101,705	16.1	141	97	1,697,064	81	東京都
167,719	9.5	178,291	10.1	118,638	6.7	36	69	927,447	44	神奈川県
238,447	19.0	201,414	16.0	202,904	16.1	26	19	504,255	24	新潟県
59,459	11.4	80,294	15.4	95,670	18.4	11	9	235,531	11	富山県
65,668	12.9	72,461	14.2	61,436	12.1	11	9	246,881	12	石川県
85,580	17.9	73,925	15.5	68,455	14.4	10	6	203,502	10	福井県
58,353	12.8	72,787	15.9	78,144	17.1	9	7	209,298	10	山梨県
97,453	11.7	82,315	9.9	132,458	15.9	17	17	428,928	20	長野県
92,681	11.7	103,562	13.1	131,660	16.7	16	17	371,482	18	岐阜県
128,769	11.6	127,207	11.4	120,959	10.9	23	30	550,779	26	静岡県
191,612	8.7	240,467	11.0	396,049	18.1	45	56	924,096	44	愛知県
82,286	12.0	94,212	13.7	94,399	13.7	14	15	331,539	16	三重県
52,762	10.7	64,696	13.1	72,430	14.7	10	11	242,944	12	滋賀県
81,395	9.9	98,213	12.0	132,095	16.1	17	20	401,368	19	京都府
222,858	7.9	214,233	7.6	774,090	27.6	58	68	1,153,182	55	大阪府
199,133	9.1	275,834	12.6	662,723	30.2	45	44	817,522	39	兵庫県
63,064	13.7	62,260	13.5	42,282	9.2	10	11	249,332	12	奈良県
67,665	13.2	75,484	14.7	85,722	16.7	11	8	239,796	11	和歌山県
52,519	14.1	53,837	14.4	68,448	18.3	8	5	175,979	8	鳥取県
85,949	15.9	73,436	13.6	113,202	21.0	11	6	240,290	11	島根県
88,024	11.9	94,341	12.7	145,694	19.6	15	15	344,660	16	岡山県
129,843	13.6	140,520	14.7	101,615	10.7	20	23	457,073	22	広島県
95,356	13.3	91,215	12.7	160,009	22.3	15	12	310,258	15	山口県
66,470	12.8	71,562	13.7	139,329	26.8	11	6	213,542	10	徳島県
44,593	10.3	60,910	14.0	80,875	18.6	9	8	202,843	10	香川県
82,663	13.3	83,330	13.4	105,387	17.0	13	12	292,629	14	愛媛県
66,424	15.1	63,161	14.4	55,734	12.7	9	6	226,292	11	高知県
186,682	12.6	188,457	12.7	200,531	13.5	31	40	704,156	34	福岡県
57,117	13.9	65,670	15.9	48,251	11.7	9	7	204,929	10	佐賀県
114,529	17.2	88,368	13.3	87,687	13.2	14	12	325,951	16	長崎県
118,632	15.9	100,861	13.5	102,717	13.7	15	15	360,929	17	熊本県
99,653	16.8	73,926	12.5	97,457	16.4	12	10	276,395	13	大分県
113,169	19.2	78,147	13.3	88,283	15.0	12	9	271,613	13	宮崎県
172,300	20.7	110,335	13.2	89,039	10.7	17	14	404,601	19	鹿児島県
151,429	25.7	55,112	9.3	60,716	10.3	12	11	278,267	13	沖縄県
5,520,061	11.4	5,367,442	11.1	8,224,580	17.0	1000	1000	20,946,463	1000	合計

19 平成18年度における道府県税及び市町村税収入の都道府県別所在状況

都道府県			道府県税 (百万円)	市町村税 (百万円)	地方税 (百万円)
北	海	道	582,075	663,675	1,245,750
青	森	県	149,248	143,944	293,193
岩	手	県	129,102	138,292	267,394
宮	城	県	264,081	307,107	571,188
秋	田	県	101,120	111,449	212,569
山	形	県	113,622	131,325	244,947
福	島	県	231,845	256,181	488,026
茨	城	県	372,863	416,259	789,122
栃	木	県	273,729	309,328	583,057
群	馬	県	247,240	285,333	532,573
埼	玉	県	739,329	1,021,849	1,761,178
千	葉	県	667,476	909,510	1,576,986
東	京	都	2,906,160	3,621,909	6,528,069
神	奈	川	1,066,427	1,599,482	2,665,910
新	潟	県	275,382	311,702	587,084
富	山	県	134,821	159,722	294,543
石	川	県	148,698	167,787	316,485
福	井	県	108,563	124,142	232,705
山	梨	県	109,233	119,097	228,331
長	野	県	247,334	288,697	536,031
岐	阜	県	240,346	284,082	524,428
静	岡	県	520,280	618,120	1,138,400
愛	知	県	1,228,168	1,392,804	2,620,972
三	重	県	244,894	264,359	509,253
滋	賀	県	169,101	200,680	369,782
京	都	府	310,626	398,079	708,705
大	阪	府	1,199,001	1,535,369	2,734,369
兵	庫	県	628,209	872,029	1,500,239
奈	良	県	123,581	172,507	296,087
和	歌	山	99,385	126,009	225,394
鳥	取	県	56,901	65,811	122,712
島	根	県	68,423	78,663	147,086
岡	山	県	227,828	272,057	499,886
広	島	県	345,779	440,888	786,666
山	口	県	172,975	202,222	375,198
徳	島	県	84,920	103,136	188,056
香	川	県	119,973	132,503	252,477
愛	媛	県	146,295	171,079	317,374
高	知	県	66,801	82,790	149,591
福	岡	県	553,161	689,469	1,242,630
佐	賀	県	87,777	90,992	178,769
長	崎	県	115,664	149,412	265,075
熊	本	県	169,669	191,026	360,695
大	分	県	121,190	147,550	268,740
宮	崎	県	100,481	113,986	214,467
鹿	児	島	149,738	177,098	326,836
冲	縄	県	104,772	122,360	227,132
合	計		16,324,289	20,181,871	36,506,160

(注) 1 人口1人当たりの指数は、全国平均を100とした場合の数値である。人口は平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。  
 2 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は道府県税収入から控除して市町村税収入とした。また、都道府県間における地方消費税清算後の額を掲げてある。



人口1人当たりの税額						都道府県
道府県税		市町村税		地方税		
税額(円)	指数	税額(円)	指数	税額(円)	指数	
103,929	80.9	118,498	74.6	222,427	77.4	北海道
103,244	80.4	99,574	62.7	202,819	70.6	青森県
93,711	72.9	100,381	63.2	194,092	67.6	岩手県
112,832	87.8	131,215	82.6	244,047	84.9	宮城県
88,405	68.8	97,435	61.3	185,840	64.7	秋田県
94,363	73.4	109,065	68.7	203,428	70.8	山形県
110,960	86.4	122,608	77.2	233,568	81.3	福島県
124,866	97.2	139,398	87.8	264,264	92.0	茨城県
136,430	106.2	154,173	97.1	290,604	101.1	栃木県
122,625	95.4	141,518	89.1	264,142	91.9	群馬県
104,988	81.7	145,107	91.4	250,095	87.0	埼玉県
110,176	85.8	150,128	94.5	260,304	90.6	千葉県
235,093	183.0	292,994	184.5	528,087	183.8	東京都
122,003	95.0	182,986	115.2	304,988	106.1	神奈川県
113,528	88.4	128,501	80.9	242,028	84.2	新潟県
121,382	94.5	143,801	90.5	265,184	92.3	富山県
127,174	99.0	143,500	90.3	270,674	94.2	石川県
132,646	103.2	151,681	95.5	284,326	99.0	福井県
124,749	97.1	136,014	85.6	260,765	90.8	山梨県
113,217	88.1	132,151	83.2	245,368	85.4	長野県
114,428	89.1	135,251	85.1	249,679	86.9	岐阜県
137,809	107.3	163,724	103.1	301,534	104.9	静岡県
171,877	133.8	194,917	122.7	366,795	127.7	愛知県
131,870	102.6	142,351	89.6	274,221	95.4	三重県
123,289	96.0	146,313	92.1	269,604	93.8	滋賀県
121,230	94.4	155,361	97.8	276,591	96.3	京都府
138,371	107.7	177,190	111.5	315,561	109.8	大阪府
112,572	87.6	156,264	98.4	268,836	93.6	兵庫県
86,705	67.5	121,031	76.2	207,735	72.3	奈良県
94,302	73.4	119,565	75.3	213,867	74.4	和歌山県
93,788	73.0	108,475	68.3	202,263	70.4	鳥取県
92,579	72.1	106,434	67.0	199,012	69.3	島根県
116,750	90.9	139,415	87.8	256,165	89.2	岡山県
120,589	93.9	153,758	96.8	274,346	95.5	広島県
116,155	90.4	135,795	85.5	251,950	87.7	山口県
104,623	81.4	127,065	80.0	231,688	80.6	徳島県
117,267	91.3	129,515	81.5	246,783	85.9	香川県
98,863	76.9	115,611	72.8	214,474	74.6	愛媛県
84,300	65.6	104,478	65.8	188,778	65.7	高知県
109,966	85.6	137,063	86.3	247,028	86.0	福岡県
101,060	78.7	104,762	66.0	205,822	71.6	佐賀県
78,038	60.7	100,808	63.5	178,845	62.2	長崎県
91,610	71.3	103,142	64.9	194,752	67.8	熊本県
99,494	77.4	121,135	76.3	220,628	76.8	大分県
86,064	67.0	97,632	61.5	183,696	63.9	宮崎県
85,491	66.5	101,112	63.7	186,602	64.9	鹿児島県
75,510	58.8	88,186	55.5	163,697	57.0	沖縄県
128,484	100.0	158,845	100.0	287,329	100.0	合計

3 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

4 各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

20 平成18年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その1）

都道府県	道府県民税								
	個人			法人			計		
	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数
北海道	92,352	16,489	72.9	25,879	4,621	52.6	118,230	21,110	67.2
青森県	18,502	12,799	56.6	5,144	3,558	40.5	23,645	16,357	52.1
岩手県	19,085	13,853	61.3	6,024	4,373	49.7	25,109	18,226	58.0
宮城県	39,931	17,061	75.5	15,568	6,652	75.7	55,500	23,713	75.5
秋田県	14,741	12,887	57.0	4,465	3,904	44.4	19,206	16,791	53.5
山形県	17,551	14,576	64.5	5,409	4,492	51.1	22,960	19,068	60.7
福島県	31,760	15,200	67.2	11,193	5,357	60.9	42,953	20,557	65.5
茨城県	57,581	19,283	85.3	22,146	7,416	84.3	79,727	26,699	85.0
栃木県	38,930	19,403	85.8	16,808	8,377	95.3	55,737	27,780	88.5
群馬県	37,933	18,814	83.2	14,031	6,959	79.1	51,965	25,773	82.1
埼玉県	168,882	23,982	106.1	40,225	5,712	65.0	209,107	29,694	94.6
千葉県	151,826	25,061	110.9	34,390	5,677	64.6	186,216	30,738	97.9
東京都	496,329	40,150	177.6	308,169	24,929	283.5	804,497	65,080	207.3
神奈川県	257,816	29,495	130.5	60,453	6,916	78.7	318,269	36,411	116.0
新潟県	39,879	16,440	72.7	14,959	6,167	70.1	54,838	22,607	72.0
富山県	22,523	20,278	89.7	7,745	6,973	79.3	30,268	27,251	86.8
石川県	23,146	19,796	87.6	8,460	7,235	82.3	31,606	27,031	86.1
福井県	15,897	19,423	85.9	5,753	7,029	79.9	21,651	26,454	84.3
山梨県	16,182	18,481	81.8	6,667	7,614	86.6	22,849	26,095	83.1
長野県	39,311	17,995	79.6	13,005	5,953	67.7	52,316	23,948	76.3
岐阜県	41,661	19,835	87.7	12,290	5,851	66.5	53,952	25,686	81.8
静岡県	84,837	22,471	99.4	29,000	7,681	87.4	113,837	30,153	96.0
愛知県	191,110	26,745	118.3	99,454	13,918	158.3	290,563	40,663	129.5
三重県	38,376	20,665	91.4	14,862	8,003	91.0	53,238	28,667	91.3
滋賀県	28,592	20,846	92.2	11,068	8,070	91.8	39,660	28,916	92.1
京都府	58,641	22,886	101.2	19,247	7,512	85.4	77,888	30,398	96.8
大阪府	202,177	23,332	103.2	102,272	11,803	134.2	304,448	35,135	111.9
兵庫県	134,001	24,012	106.2	35,515	6,364	72.4	169,517	30,377	96.7
奈良県	33,835	23,739	105.0	5,420	3,803	43.3	39,254	27,541	87.7
和歌山県	18,074	17,150	75.9	5,822	5,524	62.8	23,896	22,674	72.2
鳥取県	9,330	15,378	68.0	2,700	4,450	50.6	12,030	19,829	63.2
島根県	11,351	15,358	67.9	3,075	4,161	47.3	14,426	19,519	62.2
岡山県	36,920	18,920	83.7	14,771	7,569	86.1	51,691	26,489	84.4
広島県	59,656	20,805	92.0	23,070	8,046	91.5	82,726	28,850	91.9
山口県	27,411	18,407	81.4	10,457	7,022	79.9	37,868	25,429	81.0
徳島県	14,028	17,283	76.5	4,725	5,821	66.2	18,753	23,104	73.6
香川県	19,737	19,292	85.3	7,991	7,811	88.8	27,728	27,103	86.3
愛媛県	23,988	16,211	71.7	8,141	5,502	62.6	32,130	21,713	69.2
高知県	12,318	15,545	68.8	2,995	3,780	43.0	15,313	19,324	61.5
福岡県	92,023	18,294	80.9	34,044	6,768	77.0	126,068	25,062	79.8
佐賀県	12,237	14,089	62.3	4,278	4,925	56.0	16,515	19,014	60.6
長崎県	20,810	14,040	62.1	5,716	3,857	43.9	26,526	17,897	57.0
熊本県	26,739	14,437	63.9	8,888	4,799	54.6	35,627	19,236	61.3
大分県	18,218	14,956	66.2	6,961	5,715	65.0	25,179	20,671	65.8
宮崎県	15,639	13,395	59.3	4,713	4,037	45.9	20,352	17,432	55.5
鹿児島県	23,925	13,660	60.4	7,796	4,451	50.6	31,721	18,111	57.7
沖縄県	16,269	11,725	51.9	5,404	3,895	44.3	21,673	15,620	49.7
合計	2,872,058	22,605	100.0	1,117,168	8,793	100.0	3,989,226	31,398	100.0

(注) 1 人口1人当たり指数は、全国平均を100とした数値で、平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。  
 2 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入とした。  
 3 個人道府県民税は、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。  
 4 道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

事業税									都道府県		
個人			法人			計					
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数			
4,560	814	47.8	126,617	22,607	53.6	131,177	23,422	53.3	北海道		
872	603	35.4	31,152	21,550	51.1	32,024	22,153	50.4	青森県		
1,011	734	43.1	28,758	20,874	49.5	29,769	21,608	49.2	岩手県		
2,566	1,096	64.3	73,362	31,345	74.3	75,928	32,441	73.9	宮城県		
847	740	43.4	21,369	18,682	44.3	22,217	19,423	44.2	秋田県		
1,008	837	49.1	26,158	21,724	51.5	27,166	22,561	51.4	山形県		
1,658	794	46.6	65,162	31,186	73.9	66,820	31,980	72.8	福島県		
3,113	1,042	61.2	111,745	37,422	88.7	114,858	38,464	87.6	茨城県		
2,209	1,101	64.6	86,839	43,282	102.5	89,049	44,383	101.1	栃木県		
1,987	985	57.8	71,080	35,254	83.5	73,066	36,239	82.5	群馬県		
13,080	1,857	109.0	189,335	26,886	63.7	202,415	28,744	65.5	埼玉県		
8,057	1,330	78.1	173,907	28,706	68.0	181,964	30,036	68.4	千葉県		
55,109	4,458	261.6	1,341,711	108,537	257.1	1,396,820	112,995	257.3	東京都		
20,016	2,290	134.4	320,266	36,639	86.8	340,281	38,929	88.7	神奈川県		
2,502	1,031	60.5	77,407	31,911	75.6	79,909	32,943	75.0	新潟県		
1,295	1,166	68.4	38,791	34,924	82.7	40,086	36,090	82.2	富山県		
1,573	1,345	78.9	43,405	37,122	88.0	44,978	38,467	87.6	石川県		
1,014	1,239	72.7	32,538	39,756	94.2	33,552	40,995	93.4	福井県		
1,127	1,287	75.5	35,326	40,344	95.6	36,454	41,632	94.8	山梨県		
1,885	863	50.6	68,144	31,193	73.9	70,030	32,056	73.0	長野県		
2,889	1,375	80.7	64,423	30,672	72.7	67,312	32,047	73.0	岐阜県		
7,070	1,873	109.9	175,604	46,513	110.2	182,674	48,386	110.2	静岡県		
15,165	2,122	124.5	487,267	68,191	161.6	502,432	70,313	160.1	愛知県		
2,315	1,247	73.2	78,081	42,045	99.6	80,395	43,291	98.6	三重県		
1,585	1,156	67.8	56,077	40,885	96.9	57,662	42,041	95.7	滋賀県		
4,656	1,817	106.6	104,138	40,643	96.3	108,794	42,460	96.7	京都府		
18,860	2,177	127.8	446,730	51,555	122.1	465,590	53,732	122.4	大阪府		
7,973	1,429	83.9	183,735	32,924	78.0	191,708	34,353	78.2	兵庫県		
1,538	1,079	63.3	25,524	17,908	42.4	27,063	18,987	43.2	奈良県		
1,110	1,053	61.8	27,909	26,482	62.7	29,020	27,536	62.7	和歌山県		
481	793	46.5	13,360	22,021	52.2	13,841	22,814	52.0	鳥取県		
679	919	53.9	16,948	22,931	54.3	17,626	23,849	54.3	島根県		
1,850	948	55.6	70,709	36,235	85.8	72,559	37,183	84.7	岡山県		
4,159	1,450	85.1	110,852	38,659	91.6	115,011	40,110	91.3	広島県		
1,684	1,131	66.4	55,418	37,214	88.2	57,102	38,345	87.3	山口県		
603	743	43.6	24,481	30,161	71.5	25,085	30,905	70.4	徳島県		
959	937	55.0	35,513	34,712	82.2	36,471	35,648	81.2	香川県		
1,413	955	56.0	41,471	28,025	66.4	42,883	28,979	66.0	愛媛県		
853	1,076	63.1	14,188	17,905	42.4	15,041	18,981	43.2	高知県		
6,701	1,332	78.2	161,696	32,144	76.2	168,397	33,476	76.2	福岡県		
893	1,028	60.3	23,048	26,536	62.9	23,942	27,565	62.8	佐賀県		
1,313	886	52.0	25,814	17,417	41.3	27,127	18,303	41.7	長崎県		
1,684	909	53.3	40,573	21,907	51.9	42,256	22,816	52.0	熊本県		
1,041	855	50.2	33,506	27,508	65.2	34,547	28,362	64.6	大分県		
1,073	919	53.9	21,895	18,754	44.4	22,968	19,673	44.8	宮崎県		
1,352	772	45.3	34,202	19,527	46.3	35,554	20,299	46.2	鹿児島県		
1,066	768	45.1	26,441	19,056	45.1	27,508	19,825	45.1	沖縄県		
216,455	1,704	100.0	5,362,677	42,208	100.0	5,579,132	43,912	100.0	合計		

5 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。  
6 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

平成18年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その2）

都道府県	地方消費税			不動産取得税		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	122,935	21,950	106.1	17,944	3,204	83.9
青森県	28,991	20,055	96.9	3,448	2,385	62.5
岩手県	26,586	19,298	93.3	3,261	2,367	62.0
宮城県	47,583	20,330	98.3	7,427	3,173	83.1
秋田県	22,127	19,345	93.5	2,695	2,356	61.7
山形県	23,560	19,566	94.6	3,034	2,520	66.0
福島県	40,238	19,258	93.1	5,610	2,685	70.3
茨城県	57,275	19,180	92.7	8,024	2,687	70.4
栃木県	40,878	20,374	98.5	7,829	3,902	102.2
群馬県	40,553	20,113	97.2	7,000	3,472	90.9
埼玉県	119,203	16,927	81.8	21,967	3,119	81.7
千葉県	112,342	18,544	89.6	20,621	3,404	89.2
東京都	356,250	28,819	139.3	96,846	7,834	205.2
神奈川県	167,022	19,108	92.3	31,541	3,608	94.5
新潟県	48,777	20,109	97.2	7,246	2,987	78.2
富山県	21,952	19,764	95.5	3,525	3,174	83.1
石川県	24,056	20,574	99.4	3,959	3,386	88.7
福井県	16,609	20,293	98.1	2,826	3,453	90.4
山梨県	18,316	20,918	101.1	2,775	3,169	83.0
長野県	46,788	21,417	103.5	5,820	2,664	69.8
岐阜県	40,669	19,362	93.6	6,388	3,041	79.6
静岡県	80,355	21,284	102.9	14,368	3,806	99.7
愛知県	157,928	22,101	106.8	27,667	3,872	101.4
三重県	35,752	19,252	93.0	5,791	3,118	81.7
滋賀県	23,656	17,247	83.4	5,014	3,656	95.8
京都府	55,384	21,615	104.5	9,585	3,741	98.0
大阪府	194,837	22,485	108.7	45,303	5,228	136.9
兵庫県	105,583	18,920	91.4	21,525	3,857	101.0
奈良県	21,875	15,348	74.2	3,073	2,156	56.5
和歌山県	18,333	17,395	84.1	3,157	2,996	78.5
鳥取県	12,302	20,277	98.0	1,548	2,552	66.8
島根県	14,541	19,674	95.1	1,321	1,787	46.8
岡山県	36,332	18,618	90.0	5,547	2,843	74.5
広島県	57,756	20,142	97.3	9,675	3,374	88.4
山口県	28,015	18,812	90.9	3,865	2,595	68.0
徳島県	15,184	18,707	90.4	2,501	3,081	80.7
香川県	21,783	21,292	102.9	3,122	3,052	79.9
愛媛県	28,130	19,010	91.9	4,104	2,773	72.6
高知県	15,469	19,521	94.3	1,866	2,355	61.7
福岡県	102,706	20,417	98.7	20,144	4,005	104.9
佐賀県	16,477	18,970	91.7	2,167	2,495	65.3
長崎県	28,167	19,004	91.8	3,392	2,289	60.0
熊本県	35,861	19,363	93.6	5,883	3,176	83.2
大分県	24,587	20,185	97.5	3,431	2,817	73.8
宮崎県	21,311	18,253	88.2	2,692	2,306	60.4
鹿児島県	32,390	18,493	89.4	4,503	2,571	67.3
沖縄県	21,512	15,504	74.9	4,001	2,884	75.5
合 計	2,628,938	20,692	100.0	485,030	3,818	100.0

道府県たばこ税			ゴルフ場利用税			自動車税			都道府県		
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数			
14,741	2,632	119.1	2,569	459	94.4	88,011	15,714	115.7	北	海	道
3,355	2,321	105.1	206	143	29.4	19,377	13,404	98.7	青	森	県
2,689	1,952	88.4	398	289	59.5	19,983	14,505	106.8	岩	手	県
5,205	2,224	100.7	877	375	77.2	35,299	15,082	111.1	宮	城	県
2,279	1,992	90.2	251	219	45.1	16,373	14,314	105.4	秋	田	県
2,315	1,923	87.1	187	155	31.9	18,048	14,989	110.4	山	形	県
4,583	2,193	99.3	939	449	92.4	33,027	15,807	116.4	福	島	県
6,671	2,234	101.1	3,690	1,236	254.3	55,104	18,453	135.9	茨	城	県
4,575	2,280	103.2	3,117	1,554	319.8	38,530	19,204	141.4	栃	木	県
4,466	2,215	100.3	1,811	898	184.8	38,337	19,014	140.0	群	馬	県
14,113	2,004	90.7	2,809	399	82.1	95,687	13,588	100.1	埼	玉	県
12,376	2,043	92.5	5,335	881	181.3	82,107	13,553	99.8	千	葉	県
33,546	2,714	122.9	785	64	13.2	121,342	9,816	72.3	東	京	都
17,694	2,024	91.6	2,109	241	49.6	105,541	12,074	88.9	神	奈	川
5,032	2,074	93.9	763	315	64.8	35,427	14,605	107.5	新	潟	県
2,242	2,019	91.4	453	408	84.0	18,669	16,808	123.8	富	山	県
2,631	2,250	101.9	747	639	131.5	19,126	16,358	120.4	石	川	県
1,745	2,132	96.5	381	466	95.9	13,512	16,509	121.6	福	井	県
1,948	2,225	100.7	1,020	1,165	239.7	14,540	16,605	122.3	山	梨	県
4,154	1,901	86.1	1,223	560	115.2	36,012	16,485	121.4	長	野	県
4,056	1,931	87.4	2,167	1,032	212.3	36,016	17,147	126.3	岐	阜	県
8,108	2,148	97.2	3,215	852	175.3	60,896	16,130	118.8	静	岡	県
16,199	2,267	102.6	1,945	272	56.0	121,637	17,023	125.3	愛	知	県
3,856	2,076	94.0	2,409	1,297	266.9	29,934	16,119	118.7	三	重	県
3,362	2,451	111.0	1,446	1,054	216.9	19,732	14,386	105.9	滋	賀	県
5,502	2,147	97.2	1,143	446	91.8	29,545	11,531	84.9	京	都	府
22,692	2,619	118.6	1,780	205	42.2	88,408	10,203	75.1	大	阪	府
10,914	1,956	88.5	5,462	979	201.4	66,777	11,966	88.1	兵	庫	県
2,423	1,700	77.0	1,154	810	166.7	18,063	12,673	93.3	奈	良	県
2,217	2,104	95.2	558	529	108.8	12,888	12,229	90.0	和	歌	山
1,235	2,036	92.2	206	340	70.0	7,906	13,031	96.0	鳥	取	県
1,300	1,759	79.6	187	253	52.1	9,213	12,465	91.8	島	根	県
3,997	2,048	92.7	1,140	584	120.2	27,959	14,328	105.5	岡	山	県
5,776	2,014	91.2	1,076	375	77.2	36,663	12,786	94.1	広	島	県
2,943	1,976	89.5	695	467	96.1	20,085	13,487	99.3	山	口	県
1,691	2,083	94.3	340	419	86.2	11,619	14,315	105.4	徳	島	県
2,162	2,113	95.7	462	452	93.0	14,382	14,058	103.5	香	川	県
2,970	2,007	90.9	561	379	78.0	18,120	12,245	90.2	愛	媛	県
1,676	2,115	95.7	291	367	75.5	9,206	11,618	85.5	高	知	県
11,392	2,265	102.5	1,306	260	53.5	65,097	12,941	95.3	福	岡	県
1,880	2,164	98.0	364	419	86.2	11,296	13,005	95.8	佐	賀	県
2,913	1,965	89.0	476	321	66.0	14,852	10,021	73.8	長	崎	県
3,727	2,012	91.1	847	457	94.0	24,342	13,143	96.8	熊	本	県
2,548	2,092	94.7	500	410	84.4	15,972	13,113	96.6	大	分	県
2,370	2,030	91.9	691	592	121.8	15,034	12,877	94.8	宮	崎	県
3,435	1,961	88.8	641	366	75.3	20,843	11,900	87.6	鹿	児	島
2,966	2,138	96.8	967	697	143.4	14,950	10,775	79.3	沖	縄	県
280,669	2,209	100.0	61,700	486	100.0	1,725,484	13,581	100.0	合		計

平成18年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その3）

都道府県	鉦 区 税			道 府 県 固 定 資 産 税			自 動 車 取 得 税		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	29	5	166.7	-	-	-	16,785	2,997	83.3
青森県	4	3	100.0	2,318	1,603	2,029.1	4,020	2,781	77.3
岩手県	18	13	433.3	-	-	-	3,948	2,866	79.7
宮城県	3	1	33.3	-	-	-	7,892	3,372	93.7
秋田県	16	14	466.7	-	-	-	3,571	3,122	86.8
山形県	6	5	166.7	-	-	-	3,978	3,304	91.9
福島県	13	6	200.0	462	221	279.7	6,991	3,346	93.0
茨城県	5	2	66.7	1	0	0.0	11,040	3,697	102.8
栃木県	10	5	166.7	-	-	-	8,378	4,176	116.1
群馬県	3	1	33.3	-	-	-	9,180	4,553	126.6
埼玉県	8	1	33.3	-	-	-	26,913	3,822	106.3
千葉県	46	8	266.7	760	125	158.2	22,337	3,687	102.5
東京都	3	0	0.0	16	1	1.3	45,597	3,689	102.6
神奈川県	0	0	0.0	149	17	21.5	32,740	3,746	104.1
新潟県	57	23	766.7	1,092	450	569.6	8,613	3,551	98.7
富山県	3	3	100.0	-	-	-	4,105	3,696	102.8
石川県	1	1	33.3	-	-	-	4,560	3,900	108.4
福井県	3	4	133.3	460	562	711.4	3,196	3,905	108.6
山梨県	1	1	33.3	318	363	459.5	3,123	3,567	99.2
長野県	6	3	100.0	239	109	138.0	8,833	4,043	112.4
岐阜県	19	9	300.0	-	-	-	9,288	4,422	122.9
静岡県	6	2	66.7	-	-	-	15,908	4,214	117.2
愛知県	4	1	33.3	1,839	257	325.3	41,523	5,811	161.6
三重県	4	2	66.7	581	313	396.2	8,848	4,764	132.4
滋賀県	8	6	200.0	104	76	96.2	5,145	3,751	104.3
京都府	4	2	66.7	-	-	-	8,168	3,188	88.6
大阪府	0	0	0.0	437	50	63.3	30,036	3,466	96.4
兵庫県	4	1	33.3	-	-	-	19,245	3,449	95.9
奈良県	1	1	33.3	-	-	-	4,278	3,001	83.4
和歌山県	0	0	0.0	-	-	-	2,860	2,714	75.5
鳥取県	1	2	66.7	-	-	-	1,726	2,845	79.1
島根県	2	3	100.0	-	-	-	2,253	3,048	84.7
岡山県	16	8	266.7	-	-	-	6,549	3,356	93.3
広島県	5	2	66.7	-	-	-	9,927	3,462	96.2
山口県	11	7	233.3	-	-	-	5,241	3,519	97.8
徳島県	2	2	66.7	-	-	-	2,366	2,915	81.0
香川県	0	0	0.0	-	-	-	3,135	3,064	85.2
愛媛県	5	3	100.0	-	-	-	3,800	2,568	71.4
高知県	10	13	433.3	-	-	-	1,912	2,413	67.1
福岡県	7	1	33.3	51	10	12.7	15,877	3,156	87.7
佐賀県	1	1	33.3	1,193	1,374	1,739.2	2,266	2,609	72.5
長崎県	4	3	100.0	-	-	-	3,182	2,147	59.7
熊本県	11	6	200.0	-	-	-	4,680	2,527	70.3
大分県	14	11	366.7	-	-	-	3,439	2,823	78.5
宮崎県	9	8	266.7	-	-	-	3,181	2,725	75.8
鹿児島県	12	7	233.3	-	-	-	4,235	2,418	67.2
沖縄県	13	9	300.0	-	-	-	2,165	1,560	43.4
合計	407	3	100.0	10,019	79	100.0	457,034	3,597	100.0

軽油引取税			狩猟税			その他の道府県税			都道府県		
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数			
69,064	12,331	149.1	147	26	136.8	442	79	18.8	北海道		
16,883	11,679	141.2	30	21	110.5	14,949	10,341	2,456.3	青森県		
17,189	12,477	150.9	57	41	215.8	95	69	16.4	岩手県		
27,604	11,794	142.6	38	16	84.2	726	310	73.6	宮城県		
11,951	10,448	126.4	45	39	205.3	390	341	81.0	秋田県		
12,283	10,201	123.4	39	32	168.4	45	37	8.8	山形県		
26,133	12,507	151.3	85	41	215.8	3,992	1,911	453.9	福島県		
35,232	11,799	142.7	98	33	173.7	1,137	381	90.5	茨城県		
25,557	12,738	154.0	68	34	178.9	1	0	0.0	栃木県		
20,784	10,308	124.7	75	37	194.7	0	0	0.0	群馬県		
47,058	6,682	80.8	47	7	36.8	2	0	0.0	埼玉県		
43,291	7,146	86.4	79	13	68.4	0	0	0.0	千葉県		
49,158	3,977	48.1	8	1	5.3	1,292	105	24.9	東京都		
44,766	5,121	61.9	35	4	21.1	6,280	718	170.5	神奈川県		
29,707	12,247	148.1	55	23	121.1	3,867	1,594	378.6	新潟県		
13,500	12,154	147.0	16	14	73.7	2	2	0.5	富山県		
13,173	11,266	136.2	13	11	57.9	3,849	3,292	781.9	石川県		
8,777	10,724	129.7	27	33	173.7	5,824	7,116	1,690.3	福井県		
7,823	8,934	108.0	65	74	389.5	1	1	0.2	山梨県		
21,809	9,983	120.7	99	45	236.8	4	2	0.5	長野県		
20,396	9,710	117.4	61	29	152.6	24	11	2.6	岐阜県		
39,796	10,541	127.5	93	25	131.6	1,025	271	64.4	静岡県		
65,871	9,218	111.5	41	6	31.6	519	73	17.3	愛知県		
23,783	12,807	154.9	56	30	157.9	246	132	31.4	三重県		
13,173	9,604	116.1	29	21	110.5	111	81	19.2	滋賀県		
14,474	5,649	68.3	44	17	89.5	93	36	8.6	京都府		
45,441	5,244	63.4	13	2	10.5	15	2	0.5	大阪府		
37,387	6,700	81.0	82	15	78.9	5	1	0.2	兵庫県		
6,181	4,337	52.4	26	18	94.7	190	133	31.6	奈良県		
6,401	6,074	73.5	55	52	273.7	0	0	0.0	和歌山県		
6,077	10,017	121.1	23	38	200.0	6	10	2.4	鳥取県		
6,681	9,040	109.3	45	61	321.1	827	1,119	265.8	島根県		
21,166	10,846	131.2	70	36	189.5	802	411	97.6	岡山県		
26,183	9,131	110.4	54	19	100.0	926	323	76.7	広島県		
16,878	11,334	137.1	51	34	178.9	223	150	35.6	山口県		
7,341	9,044	109.4	38	47	247.4	0	0	0.0	徳島県		
10,707	10,466	126.6	21	21	110.5	1	1	0.2	香川県		
12,326	8,330	100.7	57	39	205.3	1,211	818	194.3	愛媛県		
5,945	7,502	90.7	72	91	478.9	1	1	0.2	高知県		
41,725	8,295	100.3	50	10	52.6	340	68	16.2	福岡県		
10,640	12,250	148.1	26	30	157.9	1,011	1,164	276.5	佐賀県		
8,837	5,962	72.1	27	18	94.7	160	108	25.7	長崎県		
16,196	8,745	105.8	66	36	189.5	173	93	22.1	熊本県		
10,570	8,678	104.9	70	57	300.0	334	274	65.1	大分県		
11,532	9,877	119.4	82	70	368.4	260	223	53.0	宮崎県		
15,234	8,698	105.2	85	49	257.9	1,086	620	147.3	鹿児島県		
7,965	5,740	69.4	6	4	21.1	1,046	754	179.1	沖縄県		
1,050,651	8,269	100.0	2,467	19	100.0	53,533	421	100.0	合計		

平成18年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その4）

都道府県	道府県税			地方交付税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	582,075	103,929	80.9	711,305	127,003	187.1
青森県	149,248	103,244	80.4	231,194	159,930	235.7
岩手県	129,102	93,711	72.9	239,982	174,195	256.7
宮城県	264,081	112,832	87.8	180,657	77,188	113.7
秋田県	101,120	88,405	68.8	202,489	177,027	260.9
山形県	113,622	94,363	73.4	188,093	156,211	230.2
福島県	231,845	110,960	86.4	230,649	110,388	162.7
茨城県	372,863	124,866	97.2	163,474	54,745	80.7
栃木県	273,729	136,430	106.2	130,460	65,023	95.8
群馬県	247,240	122,625	95.4	140,047	69,460	102.4
埼玉県	739,329	104,988	81.7	216,154	30,695	45.2
千葉県	667,476	110,176	85.8	159,414	26,314	38.8
東京都	2,906,160	235,093	183.0	-	-	-
神奈川県	1,066,427	122,003	95.0	64,631	7,394	10.9
新潟県	275,382	113,528	88.4	292,276	120,492	177.5
富山県	134,821	121,382	94.5	128,767	115,932	170.8
石川県	148,698	127,174	99.0	138,570	118,512	174.6
福井県	108,563	132,646	103.2	123,950	151,446	223.2
山梨県	109,233	124,749	97.1	121,835	139,141	205.0
長野県	247,334	113,217	88.1	232,175	106,278	156.6
岐阜県	240,346	114,428	89.1	181,734	86,523	127.5
静岡県	520,280	137,809	107.3	144,225	38,202	56.3
愛知県	1,228,168	171,877	133.8	568	79	0.1
三重県	244,894	131,870	102.6	136,681	73,600	108.5
滋賀県	169,101	123,289	96.0	107,127	78,105	115.1
京都府	310,626	121,230	94.4	150,031	58,554	86.3
大阪府	1,199,001	138,371	107.7	246,278	28,422	41.9
兵庫県	628,209	112,572	87.6	329,792	59,097	87.1
奈良県	123,581	86,705	67.5	143,197	100,467	148.0
和歌山県	99,385	94,302	73.4	164,090	155,698	229.4
鳥取県	56,901	93,788	73.0	129,579	213,582	314.7
島根県	68,423	92,579	72.1	183,379	248,118	365.6
岡山県	227,828	116,750	90.9	150,045	76,890	113.3
広島県	345,779	120,589	93.9	182,421	63,618	93.7
山口県	172,975	116,155	90.4	167,937	112,772	166.2
徳島県	84,920	104,623	81.4	142,823	175,960	259.3
香川県	119,973	117,267	91.3	109,180	106,718	157.3
愛媛県	146,295	98,863	76.9	175,341	118,492	174.6
高知県	66,801	84,300	65.6	171,096	215,916	318.2
福岡県	553,161	109,966	85.6	273,071	54,285	80.0
佐賀県	87,777	101,060	78.7	137,734	158,577	233.7
長崎県	115,664	78,038	60.7	233,897	157,810	232.5
熊本県	169,669	91,610	71.3	222,641	120,212	177.1
大分県	121,190	99,494	77.4	177,810	145,977	215.1
宮崎県	100,481	86,064	67.0	188,354	161,330	237.7
鹿児島県	149,738	85,491	66.5	279,978	159,850	235.5
沖縄県	104,772	75,510	58.8	197,196	142,121	209.4
合計	16,324,289	128,484	100.0	8,622,328	67,864	100.0



地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
109,124	19,484	105.0	1,402,504	250,416	116.5	北海道
26,340	18,221	98.2	406,782	281,395	130.9	青森県
27,038	19,626	105.7	396,122	287,531	133.8	岩手県
41,626	17,785	95.8	486,364	207,805	96.7	宮城県
21,342	18,658	100.5	324,951	284,091	132.2	秋田県
23,274	19,329	104.1	324,989	269,902	125.6	山形県
38,887	18,611	100.3	501,381	239,960	111.7	福島県
55,321	18,526	99.8	591,658	198,136	92.2	茨城県
37,900	18,890	101.8	442,089	220,343	102.5	栃木県
37,086	18,394	99.1	424,373	210,478	97.9	群馬県
128,656	18,270	98.4	1,084,139	153,952	71.6	埼玉県
112,538	18,576	100.1	939,428	155,066	72.2	千葉県
232,302	18,792	101.2	3,138,462	253,885	118.1	東京都
166,745	19,076	102.8	1,297,804	148,473	69.1	神奈川県
45,981	18,956	102.1	613,639	252,976	117.7	新潟県
21,640	19,483	105.0	285,228	256,797	119.5	富山県
22,652	19,373	104.4	309,919	265,058	123.3	石川県
16,333	19,956	107.5	248,846	304,048	141.5	福井県
16,676	19,045	102.6	247,744	282,935	131.7	山梨県
41,396	18,949	102.1	520,905	238,445	111.0	長野県
39,970	19,030	102.5	462,050	219,981	102.4	岐阜県
69,540	18,419	99.2	734,044	194,430	90.5	静岡県
135,866	19,014	102.4	1,364,602	190,971	88.9	愛知県
35,741	19,246	103.7	417,315	224,714	104.6	三重県
26,041	18,986	102.3	302,269	220,381	102.5	滋賀県
46,486	18,142	97.7	507,143	197,926	92.1	京都府
151,378	17,470	94.1	1,596,657	184,263	85.7	大阪府
101,159	18,127	97.6	1,059,160	189,797	88.3	兵庫県
27,026	18,962	102.1	293,804	206,134	95.9	奈良県
20,018	18,994	102.3	283,493	268,995	125.2	和歌山県
12,151	20,028	107.9	198,632	327,400	152.3	鳥取県
15,933	21,558	116.1	267,735	362,254	168.6	島根県
36,512	18,710	100.8	414,385	212,350	98.8	岡山県
53,530	18,668	100.6	581,730	202,876	94.4	広島県
28,795	19,336	104.2	369,707	248,263	115.5	山口県
15,668	19,303	104.0	243,411	299,886	139.5	徳島県
19,007	18,578	100.1	248,160	242,563	112.9	香川県
27,212	18,389	99.1	348,848	235,744	109.7	愛媛県
16,273	20,536	110.6	254,170	320,752	149.2	高知県
85,398	16,977	91.5	911,630	181,227	84.3	福岡県
15,410	17,742	95.6	240,921	277,379	129.1	佐賀県
26,237	17,702	95.4	375,798	253,550	118.0	長崎県
32,782	17,700	95.3	425,092	229,522	106.8	熊本県
22,862	18,769	101.1	321,863	264,241	123.0	大分県
21,219	18,175	97.9	310,054	265,569	123.6	宮崎県
32,566	18,593	100.2	462,282	263,933	122.8	鹿児島県
20,954	15,102	81.4	322,922	232,734	108.3	沖縄県
2,358,589	18,564	100.0	27,305,206	214,911	100.0	合計

21 平成18年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その1）

都道府県	市 町 村 民 税					
	個 人			法 人		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
北海道	201,984	36,064	73.4	70,452	12,579	56.4
青森県	40,152	27,775	56.6	13,071	9,042	40.5
岩手県	39,697	28,815	58.7	14,677	10,654	47.7
宮城県	88,356	37,751	76.9	37,516	16,029	71.8
秋田県	31,211	27,286	55.6	11,334	9,909	44.4
山形県	36,267	30,120	61.3	13,895	11,540	51.7
福島県	64,941	31,081	63.3	26,105	12,494	56.0
茨城県	123,624	41,400	84.3	56,929	19,065	85.4
栃木県	83,894	41,814	85.2	45,188	22,522	100.9
群馬県	79,668	39,513	80.5	37,078	18,390	82.4
埼玉県	378,499	53,748	109.5	103,352	14,676	65.7
千葉県	343,514	56,702	115.5	87,969	14,521	65.1
東京都	1,112,544	89,999	183.3	802,630	64,929	290.9
神奈川県	600,489	68,698	139.9	157,428	18,010	80.7
新潟県	82,154	33,868	69.0	37,909	15,628	70.0
富山県	44,852	40,381	82.2	19,951	17,962	80.5
石川県	48,561	41,532	84.6	20,694	17,699	79.3
福井県	32,433	39,628	80.7	15,028	18,362	82.3
山梨県	34,451	39,345	80.1	15,495	17,696	79.3
長野県	81,322	37,225	75.8	32,886	15,054	67.4
岐阜県	87,428	41,624	84.8	28,777	13,701	61.4
静岡県	181,056	47,957	97.7	74,669	19,778	88.6
愛知県	420,677	58,872	119.9	233,631	32,696	146.5
三重県	79,755	42,946	87.5	34,328	18,485	82.8
滋賀県	60,769	44,306	90.2	28,353	20,672	92.6
京都府	122,424	47,779	97.3	53,378	20,832	93.3
大阪府	421,811	48,679	99.1	247,158	28,523	127.8
兵庫県	281,273	50,403	102.7	94,016	16,847	75.5
奈良県	70,545	49,495	100.8	13,766	9,658	43.3
和歌山県	35,902	34,066	69.4	14,163	13,439	60.2
鳥取県	18,739	30,887	62.9	6,641	10,946	49.0
島根県	23,233	31,435	64.0	7,748	10,483	47.0
岡山県	74,384	38,118	77.6	37,133	19,029	85.3
広島県	128,105	44,676	91.0	59,497	20,749	93.0
山口県	56,081	37,659	76.7	26,799	17,996	80.6
徳島県	28,447	35,047	71.4	11,872	14,626	65.5
香川県	39,615	38,722	78.9	19,559	19,118	85.7
愛媛県	48,921	33,060	67.3	20,837	14,081	63.1
高知県	24,952	31,488	64.1	7,556	9,535	42.7
福岡県	199,940	39,747	80.9	90,960	18,082	81.0
佐賀県	25,619	29,496	60.1	10,233	11,782	52.8
長崎県	44,547	30,056	61.2	14,157	9,552	42.8
熊本県	56,710	30,620	62.4	21,634	11,681	52.3
大分県	38,574	31,668	64.5	17,038	13,988	62.7
宮崎県	33,002	28,267	57.6	11,964	10,247	45.9
鹿児島県	50,965	29,098	59.3	18,812	10,740	48.1
沖縄県	36,303	26,164	53.3	11,738	8,460	37.9
合 計	6,238,393	49,101	100.0	2,836,010	22,321	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は、全国平均を100として算出した。なお、人口は平成19年3月31日現在住民基本台帳人口によった。

2 東京都の収入については、都が徴収する市町村税相当分は道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。

3 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

市 町 村 民 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県		
計			土 地					
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
272,437	48,643	68.1	74,413	13,286	49.7	北 海 道		
53,224	36,818	51.5	23,245	16,080	60.2	青 森 県		
54,374	39,468	55.3	24,012	17,429	65.2	岩 手 県		
125,871	53,780	75.3	46,960	20,064	75.1	宮 城 県		
42,546	37,196	52.1	19,209	16,794	62.9	秋 田 県		
50,162	41,659	58.3	22,278	18,502	69.2	山 形 県		
91,046	43,574	61.0	40,124	19,203	71.9	福 島 県		
180,554	60,465	84.7	65,792	22,033	82.5	茨 城 県		
129,081	64,336	90.1	51,979	25,907	97.0	栃 木 県		
116,746	57,903	81.1	51,048	25,318	94.8	群 馬 県		
481,851	68,425	95.8	193,648	27,499	102.9	埼 玉 県		
431,483	71,222	99.7	137,423	22,684	84.9	千 葉 県		
1,915,174	154,928	216.9	615,292	49,774	186.3	東 京 都		
757,917	86,708	121.4	282,446	32,313	120.9	神 奈 川 県		
120,063	49,497	69.3	51,637	21,288	79.7	新 潟 県		
64,803	58,344	81.7	25,668	23,109	86.5	富 山 県		
69,255	59,230	82.9	27,493	23,513	88.0	石 川 県		
47,461	57,989	81.2	20,911	25,550	95.6	福 井 県		
49,946	57,041	79.9	19,998	22,839	85.5	山 梨 県		
114,208	52,279	73.2	49,414	22,619	84.7	長 野 県		
116,205	55,325	77.5	50,907	24,237	90.7	岐 阜 県		
255,726	67,735	94.8	108,532	28,747	107.6	静 岡 県		
654,309	91,568	128.2	231,040	32,333	121.0	愛 知 県		
114,084	61,432	86.0	41,097	22,130	82.8	三 重 県		
89,122	64,978	91.0	28,931	21,093	78.9	滋 賀 県		
175,802	68,611	96.1	70,584	27,547	103.1	京 都 府		
668,969	77,203	108.1	268,044	30,934	115.8	大 阪 府		
375,289	67,250	94.2	149,709	26,827	100.4	兵 庫 県		
84,311	59,153	82.8	30,873	21,661	81.1	奈 良 県		
50,065	47,505	66.5	24,490	23,238	87.0	和 歌 山 県		
25,380	41,833	58.6	11,761	19,385	72.6	鳥 取 県		
30,981	41,918	58.7	13,405	18,137	67.9	島 根 県		
111,517	57,147	80.0	46,056	23,601	88.3	岡 山 県		
187,602	65,425	91.6	78,768	27,470	102.8	広 島 県		
82,880	55,655	77.9	35,246	23,668	88.6	山 口 県		
40,320	49,675	69.6	19,610	24,160	90.4	徳 島 県		
59,175	57,840	81.0	24,968	24,405	91.3	香 川 県		
69,758	47,141	66.0	32,971	22,281	83.4	愛 媛 県		
32,508	41,024	57.4	17,368	21,918	82.0	高 知 県		
290,900	57,829	81.0	114,731	22,808	85.4	福 岡 県		
35,853	41,279	57.8	15,018	17,291	64.7	佐 賀 県		
58,705	39,608	55.5	20,748	13,999	52.4	長 崎 県		
78,344	42,301	59.2	30,743	16,599	62.1	熊 本 県		
55,612	45,656	63.9	23,601	19,376	72.5	大 分 県		
44,966	38,514	53.9	17,257	14,781	55.3	宮 崎 県		
69,778	39,839	55.8	26,306	15,019	56.2	鹿 児 島 県		
48,041	34,624	48.5	18,989	13,686	51.2	沖 縄 県		
9,074,403	71,422	100.0	3,394,740	26,719	100.0	合 計		

平成18年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その2）

都道府県	固定資産税					
	家屋			償却資産		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
北海道	151,637	27,075	99.2	52,750	9,418	74.6
青森県	35,074	24,263	88.9	16,976	11,743	93.0
岩手県	30,621	22,227	81.5	13,796	10,014	79.3
宮城県	61,849	26,426	96.9	27,750	11,857	93.9
秋田県	24,937	21,801	79.9	10,698	9,353	74.1
山形県	27,773	23,065	84.5	11,878	9,865	78.1
福島県	52,394	25,076	91.9	38,918	18,626	147.5
茨城県	82,624	27,669	101.4	45,114	15,108	119.7
栃木県	57,352	28,585	104.8	33,646	16,770	132.8
群馬県	53,920	26,743	98.0	31,881	15,812	125.3
埼玉県	160,092	22,734	83.3	62,031	8,809	69.8
千葉県	154,655	25,528	93.6	75,201	12,413	98.3
東京都	451,495	36,524	133.9	178,808	14,465	114.6
神奈川県	237,907	27,217	99.8	105,237	12,039	95.4
新潟県	66,152	27,271	100.0	35,308	14,556	115.3
富山県	35,210	31,700	116.2	18,520	16,674	132.1
石川県	33,418	28,581	104.8	13,188	11,279	89.3
福井県	25,247	30,848	113.1	16,512	20,175	159.8
山梨県	23,756	27,130	99.4	13,726	15,676	124.2
長野県	60,137	27,528	100.9	29,876	13,676	108.3
岐阜県	54,166	25,788	94.5	28,654	13,642	108.1
静岡県	108,432	28,721	105.3	67,501	17,879	141.6
愛知県	214,599	30,032	110.1	116,221	16,265	128.8
三重県	47,595	25,629	93.9	36,024	19,398	153.7
滋賀県	39,144	28,539	104.6	22,227	16,205	128.4
京都府	66,702	26,032	95.4	28,443	11,101	87.9
大阪府	263,824	30,447	111.6	89,341	10,310	81.7
兵庫県	153,901	27,578	101.1	68,872	12,342	97.8
奈良県	27,510	19,301	70.7	10,583	7,425	58.8
和歌山県	22,998	21,822	80.0	11,296	10,718	84.9
鳥取県	15,161	24,989	91.6	7,021	11,573	91.7
島根県	17,073	23,100	84.7	9,450	12,786	101.3
岡山県	47,917	24,555	90.0	27,082	13,878	109.9
広島県	73,564	25,655	94.0	40,037	13,963	110.6
山口県	35,785	24,030	88.1	23,884	16,038	127.0
徳島県	20,356	25,079	91.9	12,345	15,209	120.5
香川県	27,415	26,797	98.2	9,563	9,347	74.0
愛媛県	35,185	23,777	87.1	17,252	11,659	92.4
高知県	17,258	21,779	79.8	6,681	8,431	66.8
福岡県	133,585	26,556	97.3	47,377	9,418	74.6
佐賀県	19,617	22,586	82.8	10,404	11,978	94.9
長崎県	33,340	22,494	82.4	12,114	8,173	64.7
熊本県	40,319	21,770	79.8	17,673	9,542	75.6
大分県	28,621	23,497	86.1	18,012	14,787	117.1
宮崎県	25,505	21,846	80.1	10,899	9,335	73.9
鹿児島県	38,460	21,958	80.5	15,093	8,617	68.3
沖縄県	32,161	23,179	85.0	8,006	5,770	45.7
合計	3,466,444	27,283	100.0	1,603,869	12,624	100.0

固 定 資 産 税									都 道 府 県	
交 付 金			納 付 金			計				
税 額	人口1人当たり		税 額	人口1人当たり		税 額	人口1人当たり			
(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数		
4,466	797	104.6	468	84	105.0	283,733	50,660	75.1	北 海 道	
911	630	82.7	72	50	62.5	76,279	52,767	78.2	青 森 県	
1,769	1,284	168.5	78	57	71.3	70,276	51,011	75.6	岩 手 県	
1,316	562	73.8	190	81	101.3	138,065	58,990	87.4	宮 城 県	
2,462	2,152	282.4	59	52	65.0	57,366	50,153	74.3	秋 田 県	
1,069	888	116.5	68	56	70.0	63,065	52,375	77.6	山 形 県	
1,074	514	67.5	112	54	67.5	132,622	63,473	94.1	福 島 県	
1,258	421	55.2	146	49	61.3	194,934	65,280	96.8	茨 城 県	
1,053	525	68.9	106	53	66.3	144,136	71,839	106.5	栃 木 県	
1,095	543	71.3	88	44	55.0	138,032	68,460	101.5	群 馬 県	
3,581	509	66.8	581	83	103.8	419,933	59,632	88.4	埼 玉 県	
2,636	435	57.1	383	63	78.8	370,298	61,123	90.6	千 葉 県	
18,898	1,529	200.7	2,342	189	236.3	1,266,835	102,480	151.9	東 京 都	
5,783	662	86.9	565	65	81.3	631,937	72,296	107.2	神 奈 川 県	
1,464	604	79.3	143	59	73.8	154,703	63,777	94.5	新 潟 県	
765	689	90.4	61	55	68.8	80,224	72,227	107.1	富 山 県	
569	487	63.9	88	75	93.8	74,757	63,936	94.8	石 川 県	
701	857	112.5	45	55	68.8	63,417	77,485	114.8	福 井 県	
609	696	91.3	45	51	63.8	58,134	66,392	98.4	山 梨 県	
1,418	649	85.2	152	70	87.5	140,997	64,541	95.7	長 野 県	
493	235	30.8	92	44	55.0	134,312	63,946	94.8	岐 阜 県	
1,430	379	49.7	174	46	57.5	286,068	75,772	112.3	静 岡 県	
3,420	479	62.9	447	63	78.8	565,727	79,171	117.3	愛 知 県	
583	314	41.2	95	51	63.8	125,394	67,522	100.1	三 重 県	
335	244	32.0	59	43	53.8	90,695	66,125	98.0	滋 賀 県	
765	299	39.2	237	92	115.0	166,731	65,071	96.4	京 都 府	
7,580	875	114.8	811	94	117.5	629,601	72,659	107.7	大 阪 府	
3,970	711	93.3	556	100	125.0	377,009	67,558	100.1	兵 庫 県	
328	230	30.2	77	54	67.5	69,372	48,672	72.1	奈 良 県	
405	384	50.4	47	45	56.3	59,237	56,208	83.3	和 歌 山 県	
399	658	86.4	38	63	78.8	34,380	56,668	84.0	鳥 取 県	
409	553	72.6	84	114	142.5	40,420	54,690	81.1	鳥 根 県	
939	481	63.1	113	58	72.5	122,106	62,573	92.7	岡 山 県	
1,693	590	77.4	240	84	105.0	194,301	67,762	100.4	広 島 県	
1,167	784	102.9	87	58	72.5	96,169	64,579	95.7	山 口 県	
411	506	66.4	44	54	67.5	52,766	65,009	96.4	徳 島 県	
418	409	53.7	63	62	77.5	62,426	61,018	90.4	香 川 県	
1,025	693	90.9	85	57	71.3	86,519	58,468	86.7	愛 媛 県	
689	869	114.0	84	106	132.5	42,081	53,104	78.7	高 知 県	
6,409	1,274	167.2	336	67	83.8	302,439	60,123	89.1	福 岡 県	
414	477	62.6	43	50	62.5	45,496	52,381	77.6	佐 賀 県	
2,108	1,422	186.6	79	53	66.3	68,388	46,141	68.4	長 崎 県	
1,008	544	71.4	130	70	87.5	89,872	48,525	71.9	熊 本 県	
695	571	74.9	63	52	65.0	70,991	58,282	86.4	大 分 県	
1,147	982	128.9	56	48	60.0	54,864	46,992	69.7	宮 崎 県	
3,105	1,773	232.7	103	59	73.8	83,068	47,427	70.3	鹿 児 島 県	
2,536	1,828	239.9	74	53	66.3	61,766	44,515	66.0	沖 縄 県	
96,779	762	100.0	10,109	80	100.0	8,571,941	67,467	100.0	合 計	

平成18年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その3）

都道府県	軽自動車税			市町村たばこ税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	5,852	1,045	84.4	45,273	8,083	119.1
青森県	2,383	1,648	133.1	10,302	7,126	105.0
岩手県	2,395	1,738	140.4	8,262	5,997	88.4
宮城県	3,091	1,321	106.7	15,985	6,830	100.7
秋田県	1,969	1,721	139.0	6,998	6,118	90.2
山形県	2,266	1,882	152.0	7,110	5,905	87.0
福島県	3,365	1,610	130.0	14,074	6,736	99.3
茨城県	4,196	1,405	113.5	20,487	6,861	101.1
栃木県	2,869	1,430	115.5	14,049	7,002	103.2
群馬県	3,347	1,660	134.1	13,723	6,806	100.3
埼玉県	6,102	867	70.0	43,345	6,155	90.7
千葉県	5,261	868	70.1	38,011	6,274	92.5
東京都	5,099	412	33.3	103,022	8,334	122.8
神奈川県	5,263	602	48.6	54,344	6,217	91.6
新潟県	4,515	1,861	150.3	15,454	6,371	93.9
富山県	1,916	1,725	139.3	6,885	6,199	91.4
石川県	1,755	1,501	121.2	8,064	6,897	101.7
福井県	1,410	1,723	139.2	5,363	6,553	96.6
山梨県	1,660	1,896	153.2	5,983	6,833	100.7
長野県	4,452	2,038	164.6	12,748	5,835	86.0
岐阜県	3,355	1,597	129.0	12,462	5,933	87.5
静岡県	5,913	1,566	126.5	24,903	6,596	97.2
愛知県	8,090	1,132	91.4	49,751	6,962	102.6
三重県	3,280	1,766	142.6	11,844	6,378	94.0
滋賀県	2,307	1,682	135.9	10,324	7,527	111.0
京都府	2,835	1,106	89.3	16,899	6,595	97.2
大阪府	6,254	722	58.3	69,691	8,043	118.6
兵庫県	5,846	1,048	84.7	33,518	6,006	88.5
奈良県	1,803	1,265	102.2	7,441	5,221	77.0
和歌山県	2,080	1,974	159.5	6,810	6,462	95.3
鳥取県	1,243	2,049	165.5	3,792	6,250	92.1
島根県	1,695	2,293	185.2	3,994	5,404	79.7
岡山県	3,798	1,946	157.2	12,271	6,288	92.7
広島県	4,466	1,557	125.8	17,741	6,187	91.2
山口県	2,685	1,803	145.6	9,037	6,068	89.4
徳島県	1,628	2,006	162.0	5,191	6,395	94.3
香川県	1,993	1,948	157.4	6,639	6,489	95.7
愛媛県	2,743	1,854	149.8	9,122	6,164	90.9
高知県	1,708	2,155	174.1	5,147	6,495	95.7
福岡県	6,430	1,278	103.2	34,987	6,955	102.5
佐賀県	1,713	1,972	159.3	5,775	6,649	98.0
長崎県	2,636	1,779	143.7	8,943	6,034	88.9
熊本県	3,234	1,746	141.0	11,454	6,184	91.2
大分県	2,196	1,803	145.6	7,825	6,424	94.7
宮崎県	2,346	2,009	162.3	7,279	6,235	91.9
鹿児島県	3,431	1,959	158.2	10,550	6,023	88.8
沖縄県	2,472	1,782	143.9	9,112	6,567	96.8
合計	157,347	1,238	100.0	861,979	6,784	100.0

鉱産税			特別土地保有税			都道府県		
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数			
259	46	353.8	36	6	23.1	北	海	道
22	15	115.4	12	8	30.8	青	森	県
11	8	61.5	41	30	115.4	岩	手	県
1	0	0.0	19	8	30.8	宮	城	県
58	51	392.3	0	0	0.0	秋	田	県
6	5	38.5	15	12	46.2	山	形	県
45	22	169.2	32	15	57.7	福	島	県
3	1	7.7	16	5	19.2	茨	城	県
35	17	130.8	6	3	11.5	栃	木	県
5	2	15.4	26	13	50.0	群	馬	県
34	5	38.5	570	81	311.5	埼	玉	県
67	11	84.6	415	69	265.4	千	葉	県
7	1	7.7	92	7	26.9	東	京	都
-	-	-	102	12	46.2	神	奈	川
657	271	2,084.6	11	5	19.2	新	潟	県
0	0	0.0	0	0	0.0	富	山	県
0	0	0.0	30	26	100.0	石	川	県
1	1	7.7	0	0	0.0	福	井	県
-	-	-	2	2	7.7	山	梨	県
1	0	0.0	10	5	19.2	長	野	県
12	6	46.2	131	62	238.5	岐	阜	県
8	2	15.4	160	42	161.5	静	岡	県
10	1	7.7	150	21	80.8	愛	知	県
15	8	61.5	81	44	169.2	三	重	県
7	5	38.5	9	7	26.9	滋	賀	県
0	0	0.0	16	6	23.1	京	都	府
-	-	-	161	19	73.1	大	阪	府
5	1	7.7	351	63	242.3	兵	庫	県
-	-	-	61	43	165.4	奈	良	県
-	-	-	15	14	53.8	和	歌	山
-	-	-	-	-	-	鳥	取	県
0	0	0.0	0	0	0.0	島	根	県
12	6	46.2	38	19	73.1	岡	山	県
1	0	0.0	62	22	84.6	広	島	県
60	40	307.7	30	20	76.9	山	口	県
3	4	30.8	5	6	23.1	徳	島	県
-	-	-	0	0	0.0	香	川	県
0	0	0.0	-	-	-	愛	媛	県
33	42	323.1	286	361	1,388.5	高	知	県
39	8	61.5	103	20	76.9	福	岡	県
-	-	-	-	-	-	佐	賀	県
2	1	7.7	7	5	19.2	長	崎	県
0	0	0.0	5	3	11.5	熊	本	県
57	47	361.5	16	13	50.0	大	分	県
0	0	0.0	10	9	34.6	宮	崎	県
166	95	730.8	35	20	76.9	鹿	児	島
41	30	230.8	134	97	373.1	沖	縄	県
1,684	13	100.0	3,300	26	100.0	合		計

21  
都市  
道  
町  
府  
村  
税  
別  
所  
在  
状  
等  
況  
の

平成18年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その4）

都道府県	入湯税			事業所税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	2,672	477	242.1	8,480	1,514	63.7
青森県	252	174	88.3	-	-	-
岩手県	659	478	242.6	-	-	-
宮城県	593	253	128.4	4,425	1,891	79.6
秋田県	847	740	375.6	1,320	1,154	48.6
山形県	753	625	317.3	-	-	-
福島県	998	478	242.6	3,895	1,864	78.5
茨城県	426	143	72.6	-	-	-
栃木県	960	478	242.6	2,764	1,378	58.0
群馬県	1,016	504	255.8	-	-	-
埼玉県	78	11	5.6	7,534	1,070	45.1
千葉県	324	53	26.9	9,267	1,530	64.4
東京都	348	28	14.2	92,534	7,486	315.2
神奈川県	1,089	125	63.5	29,240	3,345	140.8
新潟県	1,025	423	214.7	2,526	1,041	43.8
富山県	376	339	172.1	2,347	2,113	89.0
石川県	654	559	283.8	2,171	1,857	78.2
福井県	444	542	275.1	-	-	-
山梨県	804	918	466.0	-	-	-
長野県	1,374	629	319.3	1,728	791	33.3
岐阜県	828	394	200.0	1,287	613	25.8
静岡県	1,928	511	259.4	5,617	1,488	62.7
愛知県	393	55	27.9	25,063	3,507	147.7
三重県	346	186	94.4	-	-	-
滋賀県	265	193	98.0	140	102	4.3
京都府	122	48	24.4	6,730	2,627	110.6
大阪府	160	18	9.1	34,723	4,007	168.7
兵庫県	728	130	66.0	15,264	2,735	115.2
奈良県	42	29	14.7	756	530	22.3
和歌山県	509	483	245.2	1,986	1,884	79.3
鳥取県	202	333	169.0	-	-	-
島根県	204	276	140.1	-	-	-
岡山県	232	119	60.4	7,062	3,619	152.4
広島県	308	107	54.3	8,586	2,994	126.1
山口県	268	180	91.4	-	-	-
徳島県	71	87	44.2	-	-	-
香川県	134	131	66.5	1,661	1,624	68.4
愛媛県	175	118	59.9	1,620	1,095	46.1
高知県	59	74	37.6	968	1,222	51.5
福岡県	255	51	25.9	12,991	2,583	108.8
佐賀県	197	227	115.2	-	-	-
長崎県	236	159	80.7	1,315	887	37.3
熊本県	472	255	129.4	1,878	1,014	42.7
大分県	584	479	243.1	2,551	2,094	88.2
宮崎県	227	194	98.5	992	850	35.8
鹿児島県	305	174	88.3	1,649	941	39.6
沖縄県	68	49	24.9	723	521	21.9
合計	25,011	197	100.0	301,794	2,375	100.0



都市計画税			その他の市町村税			都道府県		
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数			
44,933	8,023	86.3	-	-	-	北	海	道
1,471	1,018	10.9	-	-	-	青	森	県
2,274	1,651	17.8	-	-	-	岩	手	県
19,056	8,142	87.5	2	1	4.8	宮	城	県
345	302	3.2	-	-	-	秋	田	県
7,948	6,601	71.0	-	-	-	山	形	県
10,103	4,835	52.0	-	-	-	福	島	県
15,644	5,239	56.3	-	-	-	茨	城	県
15,428	7,690	82.7	-	-	-	栃	木	県
12,437	6,168	66.3	-	-	-	群	馬	県
62,403	8,861	95.3	-	-	-	埼	玉	県
54,384	8,977	96.5	-	-	-	千	葉	県
238,459	19,290	207.4	338	27	128.6	東	京	都
119,566	13,679	147.1	24	3	14.3	神	奈	川
12,217	5,037	54.2	530	218	1,038.1	新	潟	県
3,161	2,846	30.6	9	8	38.1	富	山	県
11,101	9,494	102.1	-	-	-	石	川	県
6,046	7,387	79.4	-	-	-	福	井	県
2,550	2,912	31.3	19	22	104.8	山	梨	県
13,181	6,034	64.9	-	-	-	長	野	県
15,427	7,345	79.0	64	30	142.9	岐	阜	県
37,244	9,865	106.1	554	147	700.0	静	岡	県
89,312	12,499	134.4	-	-	-	愛	知	県
9,316	5,016	53.9	-	-	-	三	重	県
7,809	5,693	61.2	-	-	-	滋	賀	県
28,926	11,289	121.4	18	7	33.3	京	都	府
125,810	14,519	156.1	-	-	-	大	阪	府
64,021	11,472	123.3	-	-	-	兵	庫	県
8,722	6,119	65.8	-	-	-	奈	良	県
5,308	5,037	54.2	-	-	-	和	歌	山
814	1,342	14.4	-	-	-	鳥	取	県
1,367	1,850	19.9	-	-	-	鳥	根	県
15,011	7,692	82.7	9	5	23.8	岡	山	県
27,819	9,702	104.3	-	-	-	広	島	県
11,092	7,448	80.1	-	-	-	山	口	県
3,152	3,883	41.7	-	-	-	徳	島	県
476	465	5.0	-	-	-	香	川	県
1,142	772	8.3	-	-	-	愛	媛	県
-	-	-	0	0	0.0	高	知	県
40,536	8,058	86.6	790	157	747.6	福	岡	県
1,958	2,254	24.2	-	-	-	佐	賀	県
9,179	6,193	66.6	-	-	-	長	崎	県
5,763	3,112	33.5	3	2	9.5	熊	本	県
7,717	6,335	68.1	-	-	-	大	分	県
3,302	2,828	30.4	1	1	4.8	宮	崎	県
7,855	4,485	48.2	260	148	704.8	鹿	児	島
-	-	-	4	3	14.3	沖	縄	県
1,181,786	9,301	100.0	2,625	21	100.0	合		計

平成18年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その5）

都道府県	市町村税 A			地方交付税 B		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	663,675	118,498	74.6	799,545	142,758	246.0
青森県	143,944	99,574	62.7	190,544	131,810	227.1
岩手県	138,292	100,381	63.2	191,932	139,317	240.1
宮城県	307,107	131,215	82.6	186,259	79,581	137.1
秋田県	111,449	97,435	61.3	179,775	157,169	270.8
山形県	131,325	109,065	68.7	144,070	119,650	206.2
福島県	256,181	122,608	77.2	188,564	90,246	155.5
茨城県	416,259	139,398	87.8	140,544	47,066	81.1
栃木県	309,328	154,173	97.1	70,533	35,155	60.6
群馬県	285,333	141,518	89.1	106,946	53,042	91.4
埼玉県	1,021,849	145,107	91.4	104,863	14,891	25.7
千葉県	909,510	150,128	94.5	111,903	18,471	31.8
東京都	3,621,909	292,994	184.5	33,167	2,683	4.6
神奈川県	1,599,482	182,986	115.2	37,457	4,285	7.4
新潟県	311,702	128,501	80.9	252,332	104,025	179.3
富山県	159,722	143,801	90.5	85,649	77,112	132.9
石川県	167,787	143,500	90.3	107,269	91,742	158.1
福井県	124,142	151,681	95.5	61,305	74,904	129.1
山梨県	119,097	136,014	85.6	81,112	92,634	159.6
長野県	288,697	132,151	83.2	237,933	108,914	187.7
岐阜県	284,082	135,251	85.1	145,902	69,463	119.7
静岡県	618,120	163,724	103.1	89,332	23,662	40.8
愛知県	1,392,804	194,917	122.7	58,270	8,155	14.1
三重県	264,359	142,351	89.6	104,209	56,114	96.7
滋賀県	200,680	146,313	92.1	73,628	53,681	92.5
京都府	398,079	155,361	97.8	170,402	66,504	114.6
大阪府	1,535,369	177,190	111.5	229,676	26,506	45.7
兵庫県	872,029	156,264	98.4	320,640	57,457	99.0
奈良県	172,507	121,031	76.2	110,141	77,275	133.2
和歌山県	126,009	119,565	75.3	112,870	107,098	184.6
鳥取県	65,811	108,475	68.3	82,699	136,311	234.9
島根県	78,663	106,434	67.0	141,953	192,067	331.0
岡山県	272,057	139,415	87.8	167,058	85,608	147.5
広島県	440,888	153,758	96.8	193,011	67,312	116.0
山口県	202,222	135,795	85.5	124,831	83,826	144.5
徳島県	103,136	127,065	80.0	87,241	107,482	185.2
香川県	132,503	129,515	81.5	73,324	71,670	123.5
愛媛県	171,079	115,611	72.8	147,881	99,935	172.2
高知県	82,790	104,478	65.8	131,313	165,712	285.6
福岡県	689,469	137,063	86.3	350,087	69,595	119.9
佐賀県	90,992	104,762	66.0	91,284	105,098	181.1
長崎県	149,412	100,808	63.5	201,762	136,128	234.6
熊本県	191,026	103,142	64.9	212,187	114,567	197.4
大分県	147,550	121,135	76.3	127,195	104,424	179.9
宮崎県	113,986	97,632	61.5	137,562	117,825	203.0
鹿児島県	177,098	101,112	63.7	249,581	142,495	245.5
沖縄県	122,360	88,186	55.5	127,280	91,732	158.1
合計	20,181,871	158,845	100.0	7,373,022	58,031	100.0

地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
78,254	13,972	129.6	1,541,474	275,229	120.9	北海道
16,595	11,480	106.5	351,083	242,865	106.7	青森県
19,615	14,238	132.1	349,839	253,936	111.5	岩手県
27,146	11,598	107.6	520,512	222,395	97.7	宮城県
15,367	13,435	124.6	306,591	268,039	117.7	秋田県
14,683	12,194	113.1	290,078	240,909	105.8	山形県
27,604	13,211	122.5	472,349	226,065	99.3	福島県
38,178	12,785	118.6	594,981	199,249	87.5	茨城県
24,045	11,984	111.1	403,907	201,313	88.4	栃木県
25,530	12,662	117.4	417,809	207,222	91.0	群馬県
70,835	10,059	93.3	1,197,547	170,057	74.7	埼玉県
60,589	10,001	92.8	1,082,002	178,600	78.5	千葉県
91,660	7,415	68.8	3,746,736	303,091	133.1	東京都
76,312	8,730	81.0	1,713,251	196,001	86.1	神奈川県
30,691	12,653	117.4	594,725	245,178	107.7	新潟県
14,410	12,974	120.3	259,781	233,887	102.7	富山県
14,141	12,094	112.2	289,196	247,335	108.6	石川県
10,264	12,541	116.3	195,711	239,126	105.0	福井県
9,993	11,412	105.8	210,203	240,062	105.4	山梨県
30,179	13,814	128.1	556,810	254,880	112.0	長野県
26,292	12,518	116.1	456,276	217,232	95.4	岐阜県
44,506	11,789	109.3	751,958	199,175	87.5	静岡県
76,005	10,637	98.7	1,527,080	213,709	93.9	愛知県
22,251	11,982	111.1	390,819	210,447	92.4	三重県
15,002	10,938	101.4	289,310	210,932	92.7	滋賀県
25,102	9,797	90.9	593,583	231,662	101.8	京都府
79,351	9,158	84.9	1,844,396	212,853	93.5	大阪府
55,448	9,936	92.2	1,248,118	223,657	98.2	兵庫県
13,333	9,354	86.8	295,981	207,661	91.2	奈良県
11,056	10,491	97.3	249,936	237,154	104.2	和歌山県
7,221	11,902	110.4	155,731	256,687	112.8	鳥取県
10,693	14,468	134.2	231,309	312,969	137.5	島根県
24,080	12,340	114.5	463,196	237,364	104.3	岡山県
32,536	11,347	105.2	666,435	232,416	102.1	広島県
17,150	11,516	106.8	344,204	231,137	101.5	山口県
9,451	11,644	108.0	199,828	246,191	108.1	徳島県
11,189	10,937	101.4	217,016	212,122	93.2	香川県
16,597	11,216	104.0	335,556	226,762	99.6	愛媛県
9,193	11,601	107.6	223,296	281,790	123.8	高知県
55,294	10,992	101.9	1,094,851	217,651	95.6	福岡県
10,063	11,586	107.5	192,339	221,445	97.3	佐賀県
16,412	11,073	102.7	367,586	248,009	108.9	長崎県
21,352	11,529	106.9	424,564	229,237	100.7	熊本県
14,737	12,099	112.2	289,482	237,657	104.4	大分県
15,465	13,246	122.9	267,013	228,703	100.5	宮崎県
21,501	12,276	113.9	448,180	255,882	112.4	鹿児島県
12,574	9,062	84.0	262,213	188,980	83.0	沖縄県
1,369,946	10,782	100.0	28,924,839	227,659	100.0	合計

## (参考) 超過課税及び法定外税を除いた地方税収入の都道府県別所在状況(平成18年度)

都道府県	地方税収計			個人住民税		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	1,233,232	220,192	78.1	286,873	51,221	74.5
青森県	270,570	187,169	66.4	57,379	39,692	57.7
岩手県	263,471	191,244	67.9	56,892	41,296	60.1
宮城県	565,222	241,498	85.7	125,053	53,430	77.7
秋田県	207,702	181,585	64.4	44,770	39,140	56.9
山形県	242,214	201,158	71.4	52,125	43,290	63.0
福島県	479,796	229,629	81.5	93,104	44,559	64.8
茨城県	779,103	260,909	92.6	174,806	58,540	85.1
栃木県	574,027	286,103	101.5	118,835	59,229	86.1
群馬県	525,599	260,683	92.5	113,247	56,168	81.7
埼玉県	1,747,183	248,107	88.0	530,243	75,297	109.5
千葉県	1,563,864	258,138	91.6	478,843	79,040	115.0
東京都	6,303,623	509,930	180.9	1,524,744	123,344	179.4
神奈川県	2,624,325	300,231	106.5	831,166	95,088	138.3
新潟県	576,506	237,667	84.3	117,711	48,527	70.6
富山県	285,888	257,391	91.3	64,271	57,865	84.2
石川県	308,082	263,487	93.5	69,018	59,028	85.9
福井県	223,520	273,104	96.9	46,266	56,529	82.2
山梨県	226,919	259,152	92.0	48,929	55,879	81.3
長野県	530,902	243,021	86.2	116,381	53,273	77.5
岐阜県	520,536	247,826	87.9	124,111	59,089	85.9
静岡県	1,127,540	298,657	106.0	256,405	67,915	98.8
愛知県	2,580,602	361,145	128.1	586,888	82,133	119.5
三重県	505,901	272,416	96.7	112,881	60,784	88.4
滋賀県	364,478	265,736	94.3	85,901	62,629	91.1
京都府	692,628	270,317	95.9	171,203	66,817	97.2
大阪府	2,664,393	307,485	109.1	589,284	68,007	98.9
兵庫県	1,473,300	264,009	93.7	392,129	70,268	102.2
奈良県	293,380	205,836	73.0	98,223	68,914	100.2
和歌山県	222,950	211,548	75.1	50,765	48,169	70.1
鳥取県	119,546	197,045	69.9	26,915	44,363	64.5
島根県	142,402	192,675	68.4	33,388	45,175	65.7
岡山県	491,809	252,026	89.4	105,745	54,189	78.8
広島県	775,545	270,468	96.0	180,854	63,072	91.7
山口県	368,695	247,583	87.8	79,783	53,575	77.9
徳島県	185,718	228,807	81.2	40,269	49,612	72.2
香川県	248,934	243,320	86.3	56,308	55,038	80.0
愛媛県	311,624	210,589	74.7	69,625	47,051	68.4
高知県	145,986	184,228	65.4	35,558	44,873	65.3
福岡県	1,222,081	242,943	86.2	281,768	56,014	81.5
佐賀県	175,732	202,325	71.8	36,705	42,260	61.5
長崎県	262,791	177,304	62.9	63,426	42,793	62.2
熊本県	356,272	192,364	68.3	80,739	43,594	63.4
大分県	265,414	217,898	77.3	54,965	45,125	65.6
宮崎県	209,987	179,859	63.8	47,123	40,362	58.7
鹿児島県	322,086	183,890	65.2	72,659	41,484	60.3
沖縄県	225,500	162,520	57.7	51,376	37,027	53.9
合 計	35,807,578	281,831	100.0	8,735,650	68,756	100.0

- (注) 1 人口1人当たり指数は、全国平均を100とした数値で、平成19年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。  
2 地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。  
3 個人住民税の税収額は、個人道府県民税(均等割及び所得割)及び個人市町村民税(均等割及び所得割)の合計額であり、超過課税分を除いたものである。  
4 法人二税の税収額は法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除いたものである。

法人二税			固定資産税			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
211,393	37,744	55.0	283,271	50,578	75.2	北海道
47,249	32,685	47.6	73,040	50,526	75.1	青森県
47,301	34,334	50.0	69,123	50,174	74.6	岩手県
121,200	51,784	75.5	138,065	58,990	87.7	宮城県
35,249	30,817	44.9	54,809	47,917	71.2	秋田県
43,221	35,895	52.3	62,619	52,005	77.3	山形県
100,364	48,034	70.0	131,744	63,052	93.7	福島県
181,939	60,928	88.8	194,935	65,280	97.0	茨城県
139,804	69,680	101.6	144,136	71,839	106.8	栃木県
115,215	57,144	83.3	138,032	68,460	101.8	群馬県
318,922	45,288	66.0	419,933	59,632	88.6	埼玉県
283,144	46,737	68.1	371,058	61,248	91.0	千葉県
2,229,706	180,372	262.9	1,266,851	102,482	152.3	東京都
502,866	57,529	83.9	632,086	72,313	107.5	神奈川県
124,092	51,158	74.6	155,795	64,227	95.5	新潟県
62,576	56,339	82.1	75,480	67,956	101.0	富山県
68,975	58,991	86.0	73,782	63,102	93.8	石川県
50,272	61,424	89.5	63,563	77,663	115.4	福井県
56,120	64,092	93.4	58,429	66,729	99.2	山梨県
109,269	50,018	72.9	140,873	64,485	95.9	長野県
102,942	49,010	71.4	133,029	63,335	94.1	岐阜県
270,659	71,691	104.5	286,068	75,772	112.6	静岡県
780,578	109,239	159.2	567,489	79,418	118.1	愛知県
124,174	66,865	97.5	125,975	67,835	100.8	三重県
90,758	66,171	96.5	90,799	66,200	98.4	滋賀県
163,056	63,637	92.8	164,470	64,189	95.4	京都府
726,183	83,805	122.2	630,038	72,710	108.1	大阪府
288,130	51,632	75.3	377,009	67,558	100.4	兵庫県
42,579	29,874	43.5	69,251	48,587	72.2	奈良県
45,715	43,377	63.2	58,972	55,956	83.2	和歌山県
21,472	35,392	51.6	32,536	53,628	79.7	鳥取県
26,316	35,606	51.9	38,370	51,916	77.2	島根県
115,807	59,345	86.5	122,074	62,556	93.0	岡山県
183,223	63,898	93.1	194,301	67,762	100.7	広島県
87,728	58,910	85.9	95,176	63,912	95.0	山口県
38,856	47,871	69.8	52,766	65,009	96.6	徳島県
59,555	58,212	84.9	62,426	61,018	90.7	香川県
66,580	44,993	65.6	86,147	58,216	86.5	愛媛県
23,269	29,365	42.8	40,226	50,764	75.5	高知県
270,042	53,683	78.3	299,725	59,584	88.6	福岡県
35,913	41,348	60.3	46,309	53,317	79.3	佐賀県
43,563	29,392	42.8	68,388	46,141	68.6	長崎県
67,651	36,527	53.2	89,458	48,302	71.8	熊本県
54,737	44,938	65.5	70,991	58,282	86.6	大分県
36,710	31,443	45.8	52,719	45,155	67.1	宮崎県
57,757	32,976	48.1	83,068	47,427	70.5	鹿児島県
43,001	30,991	45.2	61,766	44,515	66.2	沖縄県
8,715,828	68,600	100.0	8,547,169	67,272	100.0	合計

5 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除いたものである。  
6 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

参考  
都を超過  
道府課  
府税  
県た  
別地  
所方  
在税  
取定  
状入  
外  
況の  
税

22 県民経済計算

項目 県別	県内純生産				県民所得(分配)				県内総支出	
	実数(10億円)		増加率(%)		実数(10億円)		増加率(%)		実数(10億円)	
	15年度	16年度	15年度	16年度	15年度	16年度	15年度	16年度	15年度	16年度
北海道	14,465.1	14,269.6	-1.4	-1.4	14,466.6	14,307.8	-1.2	-1.1	19,677.5	19,661.8
青森県	3,161.7	3,121.5	-2.5	-1.3	3,177.1	3,125.0	-2.9	-1.6	4,357.1	4,300.4
岩手県	3,299.8	3,297.9	-2.1	-0.1	3,290.7	3,296.4	-2.6	0.2	4,584.7	4,600.5
宮城県	6,007.9	5,968.5	-1.5	-0.7	5,965.7	5,999.7	-1.1	0.6	8,416.7	8,440.7
秋田県	2,755.6	2,711.6	-0.3	-1.6	2,708.9	2,662.4	-0.3	-1.7	3,717.7	3,702.6
山形県	2,930.6	2,955.1	-1.5	0.8	2,941.9	2,949.9	-1.1	0.3	4,053.6	4,116.3
福島県	5,600.1	5,816.1	-2.1	3.9	5,540.2	5,711.4	-1.1	3.1	7,558.6	7,855.1
茨城県	8,499.5	8,334.0	1.2	-1.9	8,925.0	8,755.6	1.2	-1.9	11,335.8	11,194.5
栃木県	6,024.7	6,133.9	-0.3	1.8	6,083.2	6,162.0	0.1	1.3	7,889.8	8,085.4
群馬県	5,716.7	5,671.1	-0.3	-0.8	5,744.6	5,749.0	0.9	0.1	7,549.5	7,529.2
埼玉県	14,770.3	14,889.8	0.6	0.8	20,505.8	20,833.2	-0.5	1.6	20,241.7	20,515.3
千葉県	13,279.0	13,474.0	1.6	1.5	17,418.7	17,972.1	1.8	3.2	19,096.3	19,465.3
東京都	67,503.7	67,377.8	-0.7	-0.2	55,486.6	56,433.0	4.0	1.7	88,693.2	89,567.2
神奈川県	21,895.8	21,697.0	0.6	-0.9	27,676.0	27,719.7	0.9	0.2	30,807.3	30,814.5
新潟県	6,506.2	6,495.8	-0.8	-0.2	6,595.5	6,589.1	-0.7	-0.1	9,131.0	9,198.2
富山県	3,403.1	3,387.4	2.7	-0.5	3,395.9	3,379.5	2.8	-0.5	4,657.0	4,672.2
石川県	3,277.5	3,256.9	-1.3	-0.6	3,314.2	3,287.8	-0.4	-0.8	4,494.4	4,504.7
福井県	2,353.6	2,309.7	0.7	-1.9	2,363.9	2,335.7	1.7	-1.2	3,306.8	3,264.3
山梨県	2,198.2	2,184.5	-0.8	-0.6	2,292.3	2,256.4	-1.2	-1.6	3,094.2	3,118.0
長野県	5,967.9	5,914.8	0.7	-0.9	6,075.1	6,042.6	0.5	-0.5	8,036.8	7,978.9
岐阜県	5,411.5	5,266.4	0.9	-2.7	5,873.1	5,698.5	1.1	-3.0	7,179.7	7,110.8
静岡県	12,096.1	12,068.4	-1.6	-0.2	12,330.9	12,320.5	-0.4	-0.1	16,015.6	16,068.9
愛知県	24,609.5	25,044.6	-0.3	1.8	24,276.7	24,741.0	0.3	1.9	33,899.8	34,650.3
三重県	5,098.8	5,292.6	1.9	3.8	5,446.7	5,568.5	2.5	2.2	7,236.4	7,533.3
滋賀県	4,320.8	4,376.9	0.7	1.3	4,402.9	4,437.2	2.1	0.8	5,796.8	5,893.6
京都府	7,253.0	7,363.8	1.3	1.5	7,485.8	7,517.0	0.9	0.4	9,674.4	9,831.0
大阪府	28,205.5	28,183.8	-0.7	-0.1	26,969.7	26,789.1	1.0	-0.7	38,338.4	38,679.7
兵庫県	13,385.3	13,345.3	-1.2	-0.3	14,896.6	14,811.9	-1.4	-0.6	18,649.5	18,708.8
奈良県	2,783.8	2,762.4	-2.0	-0.8	3,780.9	3,717.9	-1.5	-1.7	3,772.5	3,775.0
和歌山県	2,455.3	2,455.8	1.0	0.0	2,647.0	2,651.0	0.2	0.2	3,383.1	3,410.5
鳥取県	1,470.4	1,465.6	0.1	-0.3	1,450.1	1,444.2	0.2	-0.4	2,032.6	2,047.2
島根県	1,776.8	1,758.2	-2.1	-1.0	1,846.5	1,815.2	-2.3	-1.7	2,502.6	2,496.5
岡山県	5,009.1	4,928.4	-1.7	-1.6	5,054.7	5,032.5	-1.6	-0.4	7,120.5	7,092.9
広島県	8,593.1	8,598.1	1.5	0.1	8,462.7	8,469.8	0.4	0.1	11,556.1	11,649.0
山口県	4,156.5	4,141.0	-1.2	-0.4	4,248.4	4,237.1	-1.0	-0.3	5,705.5	5,745.7
徳島県	2,153.9	2,108.9	3.5	-2.1	2,327.1	2,283.9	3.3	-1.9	2,784.8	2,751.8
香川県	2,681.5	2,653.7	-2.8	-1.0	2,701.4	2,677.5	-2.1	-0.9	3,681.0	3,683.2
愛媛県	3,404.2	3,406.1	-0.5	0.1	3,417.4	3,411.8	-0.2	-0.2	4,714.4	4,728.6
高知県	1,772.9	1,701.1	-0.9	-4.0	1,807.2	1,743.9	-0.8	-3.5	2,401.0	2,360.3
福岡県	12,984.2	12,875.7	0.7	-0.8	13,146.4	12,998.5	0.8	-1.1	17,522.5	17,575.4
佐賀県	2,095.9	2,093.1	2.1	-0.1	2,147.7	2,133.0	1.7	-0.7	2,862.9	2,880.6
長崎県	3,183.9	3,151.7	-1.8	-1.0	3,321.0	3,274.4	-1.8	-1.4	4,372.3	4,351.0
熊本県	4,200.8	4,198.5	-0.9	-0.1	4,386.5	4,381.0	-0.8	-0.1	5,748.8	5,789.0
大分県	3,239.1	3,242.8	3.6	0.1	3,221.3	3,223.7	2.5	0.1	4,487.0	4,548.7
宮崎県	2,623.6	2,617.2	0.5	-0.2	2,734.4	2,717.7	0.1	-0.6	3,578.9	3,593.8
鹿児島県	3,815.9	3,800.0	-0.8	-0.4	3,937.3	3,904.6	-0.7	-0.8	5,294.1	5,298.4
沖縄県	2,505.1	2,479.2	-0.5	-1.0	2,705.1	2,699.8	-0.5	-0.2	3,567.5	3,572.1
合計	370,903.8	370,646.2	-0.3	-0.1	378,993.3	380,269.5	0.7	0.3	504,578.5	508,411.1

(注) 1 この表は、内閣府経済社会総合研究所の平成19年版「県民経済計算年報」によるものである。  
 2 この県民経済計算は、各都道府県が内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式」に基づき推計したものである。

(名目)		県内総支出 (実質)				1人当たり県民所得				項目
増加率 (%)		実数 (10億円)		増加率 (%)		実数 (1,000円)		増加率 (%)		県別
15年度	16年度	15年度	16年度	15年度	16年度	15年度	16年度	15年度	16年度	
-0.7	-0.1	20,348.6	20,511.9	-0.1	0.8	2,556	2,535	-1.0	-0.8	北海道
-0.8	-1.3	4,513.0	4,460.3	0.1	-1.2	2,174	2,152	-2.4	-1.0	青森県
-1.0	0.3	4,806.2	4,922.2	0.6	2.4	2,348	2,363	-2.2	0.6	岩手県
-0.8	0.3	8,733.0	8,872.3	0.6	1.6	2,514	2,530	-1.1	0.6	宮城県
-0.4	-0.4	3,929.9	3,998.5	1.4	1.7	2,320	2,297	0.5	-1.0	秋田県
-1.2	1.5	4,183.0	4,274.0	-0.5	2.2	2,392	2,411	-0.7	0.8	山形県
-2.7	3.9	8,032.0	8,463.7	-0.7	5.4	2,622	2,712	-0.8	3.4	福島県
0.9	-1.2	11,851.8	11,717.3	2.0	-1.1	2,984	2,929	1.2	-1.8	茨城県
0.1	2.5	8,294.6	8,595.4	1.3	3.6	3,025	3,062	0.0	1.2	栃木県
0.3	-0.3	7,809.5	7,936.4	1.6	1.6	2,824	2,828	0.8	0.1	群馬県
0.8	1.4	21,312.1	21,735.3	1.8	2.0	2,917	2,956	-0.9	1.3	埼玉県
2.3	1.9	19,928.9	20,547.8	4.2	3.1	2,892	2,976	1.3	2.9	千葉県
0.6	1.0	91,861.9	94,305.6	0.4	2.7	4,507	4,559	3.3	1.2	東京都
0.9	0.0	31,926.0	32,426.6	1.9	1.6	3,186	3,174	0.2	-0.4	神奈川県
-0.4	0.7	9,464.9	9,661.7	0.5	2.1	2,681	2,688	-0.5	0.3	奈良県
2.0	0.3	4,888.4	4,976.3	3.6	1.8	3,039	3,027	3.0	-0.4	和歌山県
-1.0	0.2	4,691.8	4,777.5	0.5	1.8	2,808	2,790	-0.4	-0.6	山梨県
0.5	-1.3	3,405.8	3,366.4	1.3	-1.2	2,858	2,832	1.8	-0.9	福井県
0.2	0.8	3,216.2	3,254.5	1.2	1.2	2,583	2,548	-1.0	-1.4	福山県
0.2	-0.7	8,704.9	8,783.4	2.7	0.9	2,743	2,733	0.6	-0.4	長野県
1.0	-1.0	7,518.2	7,530.2	2.1	0.2	2,782	2,701	1.1	-2.9	岐阜県
-0.9	0.3	16,679.8	16,903.8	0.3	1.3	3,251	3,247	-0.6	-0.1	静岡県
0.2	2.2	35,110.0	36,924.4	2.0	5.2	3,392	3,440	-0.2	1.4	岡知県
1.6	4.1	7,527.0	7,935.3	2.6	5.4	2,925	2,988	2.5	2.2	愛知県
0.8	1.7	5,972.6	6,006.0	0.2	0.6	3,223	3,235	1.5	0.4	三重県
1.0	1.6	10,119.0	10,312.7	2.0	1.9	2,834	2,849	1.0	0.5	滋賀県
-0.0	0.9	39,807.6	40,553.0	0.8	1.9	3,059	3,039	1.0	-0.7	京都府
-1.1	0.3	19,680.1	19,969.2	0.5	1.5	2,667	2,651	-1.6	-0.6	大阪府
-1.3	0.1	3,889.2	3,970.8	0.1	2.1	2,633	2,599	-1.3	-1.3	兵庫県
-0.3	0.8	3,468.6	3,525.1	0.7	1.6	2,508	2,525	0.8	0.7	奈良県
0.7	0.7	2,100.0	2,132.5	1.9	1.5	2,374	2,371	0.4	-0.1	和歌山県
-1.2	-0.2	2,589.2	2,609.9	-0.7	0.8	2,451	2,425	-1.8	-1.1	鳥取県
-1.3	-0.4	7,375.0	7,466.9	-0.1	1.2	2,588	2,578	-1.6	-0.4	島根県
1.3	0.8	11,903.3	11,997.9	2.1	0.8	2,940	2,943	0.3	0.1	岡山県
-0.7	0.7	5,931.9	5,980.6	0.2	0.8	2,810	2,817	-0.6	0.2	広島県
2.7	-1.2	2,883.4	2,868.6	3.6	-0.5	2,848	2,808	3.7	-1.4	徳島県
-1.7	0.1	3,806.2	3,831.3	-0.7	0.7	2,649	2,630	-2.0	-0.7	香川県
-0.1	0.3	4,883.3	4,918.7	0.6	0.7	2,304	2,309	0.0	0.2	愛媛県
-0.7	-1.7	2,499.2	2,452.3	-0.1	-1.9	2,240	2,171	-0.3	-3.1	高知県
1.2	0.3	18,343.8	18,606.2	2.4	1.4	2,603	2,570	0.7	-1.3	福岡県
1.8	0.6	2,967.1	3,012.4	2.7	1.5	2,463	2,453	1.9	-0.4	佐賀県
-0.4	-0.5	4,505.1	4,605.9	0.6	2.2	2,212	2,190	-1.5	-1.0	長崎県
0.7	0.7	6,012.2	6,141.0	1.8	2.1	2,365	2,366	-0.6	0.0	熊本県
3.3	1.4	4,736.6	4,830.8	4.6	2.0	2,646	2,653	2.7	0.3	宮崎県
1.3	0.4	3,719.0	3,774.4	2.1	1.5	2,348	2,340	0.3	-0.3	大分県
0.0	0.1	5,487.9	5,514.9	0.8	0.5	2,219	2,207	-0.4	-0.5	宮崎県
0.9	0.1	3,668.1	3,716.7	1.4	1.3	2,005	1,987	-1.2	-0.9	鹿嶋県
0.3	0.8	525,086.0	535,678.6	1.2	2.0	2,970	2,978	0.6	0.3	沖縄県
										合計

23 主要経済指標の推移

区分	国内総生産		国内民間総資本形成		民間企業設備	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	752,985	115.7	230,368	117.8	156,685	115.5
50	1,523,616	110.0	356,048	98.2	243,739	99.3
55	2,462,664	109.0	566,518	108.5	396,916	113.3
60	3,274,332	106.7	705,485	111.1	540,780	112.2
61	3,419,205	104.4	731,215	103.6	563,666	104.2
62	3,595,089	105.1	814,584	111.4	601,061	106.6
63	3,867,361	107.6	961,001	118.0	715,828	119.1
平成元年度	4,147,429	107.2	1,068,458	111.2	805,375	112.5
2	4,499,971	108.5	1,201,964	112.5	923,414	114.7
3	4,722,614	104.9	1,193,567	99.3	926,641	100.3
4	4,838,375	102.5	1,109,195	92.9	877,558	94.7
5	4,806,615	99.3	958,154	86.4	747,463	85.2
6	4,870,175	102.2	977,979	102.8	725,427	97.2
7	4,964,573	101.9	991,431	101.4	733,984	101.2
8	5,084,328	102.4	1,057,485	106.7	762,071	103.8
9	5,133,064	101.0	1,049,894	99.3	787,681	103.4
10	5,033,044	98.1	915,859	87.2	710,753	90.2
11	4,995,442	99.3	870,429	95.0	690,786	97.2
12	5,041,188	100.9	944,834	108.5	724,526	104.9
13	4,936,447	97.9	865,533	91.6	688,294	95.0
14	4,898,752	99.2	827,183	95.6	651,154	94.6
15	4,937,475	100.8	861,779	104.2	673,970	103.5
16	4,984,906	101.0	913,226	106.0	715,037	106.1
17	5,038,447	101.1	959,633	105.1	762,373	106.6
18	5,118,770	101.6	1,021,064	106.4	809,807	106.2
19	5,160,000	100.8	1,014,000	99.3	824,000	101.7
20	5,269,000	102.1	1,071,000	105.6	856,000	103.9

区分	民間在庫品増加		民間住宅		民間最終消費支出	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	25,248	-	48,435	115.6	394,566	114.3
50	1,305	-	111,004	115.4	869,946	113.9
55	18,118	-	151,484	97.2	1,342,330	108.0
60	17,390	-	147,315	103.8	1,787,459	105.8
61	7,375	-	160,174	108.7	1,852,930	103.7
62	9,496	-	204,027	127.4	1,953,688	105.4
63	26,743	-	218,430	107.1	2,069,679	105.9
平成元年度	32,215	-	230,868	105.7	2,211,644	106.9
2	27,869	-	250,681	108.6	2,379,280	107.6
3	33,194	-	233,732	93.2	2,512,850	105.6
4	2,494	-	229,143	98.0	2,596,085	103.3
5	-29,700	-	240,391	104.9	2,664,630	102.6
6	-5,327	-	257,879	107.3	2,679,927	102.7
7	15,593	-	241,854	93.8	2,736,339	102.1
8	18,053	-	277,361	114.7	2,815,804	102.9
9	34,642	-	227,571	82.0	2,828,468	100.4
10	6,596	-	198,510	87.2	2,829,795	100.0
11	-24,601	-	204,244	102.9	2,843,407	100.5
12	17,066	-	203,242	99.5	2,831,253	99.6
13	-7,915	-	185,154	91.1	2,833,489	100.1
14	-3,249	-	179,278	96.8	2,832,005	99.9
15	8,445	-	179,364	100.0	2,825,632	99.8
16	14,094	-	184,135	102.7	2,841,726	100.6
17	13,390	-	183,870	99.9	2,875,561	101.2
18	22,974	-	188,283	102.4	2,913,753	101.3
19	23,000	-	167,000	88.8	2,944,000	101.0
20	30,000	-	185,000	110.4	2,978,000	101.2

区分	鉱工業生産指数		企業物価指数		消費者物価指数	
	指数12年=100	前年度比(%)	指数17年=100	前年度比(%)	指数17年=100	前年度比(%)
昭和45年度	45.9	110.9	57.9	102.1	33.0	-
50	50.0	95.6	89.4	102.3	57.0	110.4
55	67.5	102.1	117.7	112.5	78.1	107.6
60	80.3	102.4	115.7	98.3	88.4	101.9
61	80.1	99.8	109.6	94.7	88.4	100.0
62	85.0	106.1	107.7	98.3	88.9	100.5
63	92.4	108.7	107.1	99.4	89.6	100.8
平成元年度	96.4	104.3	109.9	102.6	92.1	102.9
2	101.2	105.0	111.3	101.3	95.0	103.3
3	100.5	99.3	111.8	100.4	97.6	102.8
4	94.5	94.0	110.6	98.9	99.2	101.6
5	91.1	96.4	108.7	98.3	100.5	101.2
6	93.9	103.1	107.2	98.6	100.8	100.4
7	95.9	102.1	106.1	99.0	100.6	99.9
8	99.1	103.3	104.5	98.5	101.0	100.4
9	100.2	101.1	105.5	101.0	103.1	102.0
10	93.4	93.2	103.3	97.9	103.3	100.2
11	95.8	102.6	102.5	99.2	102.8	99.5
12	99.9	104.3	101.9	99.4	102.1	99.5
13	90.8	90.9	99.4	97.5	101.1	99.0
14	93.3	102.8	97.7	98.3	100.5	99.4
15	96.6	103.5	97.2	99.5	100.3	99.8
16	100.5	104.0	98.8	101.6	100.2	99.9
17	102.1	101.6	100.5	101.7	100.0	99.9
18	107.0	104.8	102.6	102.1	100.2	100.2
19	-	102.4	-	101.8	-	100.2
20	-	102.2	-	100.6	-	100.3

(注) 平成18年度までは実績、平成19年度及び平成20年度は「平成20年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成20年1月18日閣議決定)によるもの。  
 なお、国内総生産、民間最終消費支出等「国民経済計算」による数値は、実績については、昭和54年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和55年度から平成5年度までは平成7年基準(93SNA)、平成6年度以降は平成12年基準(93SNA)によるものであり、前年度比については、昭和55年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和56年度から平成6年度までは平成7年基準(93SNA)、平成7年度以降は平成12年基準(93SNA)によるものである。



# 参 考

- I 平成20年度地方財政計画
- II 平成20年度租税及び印紙収入予算額
- III 平成20年度主要経済指標

I 平成20年度地方財政計画

(単位：億円)

区 分	平成20年度 (A)	平成19年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	404,703	403,728	975	0.2
1 普 通 税	375,244	373,398	1,846	0.5
2 目 的 税	29,459	30,330	△ 871	△ 2.9
II 地 方 譲 与 税	7,027	7,091	△ 64	△ 0.9
1 地 方 道 路 譲 与 税	2,998	3,072	△ 74	△ 2.4
2 石 油 ガ ス 譲 与 税	140	140	0	0.0
3 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,601	3,599	2	0.1
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	164	167	△ 3	△ 1.8
5 特 別 と ん 譲 与 税	124	113	11	9.7
6 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	—	—	—	—
III 地 方 特 例 交 付 金 等	4,735	3,120	1,615	51.8
IV 地 方 交 付 税	154,061	152,027	2,034	1.3
V 国 庫 支 出 金	100,831	101,739	△ 908	△ 0.9
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	16,796	16,659	137	0.8
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	47,235	46,654	581	1.2
(ア) 生 活 保 護 費 負 担 金	20,032	19,798	234	1.2
(イ) 児 童 保 護 費 等 負 担 金	5,174	5,010	164	3.3
(ウ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	6,538	5,960	578	9.7
(エ) 児 童 手 当 交 付 金	4,357	4,320	37	0.9
(オ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	11,134	11,566	△ 432	△ 3.7
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	27,222	28,543	△ 1,321	△ 4.6
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	26,870	28,251	△ 1,381	△ 4.9
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	352	292	60	20.5
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	259	259	0	0.0
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	66	66	0	0.0
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	748	845	△ 97	△ 11.5
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,403	1,346	57	4.2
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	216	186	30	16.1
9 特 別 行 動 委 員 会 関 係 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	0	21	△ 21	皆減
10 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	61	61	0	0.0
11 地 方 道 路 整 備 臨 時 交 付 金	6,825	7,099	△ 274	△ 3.9
VI 地 方 債	96,055	96,529	△ 474	△ 0.5
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	16,220	16,455	△ 235	△ 1.4
VIII 雑 収 入	50,382	50,572	△ 190	△ 0.4
歳 入 合 計	834,014	831,261	2,753	0.3

(単位：億円)

区 分	平成20年度 (A)	平成19年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
B 歳 出				
I 給 与 関 係 経 費	222,071	225,111	△ 3,040	△ 1.4
1 給 与 費(退職手当を除く)	197,813	200,847	△ 3,034	△ 1.5
(ア) 義 務 教 育 教 職 員	61,355	61,224	131	0.2
(イ) 警 察 関 係 職 員	23,867	23,879	△ 12	△ 0.1
(ウ) 消 防 職 員	12,242	12,030	212	1.8
(エ) 一 般 職 員 及 び 義 務 制 以 外 の 教 員 並びに特別職等	100,349	103,714	△ 3,365	△ 3.2
2 退 職 手 当	23,865	23,828	37	0.2
3 恩 給 費	393	436	△ 43	△ 9.9
II 一 般 行 政 経 費	265,464	261,811	3,653	1.4
1 国 庫 補 助 負 担 金 等 を 伴 う も の	115,660	112,300	3,360	3.0
(ア) 生 活 保 護 費	26,709	26,397	312	1.2
(イ) 児 童 保 護 費	10,349	10,020	329	3.3
(ウ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費	13,076	11,921	1,155	9.7
(エ) 老 人 医 療 給 付 費	1,560	15,426	△ 13,866	△ 89.9
(オ) 後 期 高 齢 者 医 療 給 付 費	15,708	—	15,708	皆増
(カ) 介 護 給 付 費	18,104	18,140	△ 36	△ 0.2
(キ) 児 童 手 当	9,451	9,437	14	0.1
(ク) そ の 他 の 一 般 行 政 経 費	20,703	20,959	△ 256	△ 1.2
2 国 庫 補 助 負 担 金 を 伴 わ ない も の	138,410	139,510	△ 1,100	△ 0.8
3 国 民 健 康 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 関係事業費	11,394	10,001	1,393	13.9
III 地 方 再 生 対 策 費	4,000	—	4,000	皆増
IV 公 債 費	133,796	131,496	2,300	1.7
V 維 持 補 修 費	9,680	9,766	△ 86	△ 0.9
VI 投 資 的 経 費	148,151	152,328	△ 4,177	△ 2.7
1 直 轄 事 業 負 担 金	11,152	11,371	△ 219	△ 1.9
2 公 共 事 業 費	53,692	55,073	△ 1,381	△ 2.5
(ア) 普 通 建 設 事 業 費	53,210	54,675	△ 1,465	△ 2.7
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費	482	398	84	21.1
(直轄、補助事業計)	64,844	66,444	△ 1,600	△ 2.4
3 一 般 事 業 費	50,981	52,143	△ 1,162	△ 2.2
(ア) 普 通 建 設 事 業 費	50,309	51,412	△ 1,103	△ 2.1
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費	672	731	△ 59	△ 8.1
4 特 別 事 業 費	32,326	33,741	△ 1,415	△ 4.2
(ア) 過 疎 対 策 事 業 費	7,855	8,098	△ 243	△ 3.0
(イ) 地 域 活 性 化 事 業 費	1,119	1,151	△ 32	△ 2.8
(ウ) 合 併 特 例 事 業 費	10,135	10,000	135	1.4
(エ) 防 災 対 策 事 業 費	1,369	1,387	△ 18	△ 1.3
(オ) 旧 地 域 総 合 整 備 事 業 費(継 続 事 業 分)	0	366	△ 366	皆減
(カ) 特 別 単 独 事 業 費	10,637	11,528	△ 891	△ 7.7
(キ) 施 設 整 備 事 業 費(一 般 財 源 化 分)	1,211	1,211	0	0.0
(地方単独事業計)	83,307	85,884	△ 2,577	△ 3.0
VII 公 営 企 業 繰 出 金	26,352	27,249	△ 897	△ 3.3
1 収 益 勘 定 繰 出 金	13,229	13,948	△ 719	△ 5.2
2 資 本 勘 定 繰 出 金	13,123	13,301	△ 178	△ 1.3
VIII 地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平均水準を超える必要経費	24,500	23,500	1,000	4.3
歳 出 合 計	834,014	831,261	2,753	0.3

(参 考)

歳入歳出の構成比

(1) 歳 入

区 分	平成 2 0 年度		平成 1 9 年度	
	計 画 額	構 成 比	計 画 額	構 成 比
	億円	%	億円	%
地 方 税	404,703	48.5	403,728	48.6
地 方 譲 与 税	7,027	0.8	7,091	0.9
地 方 特 例 交 付 金 等	4,735	0.6	3,120	0.4
地 方 交 付 税	154,061	18.5	152,027	18.3
国 庫 支 出 金	100,831	12.1	101,739	12.2
地 方 債	96,055	11.5	96,529	11.6
使 用 料 及 び 手 数 料	16,220	2.0	16,455	2.0
雑 収 入	50,382	6.0	50,572	6.0
歳 入 合 計	834,014	100.0	831,261	100.0

(2) 歳 出

区 分	平成 2 0 年度		平成 1 9 年度	
	計 画 額	構 成 比	計 画 額	構 成 比
	億円	%	億円	%
給 与 関 係 経 費	222,071	26.6	225,111	27.1
一 般 行 政 経 費	265,464	31.8	261,811	31.5
地 方 再 生 対 策 費	4,000	0.5	—	—
公 債 費	133,796	16.0	131,496	15.8
維 持 補 修 費	9,680	1.2	9,766	1.2
投 資 的 経 費	148,151	17.8	152,328	18.3
公 営 企 業 繰 出 金	26,352	3.2	27,249	3.3
地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	24,500	2.9	23,500	2.8
歳 出 合 計	834,014	100.0	831,261	100.0

II 平成20年度租税及び印紙収入予算額

(単位 億円)

税 目	平成19年度 当初予算額	平成20年度				
		前年度当初 予算額に対 する現行法 による増減 (△)収見込額	現行法によ る収入見込 額	税制改正に よる増減(△) 収見込額	改正法によ る収入見込 額(予算額)	前年度当初 予算額に対 する増減(△) 収見込額
		(1)	(2)	(3)=(1)+(2)	(4)	(5)=(3)+(4)
(一 般 会 計)						
所得税						
源泉分	133,070	△ 1,590	131,480	—	131,480	△ 1,590
申告分	32,380	△ 1,070	31,310	—	31,310	△ 1,070
計	165,450	△ 2,660	162,790	—	162,790	△ 2,660
法人税	163,590	3,560	167,150	△ 40	167,110	3,520
相続税	15,030	470	15,500	—	15,500	470
消費税	106,450	260	106,710	—	106,710	260
酒税	14,950	370	15,320	—	15,320	370
たばこ税	9,260	△ 320	8,940	—	8,940	△ 320
揮発油税	21,350	△ 490	20,860	—	20,860	△ 490
石油ガス税	140	0	140	—	140	0
航空機燃料税	930	△ 40	890	—	890	△ 40
石油石炭税	5,330	△ 120	5,210	—	5,210	△ 120
電源開発促進税	3,460	20	3,480	—	3,480	20
自動車重量税	7,160	△ 10	7,150	—	7,150	△ 10
関税	9,290	150	9,440	△ 50	9,390	100
とん税	90	10	100	—	100	10
印紙収入						
収入印紙	9,240	△ 300	8,940	—	8,940	△ 300
現金収入	2,950	60	3,010	—	3,010	60
計	12,190	△ 240	11,950	—	11,950	△ 240
合 計	534,670	960	535,630	△ 90	535,540	870
(交付税及び譲与税配付) (金特別会計)						
地方道路税	3,044	△ 82	2,962	—	2,962	△ 82
石油ガス税(譲与分)	140	0	140	—	140	0
航空機燃料税(譲与分)	169	△ 7	162	—	162	△ 7
自動車重量税(譲与分)	3,580	△ 5	3,575	—	3,575	△ 5
特別とん税	113	12	125	—	125	12
地方法人特別税	—	—	—	5	5	5
合 計	7,046	△ 82	6,964	5	6,969	△ 77
(社会資本整備事業特別会計)						
揮発油税	7,099	△ 274	6,825	—	6,825	△ 274
(国債整理基金特別会計)						
たばこ特別税	2,138	△ 73	2,065	—	2,065	△ 73
総 計	550,953	531	551,484	△ 85	551,399	446

### III 平成20年度主要経済指標

	平成18年度 (2006年度) (実績)	平成19年度 (2007年度) (実績見込み)	平成20年度 (2008年度) (見通し)	対前年度比増減率					
	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	平成18年度 (2006年度)		平成19年度 (2007年度)		平成20年度 (2008年度)	
				% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	511.9	516.0	526.9	1.6	2.3	0.8	1.3	2.1	2.0
民間最終消費支出	291.4	294.4	297.8	1.3	1.7	1.0	1.3	1.2	1.3
民間住宅	18.8	16.7	18.5	2.4	0.2	▲ 11.2	▲ 12.7	10.4	9.0
民間企業設備	81.0	82.4	85.6	6.2	5.6	1.7	0.9	3.9	3.3
民間在庫品増加 ( )内は寄与度	2.3	2.3	3.0	(0.2)	(0.2)	(▲ 0.0)	(▲ 0.0)	(0.1)	(0.1)
政府支出	111.3	111.5	111.8	▲ 2.3	▲ 1.8	0.2	0.0	0.2	0.1
政府最終消費支出	89.9	91.1	92.2	▲ 0.7	0.1	1.3	1.6	1.2	1.1
公的固定資本形成	21.1	20.2	19.3	▲ 8.0	▲ 9.2	▲ 4.7	▲ 6.1	▲ 4.0	▲ 4.9
財貨・サービスの輸出	83.9	91.6	97.5	12.0	8.2	9.1	7.1	6.5	5.2
(控除)財貨・サービスの輸入	76.8	82.9	87.2	12.2	3.0	8.0	1.5	5.2	3.6
内需寄与度				1.5	1.5	0.5	0.5	1.8	1.7
民需寄与度				2.0	1.9	0.4	0.4	1.8	1.7
公需寄与度				▲ 0.5	▲ 0.4	0.0	0.0	0.0	0.0
外需寄与度				0.1	0.8	0.3	0.9	0.3	0.4
国民所得	373.2	377.3	384.4	1.8		1.1		1.9	
雇員報酬	263.0	263.1	265.2	1.3		0.1		0.8	
財産所得	17.5	20.4	23.3	24.1		16.7		14.2	
企業所得	92.8	93.7	95.8	▲ 0.3		1.0		2.2	
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度		%		%程度		%程度
労働力人口	6,660	6,665	6,675		0.1		0.1		0.1
就業者総数	6,389	6,410	6,425		0.4		0.3		0.2
雇員総数	5,486	5,525	5,565		1.2		0.7		0.7
完全失業率	%	%程度	%程度						
	4.1	3.9	3.8						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	4.8	2.4	2.2						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	2.1	1.8	0.6						
消費者物価指数・変化率	0.2	0.2	0.3						
GDPデフレーター・変化率	▲ 0.7	▲ 0.5	0.1						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度		%		%程度		%程度
貿易・サービス収支	8.2	9.7	11.2						
貿易収支	10.5	12.1	13.2						
輸出	73.7	80.2	85.4		13.0		8.9		6.4
輸入	63.2	68.1	72.1		13.6		7.8		5.9
経常収支	21.2	25.1	26.1						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	4.1	4.9	4.9						

(注) 世界GDP(日本を除く)、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
世界GDP(日本を除く)の実質成長率(%)	3.6	3.4	3.2
円相場(円/ドル)	116.9	115.6	111.2
原油輸入価格(ドル/バレル)	63.6	75.3	83.0

(備考)

1. 世界GDP(日本を除く)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、平成19年11月1日～11月30日の1か月間の平均値(111.2円/ドル)で同年12月以後一定と想定。
3. 原油輸入価格は、平成19年11月1日～11月30日の1か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加して同年12月分を想定、同年9月1日～11月30日の3か月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(83.0ドル/バレル)で平成20年1月以後一定と想定。